

開会（午前10：00）

開会・開議

議長（久田良平）

ただいまから、平成22年第4回能登町議会定例会を開会します。ただいまの、出席議員数は18人で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

会議録署名議員の指名

議長（久田良平）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 酒元法子君、6番 椿原安弘君を指名いたします。

会期の決定

議長（久田良平）

日程第2「会期の決定」の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの7日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月15日までの7日に決定いたしました。

諸般の報告

議長（久田良平）

日程第3「諸般の報告」を行います。地方自治法121条の規定により、本

定例会に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承ください。本定例会に、町長より別冊配布のとおり、議案30件が提出されております。

また、監査委員から、平成22年8月分、9月分、10月分例月出納検査の結果についての報告がありましたので、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承を願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案第66号から議案第95号

議長（久田良平）

日程第4 議案第66号「平成22年度能登町一般会計補正予算」から日程第15 議案第77号「平成22年度能登町病院事業会計補正予算」、までの12件、及び、日程第16 議案第78号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第33 議案第95号「財産の取得について」までの18件、併せて30件を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。町長 持木一茂君。

提案理由の説明

町長（持木一茂）

本日ここに、平成22年第4回能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には年末を控え何かとお忙しい中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日提案いたしております、各議案の提案理由をご説明する前に、一言ごあいさつを申し上げます。

12月に入りまして、今年も残すところあと僅かとなりました。

日々、寒さが増してきておりますが、気象庁は去る11月25日に12月から2月までの3カ月予報を発表しました。

北陸地方は冬型の気圧配置が強まるため、12月は例年より気温が低くなる可能性が高く、来年1月は平年並み、2月は少し高くなる見通しで、日本海側の降雪量は、平年並みとのことです。

町では毎年除雪計画を立て大雪に備えておりますが、今後、本格的な降雪の時期に入りますので、町といたしましても厳重な警戒と監視を行ってまいります。町民の皆様におかれましては、車や歩行者に十分気をつけて、町の除雪

作業等にご協力をお願いいたします。

今年は秋があつという間に過ぎてしまい、夏から一気に冬になってしまったような感覚ですが、国立感染症研究所によりますと冬場に多いノロウイルスなどによる感染性胃腸炎の患者が、去年の同じ時期のおよそ4倍になっているとのことです。

今年は例年よりも大きな流行になる可能性が高く、抵抗力が弱い高齢者や乳幼児の場合、脱水症状が進んで重症化する恐れが高いと言われておりますので、手洗いなどの予防策を徹底されますようお願いいたします。

さて、今年1年を顧みますと、去る3月1日に、能登町の5周年を祝う「町制5周年記念式典」を、能都庁舎4階の大集会場で挙行いたしました。

会場には、お祝いに駆けつけて下さった関係者や被表彰者など約200人が集まり、5周年という節目を多くの町民の皆様とともに祝うことができました。

能登町が誕生してから、5年9箇月余りたち、能登町版「事業仕分け」とも言える3ヶ年の集中改革期間を経て、合併当初の危機的財政状況から脱却し、能登町の各財政指標は、町民の皆様のご協力を得ながら一歩ずつではありますが、着実に改善されています。

しかしながら、平成23年度の財政見通しは、本年度の国勢調査による人口減少により、地方交付税の減額が見込まれていますし、平成26年度には、合併に伴う財政特例措置が終了します。

また、政府は、地域主権改革を推進するため、「ひも付き補助金」を、来年度から2年間で1兆円の規模で、あらかじめ用途を定めない「一括交付金」とすることを正式に決定するなど、新たなシステムの構築が進められており、能登町は、今、一つの町として持続可能な財政構造を構築するための重要な時期を迎えています。

地方交付税頼りの脆弱な財政基盤の中ではありますが、財源不足の段階的な解消に取り組み、厳しい中にもメリハリのある行財政政策を取捨選択しながら町の発展にまい進する覚悟ですので、議員各位のご支援をお願い申し上げます。

次に、去る3月14日に石川県知事選挙が執行されました。

谷本県知事の選挙マニフェストのなかで「有料道路の負担軽減」について触れられていましたが、今年の6月定例会で実施を表明し、第5回定例会で、平成25年4月に能登有料道路無料化を前倒して実施することが提案されています。

奥能登地域にとって、能登有料道路はその交通手段として、大きな役割を果たしていますが、有料道路であるがゆえに大きな制約を受けて来ました。

無料化は能登の自治体、住民の悲願であり、能登と金沢、加賀の行き来を活

発化し、交流人口拡大の起爆剤になることが期待されますので、県と町が一丸となりその効果を最大限に引き出して行きたいと考えています。

次に、去る10月9日から11日にかけて、60歳以上の方を対象にした「ねんりんピック石川2010」が開催され、「光る汗！輝くいしかわ笑顔の輪」をテーマに、能登町においては、能都健民テニスコートでソフトテニス交流大会を無事開催することができました。

まち全体で、温かいおもてなしでお迎えするとともに、出会いとふれあいに感動できる大会となりましたことは、町実行委員会をはじめ、大会を支えていただきました関係各位の一方ならぬご支援とご協力の賜であり心からお礼を申し上げます。

また、来年は、35歳以上を対象にした「日本スポーツマスターズ2011石川大会」が開催されます。

去る10月18日には、谷本石川県知事をお迎えし能都庁舎前の「宇出津港いやさか広場」にて横断幕りレーキャンペーン能登ルートスタート式が開催されました。

この横断幕りレーキャンペーンは、関係団体・機関が一体となり大会成功に向け、開催機運を高める目的で実施されたものであり、新しく議員になられました議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、議員の皆様にとっては、今年一番の出来事であった町議会議員選挙が去る10月24日に執行されました。

今回より、議員定数20名から18名の2議席減となり、新しく町議会議員になられました議員一人ひとりの責任も、一段と重くなりました。

11月8日の臨時議会で、新しい議会組織も決まり、この12月定例会から本格的な議会活動が始まります。

今、新たな町づくりに向けて、議員の皆様とともに最初の一步を歩みだすにあたり、議会活動のより一層の活性化をお願いするとともに、町政運営にご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

現在、平成23年度当初予算の編成期を迎えておりますが、国の予算をはじめ政策面におきましても、まだまだ不透明な部分が多く残されております。

地域でできることは地域にお願いしなければなりません、いかに環境が厳しくとも、将来につながる施策の推進に積極的に取り組み、できるだけ多くの住民が満足できる施策を行うためには、地方自治法にもありますように少ない予算で最大の成果を発揮しなければなりません。

能登町が取り組むべき課題は数々ありますが、初心を忘れず、今後とも町民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、知恵と工夫、そして創造にあふれた町政の実現に向け、共に苦勞し、共に喜び、町民と議会と行政が一緒になって諸課題

に取り組み、活力と魅力にあふれた町としてさらに発展し飛躍するよう、全身全霊を傾けて挑戦していく覚悟であります。

町民の皆様並びに議員各位には、格別の御理解とお力添えを賜りますよう衷心からお願いを申し上げます。

それでは、今定例会にご提案いたしました議案30件につきまして、その大要をご説明いたします。

議案第66号から議案第77号までは、平成22年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計予算の補正予算であります。

事業費等の変更や確定、道路の緊急防災対策事業費等の追加をはじめ、先般11月の臨時議会で議決を頂きました給与条例の一部改正に伴う人件費の減額や人事異動による調整等の組み替えを行い、今回補正予算として提案させていただきました。

また、能都地区の防災行政告知施設及び有線放送施設の再整備事業について、期間を平成23年度とし、それぞれ限度額を3億1,400万円と、10億3,200万円とした「債務負担行為」を合わせて行っておりますので宜しくお願い申し上げます。

はじめに、議案第66号「平成22年度能登町一般会計補正予算（第5号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9,489万3,000円を追加し、予算の総額を143億9,043万3,000円とするものです。

歳出の主な内容は、第1款「議会費」に、228万4,000円を減額しています。

先般11月の臨時議会で議決を頂きました、議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の調整を行ったものであります。

第2款「総務費」では、3,886万3,000円を追加いたしました。

第1項「総務管理費」のうち、第1目「一般管理費」では、退職手当組合への特別給付負担金の追加をはじめ、人件費の調整を行っております。

第2目「文書広報費」は、有線放送事業特別会計への繰出金を追加しました。

第6目「基金管理費」では、財政調整基金積立金の追加であります。補正財源の調整を行い、一般財源の余剰部分を積立するものであります。

第2項「徴税費」及び第3項「戸籍住民基本台帳費」の減額は、人件費の調整を行ったものであり、第4項「選挙費」では、人件費の調整をはじめ、石川海区漁業調整委員会委員選挙費の確定による追加と、来年4月10日に執行が予定されている、石川県議会議員選挙費の平成22年度分の事務費の追加であります。

第6項「統計調査費」の減額は、人件費の調整であります。

第3款「民生費」では、2,048万円を追加いたしました。

第1項「社会福祉費」のうち、第1目「社会福祉総務費」の減額は、人件費の調整であります。

第4目「障害者福祉費」では、障害者医療費助成事業及び障害者自立支援給付事業による、今後の利用実績を見込み、医療給付費、介護給付費及び事業円滑化特別対策事業費の追加を行っております。

第6目「介護保険費」では、介護保険特別会計への繰出金の減額をはじめ、地域介護・福祉空間整備推進事業の追加であります。その内容は認知デイ施設整備や介護施設のスプリンクラー整備に対し県の内示を受け、今回、補助金を追加したものであります。

第7目「国民健康保険費」では、国民健康保険特別会計の保健事業勘定への繰出金を減額し、直営診療施設勘定への繰出金を追加いたしました。

第8目「後期高齢者医療費」では、後期高齢者医療特別会計への繰出金を追加いたしました。

第2項「児童福祉費」では、第1目「児童福祉総務費」で、人件費の調整のほか、補助基準の改正により「つくし放課後児童クラブ事業費」の追加を行っております。

第3目「児童福祉施設費」では、公立保育所運営費や私立保育園の児童管外保育の決算見込みに基づき、追加を行っております。

第4款「衛生費」は、1,362万1,000円の追加であります。

第1項「保健衛生費」において、第1目「保健衛生総務費」では、人件費の調整を行い、第6目「環境衛生費」では、斎場管理費において、修繕費のほか利用者増による管理費の決算を見込み、所要経費を追加したほか、浄化槽整備推進事業特別会計への繰出金を減額しております。

第2項「清掃費」では、第1目「清掃総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「塵芥処理費」では、埋立処分場管理費においてプレハブ倉庫の修繕費を追加し、施設点検整備等業務の確定による減額を行ったものであります。

第3項「水道費」では、水道事業会計の補助金や簡易水道事業特別会計への繰出金を減額しております。

第5款「労働費」は、558万9,000円の減額であります。

第1項「労働諸費」では、緊急雇用創出事業の決算を見込み減額したものです。

また、ペレットストーブ等木質燃料の調達先調査をはじめ環境啓発事業の追加を行っております。

第6款「農林水産業費」は、657万4,000円の減額であります。

第1項「農業費」の第1目「農業委員会費」は、人件費の調整であり、第2目「農業総務費」では、人件費の調整や決算見込みによる事務費を追加したほか

か、有害鳥獣の駆除を図るため、捕獲かご購入費を追加いたしました。

第5目「農地費」では、農村振興総合整備事業で事業費の確定による追加のほか、農業集落排水事業特別会計への繰出金を減額しています。

第2項「林業費」では、第1目「林業総務費」で人件費の調整を行い、第2目「林業振興費」では、奥能登2市2町における原木椎茸「のと115（いちいちご）」の産地拡大推進を図るため、奥能登原木しいたけ活性化協議会への負担金を追加いたしました。

第3項「水産業費」では、人件費の調整と、漁業集落排水事業特別会計への繰出金を減額しています。

第7款「商工費」は、310万6,000円の減額であります。

第1項「商工費」の第1目「商工総務費」では、人件費の調整を行い、第2目「商工業振興費」では、共同福祉会館修繕費にかかる負担金の追加をいたしました。

第3目「観光費」では、城ヶ崎公衆トイレの撤去費を追加しております。

第8款「土木費」では、3億7,313万7,000円を追加いたしました。

第1項「土木管理費」で、人件費の調整をおこない、第2項「道路橋りょう費」では、第2目「道路橋りょう維持費」で、道路橋りょう維持管理事業で修繕工事費を追加したほか、除雪対策事業では除雪機械の修繕費を追加いたしました。

第3目「道路橋りょう新設改良費」では、各事業について事業の振替調整をはじめ、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策とする国の一次補正を受け、地域活力基盤創造事業及び県営道路整備事業の負担金を追加したほか、国の予備費を活用した道路更新防災等対策事業を追加いたしました。

また、道整備交付金事業では、事業の前倒し内示を受け、追加したものでありますので宜しくお願いいたします。

第3項「河川費」の追加は、県営急傾斜地崩壊対策事業の確定によるものであります。

第4項「港湾費」の追加は、「県営港湾改修事業費」の確定によるものであります。

第5項「都市計画費」は、人件費の調整と公共下水道事業特別会計への繰出金を追加しています。

第6項「住宅費」は、人件費の調整であります。

第9款「消防費」は、42万円の追加であります。

第3目「消防施設費」において、石井地内の旧防火水槽の埋め戻し工事費を追加いたしました。

第10款「教育費」は、3,407万5,000円の減額であります。

第1項「教育総務費」の第2目「事務局費」では、人件費を調整し、育英事業費では、貸付金や奨学資金償還金の確定により減額調整を行っております。

第2項「小学校費」では、第1目「学校管理費」で、人件費を調整し、小学校一般管理費において人事異動による事務費の追加を行っております。

第3項「中学校費」は、人件費の調整であります。

第4項「社会教育費」では、第1目「社会教育総務費」で、人件費の調整を行い、第7目「文化財保護費」では、松波氏に係る重要文献の調査費及び報告書印刷費等の事務費を追加いたしました。

第5項「保健体育費」では、第1目「保健体育総務費」で、人件費の調整を行い、第2目「体育施設費」では、宝くじ助成事業で整備する、スポーツ備品事業費の確定による減額を行ったものであります。

第12款「公債費」については、住宅総務費で職員人件費の減額による、住宅使用料の財源調整であります。

以上、補正総額3億9,489万3,000円の財源として、歳入において、「分担金及び負担金」、「国庫支出金」、「県支出金」及び「町債」を追加し、「繰入金」及び「諸収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第67号「平成22年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ76万円を減額し、予算の総額を1億9,850万4,000円といたしました。

歳出の主な内容は、人件費の調整を行った他、能都地区再整備設計業務費や消費税の確定による減額であります。

この財源として、「繰入金」、「繰越金」及び「諸収入」を追加し、「町債」を減額して、収支の均衡を図りました。

また、能都地区の有線放送施設の再整備事業について、「債務負担行為」を合わせて行っておりますので宜しくお願い申し上げます。

次に、議案第68号「平成22年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ133万8,000円を追加し、予算の総額を27億5,958万9,000円とするものです。

歳出の主な内容は、決算見込みに基づき、「国庫への精算返納金」を追加した他、人件費の調整や、法改正にともなうシステム改修費、後期高齢者支援金を追加したものであります。

この財源として、「国庫支出金」、「療養給付費等交付金」、「県支出金」、「繰越金」及び「諸収入」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

また、直営診療施設勘定では、6,000円を追加し、予算総額を559万7,000円

といたしました。

歳出の主な内容は、人件費の調整による追加であります。

この財源として「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第69号「平成22年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ140万9,000円を追加し、予算の総額を3億660万7,000円といたしました。

歳出の主な内容は、人件費の調整であります。

この財源として「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第70号「平成22年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,371万4,000円を減額し、予算の総額を24億982万7,000円とするものです。

歳出の主な内容は、人件費を調整したほか、介護認定審査会費において、訪問調査事務費を追加しました。

この財源として「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りました。

また、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ98万6,000円を減額し、予算の総額を1,970万1,000円といたしました。

歳出の主な内容は、人件費の調整であります。

この財源として、「サービス収入」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第71号「平成22年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ337万2,000円を追加し、予算の総額を6億3,979万1,000円とするものです。

歳出の主な内容は、「総務費」のうち、「一般管理費」で、人件費の調整と決算を見込み、水洗便所等改造資金助成金や消費税を追加いたしました。

「施設管理費」では、浄化槽センター修繕費の追加や決算を見込み事務費の組替え調整を行ったものであります。

「建設改良費」では、恋路処理区及び松波処理区の整備事業費の確定による組替え調整を行ったものであります。

また、「公債費」では、金利の確定により長期債元利償還金の減額を行っております。

この財源として「繰入金」を追加して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第72号「平成22年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万3,000円を

追加し、予算の総額を3億1,424万5,000円とするものです。

歳出の主な内容は、「総務費」において、人件費の調整を行った他、マンホール嵩上工事や処理場等の修繕費を追加しております。

また、「公債費」では、資本費平準化債の確定による財源調整のほか、金利の確定による長期債元利償還金の減額であります。

この財源として「繰越金」及び「町債」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第73号「平成22年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ136万8,000円を減額し、予算の総額を3,546万3,000円とするものです。

歳出の主な内容は、「総務費」において、人件費の調整のほか決算を見込み、水洗便所等改造資金助成金を追加いたしました。

この財源として「分担金及び負担金」及び「繰越金」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第74号「平成22年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ118万7,000円を追加し、予算の総額を5,726万4,000円とするものです。

歳出の主な内容は、「総務費」において、人件費の調整を行い、「建設改良費」では、浄化槽人槽の変更による工事費等の追加を行っております。

また、「公債費」では、金利の確定により長期債元利償還金を減額いたしました。

この財源として「分担金及び負担金」、「県支出金」、「諸収入」、及び「町債」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第75号「平成22年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ276万円を追加し、予算の総額を3億6,751万2,000円とするものです。

歳出の主な内容は、「総務費」のうち「一般管理費」で、人件費の調整の他、北河内ダム維持管理費確定により事務費を追加し、「施設管理費」では、水処理薬品の追加や道路改良に伴う配水管布設替修繕費の追加を行っております。

また、「建設改良費」では、事業費の確定による組み替え調整を行っております。

この財源として「分担金及び負担金」、「繰越金」及び「諸収入」を追加し、「繰入金」を減額して、収支の均衡を図りましたので宜しくお願いいたします。

次に、議案第76号「平成22年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」は、収益的収支において、29万円を減額し、3億7,410万2,000円とするもの

であります。

その内容は、人件費の確定による調整と料金システム改修経費を追加するものであります。

また、職員給与費の調整による、議会の議決事項である流用経費の変更を補正とするものでありますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第77号「平成22年度能登町病院事業会計補正予算(第1号)」は、収益的支出において、89万8,000円を減額し、支出総額を23億880万円とするものであります。

内容は、病院事業費用において、給与費の調整を行ったものであります。

また、職員給与費の調整による、議会の議決事項である流用経費の変更も補正としておりますので宜しくお願いいたします。

次に、議案第78号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容については、育児短時間勤務制度等の導入に伴い、1週間の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振り、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限及び年次有給休暇について関係する条文の整備をするため、所要の措置を講じましたので、宜しくお願いいたします。

次に、議案第79号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によるもので、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、職員が職務を完全に離れることなく長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務を取得することができる制度や男性職員のための「産後パパ育休」の制度が新たに導入されましたので、関係する条文の整備をするため、所要の措置を講じましたので、宜しくお願いいたします。

次に、議案第80号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される能登町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院規則の一部改正により、国家公務員が国際機関等への派遣職員となる場合の給与が改正されましたので、本条例につきましても、同様の改正が必要になったものであります。

改正の内容につきましては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般の派遣職員に係る派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が、外務公務員給与に相当する給与年額を超えないように、派遣期間中の給与の支給割合を100分の70未満にも設定できるようにするため、条例の一部を

改正するものです。

次に、議案第81号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」は、消防組織法に基づく条文の整備をするため、所要の措置を講じましたので、宜しく願いいたします。

次に、議案第82号から議案第93号までの12議案につきましては、町有施設の指定管理者の指定についてであります。

はじめに、議案第82号は、町内にある46カ所の集会所を町内会長及び区長に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第83号の「能登町高齢者等活動施設」につきましても、能登町字小垣の「小垣区長」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第84号の「うしつ障害者支援センター」につきましても、能登町字宇出津の社会福祉法人「おおとり会」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第85号の「宮地交流 宿泊所こぶし」につきましても、能登町字宮地のNPO法人「コブシ」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第86号の「福光堆肥 センター」につきましても、能登町字瑞穂の「能登町酪農生産組合」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第87号の「秋吉緑地健康広場」につきましても、能登町字秋吉の「秋吉町内会長」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第88号の「能登町農林産物処理加工施設」につきましても、能登町字柏木の農事組合法人「のと夢づくり」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第89号の「程谷緑地健康広場」につきましても、能登町字時長の「程谷町内会長」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第90号の「能登町農林産物総合センター」につきましても、能登町字上町の「柳田食産株式会社」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第91号の「ふれあいの里施設」につきましても、金沢市泉が丘の「朝日建物株式会社」、「株式会社アドバンス社」、「株式会社メディアンコンサルティング」グループに、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第92号の「セミナーハウス山びこ」及び「ふれあい工房」につきましても、能登町字黒川の「株式会社山びこ」に、引き続き指定管理者の指定をするものです。

次に、議案第93号の「国民宿舎能登うしつ荘」、「国民宿舎能登やなぎだ荘」、「体験交流施設ラブロ恋路」、「真脇ポーレポーレ」他関連施設につきましても、能登町字柳田の「財団法人能登町ふれあい公社」に、引き続き指定管理者の指

定をするものです。

議案第82号から議案第90号までの9議案につきましては、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間について、議案第91号から議案第93号までの3議案につきましては、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間についてであります。いずれの団体も各施設の指定管理者として適当であると認められ、施設の効果的かつ効率的な運営が期待できるものと判断し、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

これらの理由から、今回提案した各施設につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

何とぞ、慎重審議の上、ご採択をたまわりますようお願いいたします。

次に、議案第94号「小字の区域の廃止について」は、転作促進特別対策事業による秋吉地区の4haの区域について、土地改良事業の施工により区画形質の変更が生じ、小字の区域を廃止するものです。

今回この区域を土地改良法に基づき、換地処分を行うために、字の区域の廃止について地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決をお願いするものです。

次に、議案第95号「財産の取得について」は、旧宇出津駅周辺整備に伴う広場整備用地として財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものです。

取得する財産の内容は、鉄道用地36筆、宅地4筆で9千61.79平方メートルの土地について、のと鉄道株式会社と取得価格1億2,622万5,074円で売買契約を締結するもので、宜しくお願い申し上げます。

以上、本定例会に提出いたしました各案件につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただいたうえで、適切なるご決議を賜われますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

町長（持木一茂）

一部訂正させていただきます。議案第84号「うしつ障害者支援センター」の指定管理者についてですが、提案理由では「引き続き」という言葉を申しましたが、この件に関しましては新規に「社会福祉法人おおとり会」に指定管理者の指定するものでありますのでよろしく申し上げます。

質 疑

議長（久田良平）

以上で提案理由の説明が終わりました。日程第4議案第66号から、日程第33議案第95号までの30件についての質疑を行います。

質疑は、大綱的な内容でお願いします。質疑はありませんか。

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

2、3点ありますのでよろしくお願いします。議案第82号「公の施設の指定管理について」ですが、これは、能都町と柳田村のほとんどが、コミュニティ施設とか集会所はなっておるようですが、内浦の集会所は2箇所と、けれども他にも小さい集落にたくさんございます。このへんの取扱といたしますか公平さというものが今後どうなっていくのかお聞きしたいなど。

それと議案第95号についてですが、財産の取得とありますが、広場の整備とありますが、最終的な目的といたしますか、どういうふうにするために取得するのか、広場なら広場と想定されますが、どのような広場を想定しているのかということも知りたいなど。それから梶川に水路が2本入っておりますが、その上の面積も購入するという形になっておりますが、川の上も面積も含めて取得するのかそのへん法律上どうなっているのか私わかりませんので説明をお願いします。それから、現在の建っている建物はどういうふうな取扱するのかといことを、そういう予算的なものはどうなのかその2点でございしますがよろしくお願いします。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

市濱議員の質問にお答えします。まず議案第82号の公の施設の指定管理者の件につきましてですが、旧内浦地区の今回あがっております、宮犬、それから河ヶ谷この2件につきましては、町の施設であって、今回指定管理を委託する予定でございまして、残りの施設につきましては、町内会、これは町の施設ではなく町内会が設置をして、町内が既に維持管理を実施しているということで、今回その指定管理の施設のところからは外れておりまして、今回、再度申し上げますが、町の施設を指定管理するということで、今回内浦については2箇所の施設が計上されておりますのでよろしくお願いします。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

議案第95号について説明します。まず、広場整備の目的とといいますか、内容ですが、その多くは駐車場を兼用した多目的広場を想定しております。それと併せてバスが停車をする現在の広場の拡張も考えておるところです。その他南北に連絡する道路の用地も含めて、今回広場の整備として提案させていただいております。それと、今回の取得面積の中に河川の部分が含まれているということですが、そのうちの一方の方につきましては国有財産ということになっております。先にお示した図面の水色の部分の河川部分については国有地ということでございます。それからもう一方の青色に着色した部分については、これは鉄道が出来たときに河川の切り替えを行って登記が未登記という形になっておりまして、この部分につきましては、のと鉄道との協議の結果、今回の事業で買収をするということによって決着をしております。

それから敷地内にある建物の件ですけれども、建物については、この契約とは別に建物の取り壊しの補償契約をのと鉄道と交わすことになっております。以上であります。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

監理課長、指定管理はわかるのですが、建ててから20年、30年と経つものばかりですから、経費がかかると、かかってくると、そういうことで指定されたものについては、町が大きな経費は提供するという形をとってくれるんだろうと思いますが、ところが指定されていない集会所たくさんあります。かなりこれから経費がかかってくる部分があると思うのですが、そういうふうなものに対応を今後検討していただきたいなということも含めて今日の質疑ということでございます。

それから建設課長。建物の解体は、鉄道会社と契約するというので、鉄道会社が処分するということですか、それとも、その辺をもう少しはっきりと。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

それでは質問にお答えします。今回ここに提示してあります公の施設ということで指定管理を行うわけでございまして、先ほど申しあげましたように町内会所有の集会所等につきましては、町の施設ではないということで。町の施設に関しては修繕等軽微なものについては現在町内会が随時その施設について行っておりまして、大規模あるいはそういう修繕につきましては、町と協議して随時修繕等を実施しておりますが、今回ご指摘の町内会の集会所の修繕につきましては、今後また随時検討して参りたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

建物の件で言葉が足りなかったようで誠に申し訳ございません。建物はのと鉄道所有ということで、町はのと鉄道に対し取り壊しの補償を行うということにしておりまして、取り壊しの業務についてはのと鉄道の方から発注することになるかと思ひます。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。

10番（奥成壮三郎）

一般会計補正予算の23ページ労働費についてお伺ひします。

先ほど議案説明で、町長の説明で、緊急雇用創出事業決算見込みからくる減額との説明であったとお聞きしました。この緊急雇用創出事業というものは、元々、不況からくる国の事業であったかなと記憶しておりますが、そのうちのこの緊急雇用創出事業の558万9,000円の減額は、国県支出金が442万3,000円、一般財源が116万6,000円、合わせて558万9,000円なっているわけです。その主な減額の中身は公共施設除草清掃業務500万円となっているわけですが、わざわざ国が作ったこの雇用創出の事業の中で、442万3,000円を減額及び返金するということになるのですか。そうなれば公共施設の除草清掃業務の500万円は別のところに充てて、こういう事業が出来なかった、この施設に除草しようと思っていたところがしなくても良くなったなら別なところで雇用を創出すればよかったのではないかなと思ひますが。

佐野課長になるのですか、説明願ひます。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それでは説明いたします。

まず、緊急雇用創出事業 558 万 9,000 円の減額理由ですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおりこの事業は、失業者の次の雇用のための繋ぎ雇用であるということで国が設けた事業でございます。これは当初予算で各課に公共施設における除草清掃する所はどれだけあるかということで、各課から募りましてそういった草刈の延長あるいは面積そういったものをもとめまして当初に予算要求しております。公共施設除草清掃業務では、当初では 2,207 万 3,000 円ありました。それを今回 500 万円減額するということですが、主な理由は、まず公共施設におけるこの草刈業務を先ほどおっしゃったように国庫補助金ということもありますので、できるだけ有効に使わせていただくという意味から、最大に想定される延長あるいは面積というものを当初にみたということです。地元地域でもボランティアで草刈業務を行っていたりということもありまして、年間 3 回するものを 2 回ですんだ所もあったり、あるいは延長が短くてすんだという所もありました。そんな大きな額ではありませんけれども。そういったことと、それから失業者を雇用して行うということで、この請け負う側からすれば失業者が一部で見つけられない分野もあったということで今回の減額理由となったということです。

いずれにしましても、国庫補助だから最大限有効に使わせていただくということによる当初見積もりが甘かったかなという点では、反省しているところでもあります。来年度の予算要求には、そういったことを十分に精査したうえで要求していきたいと思っております。

それから、先ほど別な箇所には振り替え出来ないのかということですが、これは要求時から県の方にも申請しまして、この箇所でこういったことでみてくださいよということで内定をいただいた分野でございますので、失業者対策そしてこういった目的でこういった箇所をするということで認められておりますので変更はきかないと。いずれにしましても緊急雇用というのは縛りがたくさんありますので。ちょっと使い勝手の難しい面もあるかと思っておりますけれども、以降有効に使わせていただくと思っております。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

2点ほどお尋ねをいたします。

一般会計の補正予算の中で、26ページから27ページかけての土木費の説明をお聞かせ願いたいと思います。先ほどの町長の説明の中にもありましたが、国の1次補正によって大きな予算化がなされている道路環境につきましてお尋ねをいたします。特に地域活性基礎創造事業ということで工事費も含め約1億6千万円。大変大きな数字が出ており、また、道整備交付事業並びに県営道路整備事業、そしてまた、道路更新防災等対策事業という工事内容を含めて予算化されておりますが、この箇所、主な箇所並びにその工事過程の中のどのあたりを示されてこういう事業をされていくのかその予定を聞かせ願いたいと思います。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

それではお答えしたいと思います。

内閣が9月10日に新成長戦略実現にむけた3段階の経済対策というものを決定しております。そのステップ1として、平成22年度の経済危機対応、地域活性化の予備費を活用した緊急の対応ということでありまして。さらにステップ2として補正予算で23年度の予算を先取りする形で対応するという決定がなされたところであります。それをうけまして、道路橋梁新設改良費では地域活力基盤創造事業で1億6,000万円、道整備交付金事業で1億2,020万円、県営道路整備事業で530万4,000円。道路更新防災等対策事業で6,065万円の補正を行っているところでございますけれども、これらについては、まず地域活力基盤創造事業では現在8路線で事業を行っておりまして、それらの継続路線のうち5路線について23年度事業費を前倒しで実施するというところであります。

それから道整備交付金事業については、内閣府の地域再生基盤強化交付金というものをうけておりますけれども、23年度の国の概算要望ではこの道整備交付金が廃止をされるという方向でございまして、今年度中に事業の進展を図りたいということで補正、追加をうけるものであります。

県営の道路整備事業につきましては、こちらは県の同じく23年度事業費の前倒しの国の1次補正をうけるという形で町の負担金も追加になるということでございます。

さらに、先ほどの22年度の予備費を活用した事業ということで新たに設けられました道路更新防災等対策事業であります。これについては道路の危険な

法面の保護ということで、現在4箇所では法面保護の事業を実施したいというふうに考えています。以上であります。

議長（久田良平）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

おおよそ概略説明していただきましたけど、こういう不景気の状況でもありますのでできるだけ主要施策に明示、また、町民に不安のない地域の道路環境づくりを願っているところでありますので早急な手立てをお願いします。

それと先ほど市濱議員が質問しました議案第95号につきまして再度お尋ねいたしますが、JR能登線が昭和39年に創成されてもうすでに46年、のと鉄道が廃線となってもう6年余りもなっている地域である宇出津駅前、広大な地域であります、この土地の購入について、のと鉄道から要請があったのか、町から要請されたのかどちらからの話なのか町長お答えできればと思いますが。課長でもよろしいですが。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今議員がおっしゃる土地は、宇出津地内でも中心地的な場所でもありますので、やはりあそこを町としては何らかの形で利用したいという思いで、のと鉄道に持ちかけて今回の売買契約を結びたいという思いで取得したいと思っております。

議長（久田良平）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

町からの要請ということであればやむを得ない単価かなというところも言えるのですが、我が町としては鶴川から恋路間この距離とすれば大変長い距離でもあり、いわゆる過疎化といわれる状況はこののと鉄道が廃止したことによつての流動人口の流れも変わって、観光客の流れも変わってきた。過疎化が一層深まってくるような気がしてなりません。ただ更地になっている地域の駅前には鶴川駅も含め松波、九十九湾小木とかなりの広大な地域がありますので、特に

宇出津中心地といたしましては、宇出津駅の再開発に向けた取り組みは大変結構なことだと思います。私どもはできるだけ早急な中でこの構想いわゆる広場だけではやはり色んな面で町民の不安も出てくると思いますし、できるだけ早い時期の構想を練り上げて欲しいなという思いをしております。主要目的、取得目的の中でどのような計画がなされているのか、そのあたりもおよそのところでいいので、草案を示していただければと思います。どなたでも結構ですのでよろしくをお願いします。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

跡地の計画の概要ということでございますけれども、まず岩屋町の方から駅前に通じる南北を繋ぐ道路の建設というものがひとつあるかと思えます。それと現在バスが待避しているターミナル施設といいますか、駅前広場そのものも狭いということもありましてその拡張ということも考えております。更には将来も含めた形で多様な対応が出来るように当面は駐車場という形で整備を行っていくということに現在のところなっているところです。以上です。

議長（久田良平）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

最後ですけれども、来年度においてもやはり、のと鉄道の方から2筆取得する予定になっているということもありますので、かなり広大な地域になろうかと思えます。やはり宇出津商店街あるいはいはいやさか広場を含めますとかなりの所有条件が多くなってくることを考えますと、以前にも色んな話がありました。中央図書館の移転あるいは警察署の係わり合いもあったような気もいたしますけど、広場だけが広がっていてもいわゆる集客というかお客を呼び寄せるようなそういう所がないものですから、中心地とは違ったいわゆる鉄道の存続というか鉄路があった様相も希望としては残して欲しいなという気もしますので、そのへんも構想の中に入れていただければなど。出来るなら財政大変厳しい中ということもありますので、いわゆる公会堂的なホールが我が町にあってもいいのではないかという方もおいでます。色んな構想もなされておりますが、スマートな過程の駅前広場の新たな計画をできるだけ早急な中で出来れば、希望を持った広場になるのではないかと思います。執行される皆様方あるいは町

民の皆様の希望を聞きながら計画を練っていただきたいと思います。質問を終わります。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

議案91号の「公の施設の指定管理」これは植物公園ふれあいの里施設ですが、この契約は3年で更新するというので来春3月一杯と聞いています。これは確か3年毎に公募を募っているのか、またこれは、出された議案によると何かそういう話がみえてこないし、ただ新たな管理の提案者がおいでなかったのか、それとこの施設の管理の中で目玉の施設かと思います。その中であそこを利用している人に色々聞きますと、公社が管理していた時と比べたもの見方をする人がいます。私も何度かあそこで食事をしましたが、食事の内容、あその目玉はサイコロステーキではなかったかなと思います。私も初めて行ったときは、その時は能登牛のサイコロステーキだというイメージをもって食べましたが、話を聞くとあれは外国の輸入牛という話を聞いています。それは管理に任すと町が口出し出来ないのかもしれないけれど、その中に食事の内容も利用する人は色々考えているわけです。それと今回はふれあいの里公社と提案の中で指定管理料が若干違って高かったはずですが、今回の指定管理料は前回と同じなのか。また、安くなる提案はなされているのかお聞かせ願いたいと思います。

まず、新たな公募をされていて公募者がなかったのか。指定管理料が前回並みなのかその金額。またその施設の営業部分の指定管理に任せると町が口出し出来ないのかお聞きしたいと思います。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それでは説明いたします。

まず、指定管理者の選定にあたって公募しなかったのかという質問ですが、町長の提案理由にもありましたけれども、今回の指定管理者の選定にあたりましては、効率的に効果的にこの3ヵ年管理されたということで今回引き続き公募によらない選定を行ったということになっております。それにいたるまでの理由ですけれども、ふれあいの里の施設を管理する朝日建物他のグループ会社

につきましては、平成20年の選定時に新しい風をいれたいという思いから選定させていただきました。その大きな理由として自主事業におきまして色んな提案があったと。実際終わりました、グラウンドゴルフの専属チーム「能登町スターズ」というものを結成しています。これによって交流活性化をはかっておりますし、また、町全体のイベントとして位置づけられている「キリコと灯りの祭典」の支援も積極的に行っております。そして金沢工業大学とタイアップしての「星空コンサート IN 月見行路」の開催。その他婚活パーティー、子どもむけの各種イベントも開催しております。また辻口パティシエ等の著名人による講演会を開催するなど十分に新しい風が吹き込まれてきたことから判断して、公募によらない選定にしたということになります。

それからレストランの食事のメニューの話が出たのですけれども、そういったことに関して町が口出しできないのかということですが、現在の指定管理者の考えですけれども、レストランにつきましては、地元の料理屋さん、食堂とバッティングしないようなメニューにしたいと。なおかつ家族向けの料金設定にしたいと。元々子供さんを多くこの公園に呼びたいということから、一家でレストランにやってもそんな一万円を超えるような食事メニューでは大変だということで、ファミリーレストランなみの価格設定にしたのだと当初から申しております。私も議員おっしゃるような声も聞いております。口出しというよりも私も耳にしたことを随時指定管理者に伝えております。2ヶ月に一回定例会というものも開催しております。思い当たるたびに言っている事もあります。ということで管理を任しているのとは何もしないということはありません。その都度話合うときはしていると。

それから指定管理料は前回と同じかということですが、今回提案いただきました予算計画によりますと、1期目から300万円から400万円の減額となって掲示してあります。からというのは今回の1期目につきましては20年度と21年度は5,900万円で、22年度は5,800万円の契約となっております。2期目の提案につきましては、5,500万円という格好で出てきておりますので300万円から400万円の減ということでありまして、減額はしておりますけれども、自主事業におきましては1期目にプラスして盛りだくさんの内容の提案が出てきたことを申し添えておきます。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

課長の説明で大体わかりましたけれども、新しい風を入れるということで公

募なしの、実績があったので公募によらないで契約するという事です。私も課長が申されたような行事は何回か聞いています。だけど町長もそういうお考えがあって決断されたことだと思いますけれども、当初考えていたより、私は新しい風が入っているように思えないのですけど、3年目の第1回目ということでそれも良しとしなくてはいけない部分もあろうかと思えます。しかし、はじめは観光バスが何台もくるような浮き足立つ提案もあったように話を聞いていますが、なかなか利用する人数が一段と増えたようなニュアンスも聞いていません。あそこを利用する特に子連れの家族によく聞かれるのですけど、これも課長の答弁からいうと町があんまり筋合いではないのかもしれないが、子供が遊べる施設をもう少し増設してもらえないかという声があります。これはさっきの話では出来るのか出来ないのか町と話す価値のある話かはわかりませんが、そういう要望を私よく聞きます。それと課長が1万円するような料理と言いましたけれど、私は食べたことないのですけれども、サイコロステーキは公社がやっていた時では1,200円、1,300円だったかなと思います。今やっているそれに類似したメニューも大体それぐらいだったかなと把握しています。ファミリーレストラン的な金沢市のそういう感覚で経営されているのかもしれないが、こちらの地元の業者と類似しないと云われましたけど、やっぱりサイコロステーキにしても地元の能登牛の「うり」をだしたいとするとメニューの中にも工夫して金額を安くなってでも地産地消という面も話し合っていくべきじゃないかなと思います。

まず町長が本当に3年足らずみてきて新しい風が入って、これは朝日建物に指定管理してよかったと本当に思っておられるのか。それと今、私が話した子連れの家族が、子供が遊べるような施設を話し合いの中で増設できるのかできないのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今議員おっしゃったふれあいの里に関しては、この3年間朝日建物グループ会社は良くやってくれたと私は判断しております。さきほど課長から色んなイベント等の話もありましたし、色んな取り組みもありましたし、この3年間でやっていただけたのかなど。また次の3年間に関しましてもまた新しい取り組みもやっていただけると聞いておりますので、是非、今後の3年間もお任せしたいなと思います。実際急激に増えるものでもないと思いますし、徐々にではありますが、植物公園の利用客も増えてきていますので、そういうところにも

実績が上がってきているのかなと思います。今後に関しましても、今ほどバスがどうのこうのと話がありましたが、宿泊を絡めた例えばグラウンドゴルフ大会とかいうことも計画されているみたいなので。そうするとその会社と公社とのタイアップで宿泊施設も利用していただきながらやっていけると思っています。

子供の遊具施設に関しましては、指定管理者が設置するものではなく、やはりそれは町の施設ですので町が今後協議して設置したほうがいいのかどうかは検討させていただきたい。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

最後にケチつけるわけじゃないのですが、あのお祭り広場の、キリコが3基入っていますね。私何回みてもガラスが大変汚れてイメージが悪いですね。グラウンドゴルフでも何でもステージを使うことがあります、何回みても同じ状況なので、それは町が指定管理に任せているのだから管理者が掃除するのではないかなと思います。町の施設であるがゆえに見た目が悪いから掃除ぐらいしてもらわないと。課長は見てご存知ですか。またそういう点も含めて指導よろしくをお願いします。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

今ほど向峠議員からも指定管理のことで質問がありましたが、議案第93号、私も指定管理ということでお伺いしたいと思います。93号につきましては大きく分けて4つの施設でありますけれども、私があえて言うまでもなく指定管理という言葉ができたのは、町の財政が圧迫されている中でとにかく国も腰をあげてそういった施設については民間の活力を得るためにという形ではじまったということであったと思います。指定管理ということになりますと、当然自身の非常に言葉は悪いですが良くない町に負担がかかっているような施設をとということで、この上段に書いてありますうしつ荘、やなぎだ荘、ラブロ恋路に関しては私どもも聞いておりますし、それなりの成績もふんでおられるなど思っています。そこでポーレポーレに関して何度も私質疑応答させていただきました。今回は苦渋の策で指定管理をしたのではないかなという思いでいます。想像も

ある程度はつきます。町長が指定をうけたいということで要望書を出され、指定をされたのが持木町長ありますけれども、非常に苦しい苦渋の選択を強いられたのではないかなと思います。そこに働いている方もおいでますし、またある意味では金銭に代えられないサービスも町民に与えている施設でありますのであれなのですが、少なくとも3年間をしてきて、その中の3年間の中で色々な模索をしてきたのは聞いてもおります。ここで改めて3年間ということなのですが、財政が少し明るくなったからこのままいこうという思いで任命権者としてそう思いなのか、それともまたこの3年間で今までの3年間ではこんなことをやってきたけども、この3年間でこんなことを模索しながら、この施設はこういうふうにしていきたいとかあんなふうにしていききたいなという思惑があって当然でなかろうかと思ってこの施設をあえて質問させていただくわけです。

ここで働く人のことも考えなければならぬし、地域住民のことも考えなければならぬし、財政のことも当然考えなければならぬ。そんな中でどういった思惑があるのか聞かせていただければありがたいなと。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

議員がおっしゃるようにポーレポーレに関しましては、今回決して苦渋の決断でここに指定をお願いしたでは決してありません。少し将来がみえつつある状況なので、今回も3年間ということで指定管理者を公社の理事長としてさせていただきたいという思いでしました。それも議員ご存知のように昨年来色々な大学のゼミがこちらにまいつてきています。そういったゼミの拠点としてポーレが使えるのではないかという思いもありますし、また今後東海大学との連携の中でポーレを東海大学の拠点とする話もできるのではないかなという思いもありますので是非大学のゼミあるいは、拠点ということで今後ポーレの生きる道というのはおかしいですが、そういったものがでてくるのかなという思いで指定管理の要請もしましたし、町としてもポーレを残していきたいという考えでやりましたので。決して苦渋の決断をしたわけではございませんのでご理解いただきたいと思います。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

明るい話があるそうで結構なことです。そこで働いている方々も本当に少しばかりの灯りがみえているのではないかなど。やはりその職場で与えられたというか配属された方々は、それなりの努力をしてきたと思うのです。しかしながら片田舎におっっては中々そういったところへの道もひらくこともできない。そういうことであるならば当然執行部その他私どもを含めてですけれども、そういうものを見出して、必ずしも指定管理がいいということじゃないですから。町で施設運営できるのであれば、なるほど大いに結構なことをごさいますので、この3年間のうちにますます明るいものを見出すように鋭意努力を願いたいなということポレポレに関する質疑を終わらせていただきます。

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は、11時45分からといたします。
(午前11時35分)

再 開

議長（久田良平）

休憩以前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

11番 志幸松栄君。 (午前11時45分)

11番（志幸松栄）

3年前にこの一般議案の29ページの指定管理の問題について町長に1点だけ質問したいと思います。

3年前には指定管理について、前議会も色々と時間をかけ議論しながらここまで至ったと。私はこの指定管理について町長のやった執行については成功だと思っております。なぜ成功かという、それだけポレポレも廃止するとか、それから色々と議論を重ねましたけど、ここに係りがみなさんの質問に対して答えを聞いていましたら、金沢の業者さん植物公園の指定管理行政の経費も数百万円少なくなり協定できるということでもあります。私は端的にくどくど言いたくありませんので。町長に対しての質問は、せつかくここまでして、色々指定管理について条例並びに協定なんかあると思います。それはやっぱり能登町の産業の疲弊その等に鑑みてみれば個人にやってもらうべきではないかなど。今後。そういう方がこられるのであれば施設その等売買する気持ちがあるのかないのか町長に1点だけお尋ねします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今現在町は色んな施設を抱えていますけど、特に宿泊施設に関しましては、今議員がおっしゃったような買いたいという方がいれば、町としては売る意思はあるということをご理解いただければと思います。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

そういうような事でもう少し縛られた条例、協定書の中ではなくして、経営者自体も大きな意味をもって能登町の活性化を担ってくれるものだと信じております。それについて、町長がお答えした、売る意思があるとそういう話にのるといことですので満足して、この指定管理者制度について私は成功だと思います。そういうことで、また一つ頑張っていたきたいなど。ふれあい公社の職員にしろ、色んなこと職員の方々にお話を聞いておりますけれども、若い人たちが不安がっておられます。そういう中で、もし万が一、いろいろ株式会社の制度も日本の国内では色んな形の中で株式方式も変わっております。そういう中で大きな枠の中で能登町もそういうものを算入しながら、勉強しながらみんなでまちづくりをすればいいんじゃないかなと。あまり縛り縛りじゃなくして、そういう格好の中で協定書や条例の縛りばかりしていれば町民に対して、笑顔が半減するのではないかなと。そういう縛りなくして民間にやってもらえれば大きなものが育っていくのではないかなと思いますので是非この問題も取り組んでいただきたいなと思います。以上で終わります。

議長（久田良平）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

私は自分が所属する総務常任委員会のことを一般質問ではなくて、ここで町民の関心事ですから聞いておきたいなと思ひまして質問します。能登町の有線テレビ施設の再整備事業が平成23年度来年度の単年度事業として考えられており、そのための債務負担行為が3億1,400万円うってございます。このことによつて大変良くなるのではあります、私自身がこれまでに6月議会だつたと思ひますが、地デジ対応について質問したことがございます。基本的にはエ

コポイント等でおそらくやこの11月まで今年の12月までにはかなりの家庭で地デジ化されると思っています。ただ大変心苦しいですが、どうしても地デジのテレビを購入することができない人が必ずいます。そういう方に対して、有線事業サービスを行っている業者としての責務からしても、どこかで2015年までの4年までの暫定かもしれませんが、デジアナ変換とか外付けチューナーに対してのサービスもどこかでやっていかなければいけないと私は思っています。町の対応としては心配りのできる政治ということで、そういうことに対してどういうふうにお考えか、イエスかノーかだけでも結構です。お答えください。

議長（久田良平）

広報情報推進課長 館博之君。

広報情報推進課長（館博之）

質問にお答えします。今現在のデジアナ変換のことですけれども、今現在は、前は全世帯のアンケートの形でとっていたのですが、今回は世帯の抽出ということで町内の抽出ということで、8000世帯あるのですが、その1割の800世帯についてデジアナ変換のことについて、内容ですが現在家庭にテレビが何台あるかその内地デジ対応テレビが何台あるかというような調査をしております。議会にも申しましたが、アンケートの内容によりまして出来れば方向性を出していきたいなと思っております。それともう一つですけれども、国の方でも総務省におきましてもデジアナ変換の要請がきておりますし、県内のデジアナ変換の状況ですけれども、はっきり明確にデジアナ変換しないと言っているのは七尾市だけでございます。それも考慮しながら私らも考えていきたいなと考えております。以上であります。

議長（久田良平）

他に質疑はありませんか。15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

指定管理の議案につきまして質問いたします。議案82号から93号までそれぞれ性質や性格の違うものが混じりあっているように思うのですが、特に各町内に指定管理をしたいいわゆる区の集会場のようなもの。これは地域の人たちに経費の負担をお願いして管理を依頼しているということですね。それからいわゆる完全に民営化・民間人に委託したものその中でも能登町内の民間に委託したそういう施設。それと町外のどこか県内の民間業者に委託したもの。それ

からふれあい公社に委託したもの。大きく分けるとそういう感じでそれぞれ相手によりまして性質や性格が異なっていると思うのです。ただ、ふれあい公社の場合は持木町長が持木理事長に委託する完全な官々委託という感じになっておりますので、これはこれでいいのかなという気もするのですが。なぜなら利益が出たら町の方へ返還することも有り得るのであって、それほど問題視する必要がないと思うのですが。ただ、この民間に委託した場合、特に朝日建物、金沢の業者に委託した場合。しかも金額が非常に大きいということでございます。こういう場合私は慎重に慎重審議をつくしてやるべきであって、3年前と同じく良かったのでそのまま継続しますということでもいいのかどうか。特に1点は法的な問題で、随意契約というような形をとるわけですが、随意契約とは地方自治法によりますと130万円以内に限るということなのですね。こうした5,000万円を超える契約の場合、2度目であっても3度目であっても新たに契約を結ぶのであってそういう随意契約のままでいいのかどうか私は疑問に感じるわけでございます。この点につきましてそれでいいのかどうかお答えをいただきたい。

議長（久田良平）

監理課長 西戸人志君。

監理課長（西戸人志）

鶴野議員の質問にお答えいたします。先ほど申されました指定管理について随意契約という表現が出ましたが、指定管理者の選定についてはあくまで協定ということでございまして、その公募しないでも例えば総合評価なりプロポーザル方式等で指定管理者の選定を出来るということになっておりますので、あくまで随意契約という表現ではなく、協定という中で町の方で指定管理をしたいということです。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。ただいま監理課長が申しましたとおり、私もこの契約行為、いわゆる地方自治法上という契約行為ではなく公の施設の指定管理者の指定に関する運用マニュアルに基づいて公募によらない選定をしたということでございます。ですからあくまでも契約行為ではなく、協定お互いの協定事項で交わした協定書ということでご理解願います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

そういう明らかに指定管理というのは契約書に基づいて管理委託をお願いしているのであって、協定でお互い話し合いして「頼むな」「わかったよ」というような性質のものではないと私は思うのです。特に地方自治法には平成18年度に改正がされておりますね。いわゆる官制談合といいますか、省庁によって天下り公団へ契約をしていくと、ずっと随意契約をしていくと、こういうことが続いておまして、こういうことに対して問題が多いことから自治法も改正され、そのへんが紛らわしい。協定やら契約とどう違うのだという官僚の抜け道のような形で、この契約をしていくことに対して非常に制限をされておるわけですね。したがって、特にいま契約を交わしたこの朝日建物3年前ですね、公募で決定したわけです。しかも公募の相手は公社であった。すいません。公社と競争した上でのプロポーザル契約を結んだということであって、それが3年経って都合がいいのだと。そのまま随意契約でいくと。次の3年後も随意契約でいくと大変なことになりますね。しかも大きな金額です。5千数百万というね。このままいくと、3年間で1億5000万円、今までの3年も1億7,000万、1億8,000万円これだけの金が出るわけですね。もっと敏感に我々は感じていかないと。これが工事関係になりますとよく議員のみなさんもいいますが、町内の業者が出来るのに町外の業者に依頼するのとかよくありますね。この場合でも金沢の業者しか出来ない仕事ではないはずですね。その以前はちゃんとふれあい公社が長年管理をしてきたわけです。当然出来る。しかも何回も言いましたが、ふれあい公社はより安い値を出している。そういういきさつがあったわけで、当然今もそれは継続している。プロポーザルをもう1度やってもいいはずですね。やらなければいけないのではと私は思うのですが。町長もう1回お答えしていただきたい。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今議員がおっしゃるように単なる公園の管理だけなら公社でも出来ると思います。ただしこの3年間みてもみますと、その朝日建物のグループが色々なお客さんと呼んで賑わい創出をやっていただきました。そういうことは今の公社で

はちょっと難しい面も多々あるかと思しますので、この3年間の実績をみて今後の3年間もお任せしたいという思いでおりますし、さらにイベント等の内容も濃く、広範囲に渡るといことなので、是非植物公園の賑わい創出に繋がると私は思っておりますので今後もやっていただきたいと思ひます。公社も確かにその3年前はやりたいと思ひておりましたが、これだけのイベントをこなすだけの公社には力はなかつたと思ひますので単なる公園の管理でしたら出来ましたが、今回の3年間朝日建物グループに任せて良かったと思ひています。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

公社はですね町長。町の公務員的体質をもっていることを心配されて、町長は以前に、民間の企業からリーダーを抜擢して企業の経営者を、企業の経験がある人を公社の責任者に据えて、もっと民間的な発想と知恵をもってもらいたいと言って民間人を抜擢されて、それからやはりそういう人が複数いらっしゃいますね。かなり民間的になっているはずなのです。知恵もある、それから経験もある。にもかかわらずまだまだ駄目だと。別の民間の会社をお願いしたいということなのですが、私は非常に矛盾を感じます。

そしてもう1点は効率性という問題ですね。持ち上げたいのは公園のような人を呼ぶ施設ということになれば、縄文の公園も同じだと思います。城山公園も同じ。人に来ていただきたいという性質は同じです。そういう公園を一体的に管理する時には同じ人がやった方がよい。技術をもった人。それから機械設備も同じ利用ができるわけです。ところが一方で両方とも機械も人間もおかなければならない。こういうことになると効率性もあまりよくないという問題があります。従いまして私は、これは一部だけ民間というよりもやはり公社が一体的に管理した方が効率性がよいのではないかなど。公社も言っております。一体的に管理をする。全体で管理した方がよいと。あらゆる施設を一体的に管理した方がよいと言っております。なぜここにしなければならないのか、これは疑義を以前からも思ひますし、今も変わりなく思ひておりますので、これはひとつ疑問を呈しておきたいと思ひます。

議長（久田良平）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声）

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

**委員会負託
議案第66号から議案第95号**

議長（久田良平）

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第66号から議案第95号までの30件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第95号までの30件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

**趣旨説明
請願第2号・請願第3号**

議長（久田良平）

日程第34 請願第2号「TPP交渉に関する請願について」及び、日程第35 請願第3号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択について」の2件を一括議題とします。

今期定例会において受理致しました請願2件は、お手元に配布してあります請願文書表のとおりです。請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第2号「TPP交渉に関する請願について」12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

TPP交渉に関する請願の趣旨説明を行います。

政府は、11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、TPP交渉に関して、情報収集を進めながら関係国との協議を開始することとし、さらに、13日からのAPEC首脳会議において、アジア太平洋自由貿易圏実現に向

けた道筋のひとつとして TPP を挙げました。TPP は、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、ひとたび TPP を締結すれば、洪水のごとく農産物が輸入され、日本農業を壊滅へと導くことは必定であります。いかに農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内の生産基盤は崩壊してしまいます。

また、農業・食料・運輸等の関連産業も廃業が相次ぎ、地方の雇用が失われてしまうことにも繋がります。

これでは、EPA・FTA については、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないという食料・農業・農村基本計画の方針に相反し、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上や農業のもつ多面的機能の発揮は不可能と言わざるを得ません。

つきましては、わが国の国土と農業を守り、食料安全保障を確立するためにも、わが国の TPP 交渉に参加することのないよう、政府等関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

つきましては、議員各位におかれましてご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（久田良平）

次に請願第 3 号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択について」趣旨説明をお願いします。2 番 國盛孝昭君。

2 番（國盛孝昭）

ただいま上程されました請願第 3 号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択について」の趣旨説明を行います。

ごらんのとおり、歯や口腔を健康な状態に保つことが、肺炎の予防や糖尿病の病状改善をはじめとした、全身の健康や介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究などで実証されています。したがって、誰もが早期に歯科医療の受診ができ、歯や口腔機能を健全に保持することが重要になっています。

しかし、現行の歯科診療報酬では、歯周治療や義歯治療が保険では充分にできず、また保険のきく範囲の拡大を望む国民の要望にも応えられない状況に置かれています。セラミックなどの安全性も確立している今日、普及している技術が未だ保険導入がなされておられません。そのために患者は保険診療の窓口負担に加えて自費診療部分の支払いをおこななければならない、このことが歯科診療を躊躇させる原因ともなっております。また、歯科衛生士や歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなっており、将来の歯科医療の確保が危ぶまれている状況

になっております。このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすことになりかねません。以上の観点から、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく保険でより良い歯科医療を確保するために、ひとつ患者負担を軽減すること、二つ患者が良質な歯科医療を保険でうけられるように制度を改善すること、三つセラミック陶歯などの安全で普及している歯科技術は速やかに保険導入をすること。以上3項目の実現を、地方自治法第99条にもとづき国及び政府に意見書の提出を求めるものであります。

つきましては、議員各位におかれまして、ご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

委員会負託 請願第2号・請願第3号

議長（久田良平）

以上で請願の趣旨説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、請願2件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、請願第2号及び請願第3号の2件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました、請願2件の審査結果については、今期定例会中に報告していただきますようお願いいたします。

休会決議について

議長（久田良平）

日程第36「休会決議について」を議題とします。

お諮りします。委員会審査等のため、12月10日から12月12日までの3日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、12月10日から12月12日までの3日間を休会とすることに決定しました。

今回は、12月13日午前10時から会議を開きます。

散 会

議長（久田良平）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。 (午後0時20分)

開 議 (午前10時00分)

開 議

議長 (久田良平)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (久田良平)

日程第1 一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含め40分以内となっております。また、関連質問についても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

11番 志幸松栄君。

11番 (志幸松栄)

皆さん、おはようございます。改めまして。

一般質問、議長お許しになりましたので、ただいまより私も4回目になりますけれども、改めましておかげさまで町民の方々の理解を得てこの一般質問ができるような立場になりました。4年間一生懸命頑張りますので、皆様のご指導、ご協力をまたよろしく願いしまして、一般質問に入らせていただきます。

今回は3点あります。

1点目は、10月、私たち選挙をしましたがけれども、そのときにふだんよりも町民の方々の対話が私は多うございました。その対話の中で得たものについて、町長並びに皆さんに質問したいと思います。答弁によってはまた再質問させていただきますので、よろしく願います。

町長がもう少し目の届かない基礎整備をしていく必要があるんじゃないかということを感じました。なぜかという、町を回ってみると高齢化が非

常に激しい、思った以上に。だから行政はつくるものではなく、また、それをつくったものに対して、やはりもう一遍再度、道路その等、タッチアップ並びにでこぼこのところもあればルールが壊れたところも、細かい問題があります。そういうところをもう一遍見直しながら、小さな事業、インフラ整備だと思えますので、またそういうことを考慮に入れながら仕事を、町民に対して考慮する必要があるんじゃないかと思えます。

それから、町長は、どこへ回っても私は感じたことでございますけれども、私たち議員並びに職員並びに執行部に対して町民の方が結構やはり不平不満はあるように思います。そういうことでもう一遍改めまして基本に戻りながら、町民の笑顔が出るまちづくりをする必要があるんじゃないかと思っております。

そういうことで、1点目のもう一つは同じあれですけども、それも笑顔の出るまちづくりというものも町長のカラーが出てないんじゃないかなと私は思います。思い切ったカラーを出しながらやっていく必要があるんじゃないかなと。町長はただ優しく、この人は悪いこともしないし、これでいいんじゃないかということは、何となくこういう経済疲弊の中では笑顔は出にくいと思えますので、ひとつカラーが出るまちづくりをしてほしいと思えます。

そういうことで3点、1点目については3項目お答えいただきたいと思っております。町民との対話を通じて感じたこと。町長がもう少し細かいインフラ整備をしていく必要があるんじゃないか。それから町民に対して笑顔が出るまちづくり。もう1点は、町長が周りを気にせず自分のカラーを出していくということで3点お答えいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、インフラ整備につきましては、水道や下水道、そして道路、港湾、学校、福祉施設など産業や生活の基盤となる施設であり、地域社会を支える社会資本として、国やあるいは我々地方自治体が公共事業として整備しているところでもあります。この整備によりまして生活環境の改善や生活利便性の向上のほか、新たな雇用の創出や地域経済の活性化が図られているところでもあります。

社会資本の整備を行うには、その事業の必要性や地域の実情に応じた国の有利な補助制度を活用して整備を行っていますが、整備後には必ず維持管理が必要であり、維持コストがかかってまいります。議員が言われます小さなインフ

ラ整備とは、現在ある公共施設の補修あるいは修繕などの維持管理工事のことかと思えます。例えば道路であれば側溝やふた盤の改修、舗装の補修、または手すりやガードレールなど附属施設の改修などであろうかと思っております。こうした地域の生活に密着した身近な修繕や補修といった要請があった場合には、できるだけ緊急性を考慮しながら素早く対応して、そして安全性の確保を図っているところでもあります。また、高齢化によりお年寄りが少しの段差でつまずいたり転んだりすることが多くなったというふう聞いておりますので、路面の穴埋めにつきましても早急な処置をするよう指示しているところでもあります。

町では、道路パトロールを行いながら補修、修繕など維持管理に努めておりますが、広範囲で路線数も多く、路線延長も年々増えていますので、目の届かない箇所もあるかと思えます。そんな箇所に関しましても、今後とも区長あるいは町会長さんを通じまして、町民の皆様から身近で軽微な修繕、補修の要望をしていただきまして、できるだけ敏速に対処し安心、安全な道路環境を確保してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

次に、町民に笑顔が出るまちづくりについてであります。町が取り組んでおりますあらゆる施策は能登町の第1次総合計画をもとに実施しております。この実現に向け、5つの重点プロジェクトを設定しまして重点的かつ横断的に取り組んでいるところであります。

昨今の地域のつながり、人々の地域に対する親近感の希薄化が叫ばれる中で、町民が地域に愛着を持ち、そして豊かな自然と時の流れの中で人と暮らしが生き生きと輝き、地域内外の人々が触れ合い、支え合う町を目指しまして、この町に住んでみたい、あるいは住んでよかったと思っただけのようなまちづくりを推進するため、ソフト、ハードの両面にわたる取り組みを進めてまいりました。

地域生活に必要な事業は様々であり、隣人同士で処理、解決できるものもありますし、また、ある程度強制力や財源を必要とするものまで大小様々であることはご承知のとおりであります。より規模の大きい、また人間の生存と尊厳にかかわる基本的な問題の対処につきましてもは公共性の高い行政が担当し、そして個別的な、あるいは狭い地域に限定された問題につきましてもは住民組織が対応するのが理想的な姿ではないかと思っております。

まちづくりの主役はあくまでも住民の皆様であります。本町をよりよい町にしていくためにも、住民の主体的な活動や、あるいはまちづくりへの参画が不可欠であろうかと思っております。今後も住民の皆さん主体によるまちづくり活動や福祉、文化活動、そして様々な分野におけるボランティア活動等を支援

していきたいと考えておりますので、議員各位のご理解も賜りますようお願い申し上げます。

次に、自分のカラーをとというお話であります。能登町が誕生したとき、長期的な視点から能登町の将来ビジョンを描くため、新しいまちづくりの指針となります先ほども言いました能登町の第1次総合計画を策定しました。この計画づくりに当たっては、一人でも多くの町民の皆様いろいろな形で参加していただきましてご意見やお知恵を賜りたいと考えまして、審議会委員の公募も行いましたし、また審議過程をホームページで公開するなどしてまいりました。

私は、行政はもちろん、町民一人一人がやはり主体となって何をすべきか、何ができるかをともに考えて、そして知恵を出し合い実行していくことがまちづくりの基本姿勢というふうに思っております。

そして、私は常々、協働のまちづくりということを提唱しております。この協働というのは、違う力を組み合わせることにより飛躍的な活力を生み出す作業であろうかと思っております。町民の皆様と私たち行政がそれぞれ持っているいろいろな力を結集して、奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまちを目指してその実現に邁進していきたいと思っておりますので、逆にいろいろな方のご意見も賜りながら今後のまちづくりもしていきたいということでご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

今回は出足より町長のお答えその等、私は満足いきましてございます。やはり町民主体のまちづくりということで、3項目言いましたけれども、すべて大体同じような質問かなと思いましたが、それでも。

ただ、私の1点目について言いたいことは、また先ほど言ったとおりなかなかやはりだんだんだんだん世の中も疲弊してきております。それと同時に、なかなか笑顔が出ないということに対して、これから再度もう一遍、お年寄りが多くなってきています。人の集まる場所がない、人がなかなか集まりにくくなった。それから、町長が答えで言われたボランティア並びに人の知恵を出し合いながら、人の集まるということに対してこれからやはり、予算も余り要らないと思います。昔みたいに、小木の地区へ回りましたらイカす会がなくなった。また、それから能登町宇出津には縄文その等、皆の集まる会がなくなった、それを一つにまとめた、植物公園に。そういうことじゃなくして、そういう皆の本当に手近な集まる会合を一つ二つやっていく必要があるんじゃないかなと

いうことをまた提言しまして、1点目は終わりたいと思います。

それでは、時間もないものですから2点目に移ります。

T P Pについて一つ、自由貿易ですね。

能登町の基盤産業は、私は1次産業だと思います。それによって支えられておるんじゃないかなと。それが基本じゃないかなと。大半の方々が漁業、農業、人口比率を見ても国勢17年の統計でございますけれども、大体約そういう人口が就労者が大体1万人として2,000の方がその産業についておられるということを、一応概略ですけれども。その中で2次産業、商店並びに製造業、いろんな方々がおられるんじゃないかな。だから、こういう問題はまた国のほうでも今いろいろと何かかんかとやっておりますけれども、自由貿易が施行された場合にこの能登町みたいに基盤産業が農林漁業ということであれば、一応やはり早急にそういう問題を考えていく必要性が、対応策を考えていく必要があるんじゃないかなと思うものですから、町長の対応策、考えておられるのか、実行するのかわからないのか質問したいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、議員のご質問に答弁させていただきますが、まず議員のおっしゃるとおり当町における基幹産業というのはやはり第1次産業であり、町の礎となる重要な産業であると考えております。しかしながら、農林漁業、いずれの分野におきましても高齢化が著しく、担い手の育成が急務となっております。国の補助事業を活用しながら担い手への各種支援等を既に行っておりますが、所得の向上あるいは経営の安定化への効果はなかなか出にくい状況であろうかと思っております。担い手の規模拡大や新規の担い手の発掘がなかなか進まない現状でもありますので、さらに関係団体と連携しながら1次産業のてこ入れに努力したいと考えております。

そういった状況の中で、日本が今現在T P P加入ということになれば、零細な農林漁業者が多い能登町にありましては1次産業離れが加速し、例えば農業分野ではそれによる耕作放棄地の発生、あるいは働く場所を探して離農者が町外へ流出することも想定できますことから、はかり知れない痛手になろうかと思っております。

本年11月には、農業団体から我が国のT P P交渉に参加しないよう町として力を尽くしてほしい旨の要請も参りました。報道等によりますと、国政レベルでは与野党にかかわらず、特に農業分野においては賛否両論がある中で専門

の改革推進本部を設置しまして基本方針を決定するようですので、特にその辺のところの動向を注視しながら関係機関、そして関係団体との連携も深め、町でできること、すべきことなどにつきまして検討を行う対応をしてまいりたいと思っております。

また、地元の消費拡大を図るためにも、今後も引き続き地産地消を推進しまして啓蒙を図っていききたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

これは先ほど言われたとおり、町長が私たちのわざでなかなか、今国がいろいろ賛否両輪あるらしいんですけども、もし万が一こういうものを想定されて参加した場合においてはということで質問したわけですが、地産地消という対応策、そういうものをより一層、やはりその前にお答え言われた人口の流出ということも町長は把握しておられると。現在、こういう2万人のあれでございまして。幾ら高齢化といっても必ずやこういうもの、私たち庶民は必ず家族を支えるために飯の食える都会並びに生活能力のできるような町へ流れるわけがございまして。そういうことが現状起きるといことが必至、もう見えておるわけがございまして。

そういうことで、早急にやはり国のほうの対策を待たずに、やはりこういう場合にはこういうような国のほうで決められればこういうふうな対策を私たちはとるかということで、結構やっぱり町長も1次産業に対して大きな目に対策を考えておられるようですので、ひとつまた答えを言われたとおりひとつ行動していただきたいなと思っております、私は3点目に移ります。

3点目、町一般条例についてでございます。

一般条例についてお尋ねしたいなと思っております。条例についてはいろいろあると思っておりますけれども、いろんな分野の中であると思っておりますけれども、どういう気持ちで条例をいろいろとつくっておられるのか。条例についてはいろいろと1つ2つ3つ4つというような項目がありますけれども、条例をつくれるのは私たち議員並びに町長、それから町民の方もつくれますけれども、そういう細かいことはさておいて、だれに対してどのようにして条例を作成されて、私たちに提案されているのか、ひとつお尋ねしたいと思っております。

それから、これに対しまして、町長の職員に対する、また町民に対する管理体制についてお尋ねしたいと思っております。

町長は、職員に対し管理体制はどのように管理また指導しておられるのか、お答えいただきたいと思います。

それと、町民の方に対して思うことをひとつお答えいただきたいと思います。

それから、私はこの10月、人との折衝の中で、結構町長は、今新聞報道もなされておりますが、全部公開されている町長の出張についてでございます。

能登町の町長さんがよく東京へ行かれる、どこやら行かれるという声が多々ありましたので、その問題も皆さんの前でそのわけを公開していただきたいなと思っています。

1点、2点、3点、4点、ひとつお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、条例についてなんですが、やはり市町村というのは住民に最も身近な行政であると思いますし、創意工夫をした行政施策やサービスの提供、そして自己決定、自己責任能力が強く求められていると思います。そういう意味では、やはり条例規則が行政サービスの根拠となりますので、今後に関しましても今までも住民に配慮した条例として心がけていきたいというふうに考えております。

また、職員の管理に関しましては、やはり役場というのは住民サービスというのが一番大事じゃないかなというふうに思っています。そのためにはやはり日ごろから言っておりますように、住民の目線で対応しなきゃならないということかと思っております。そういう意味では、一方で簡素で効率的な行政あるいは職員の専門化ということに対しましては、住民の皆様は不親切な対応であったりとか、あるいは専門的な言葉でよくわからないというような方がいらっしゃるかもしれないかもしれませんが、今後に関しましても、特に高齢者の方々にはできるだけ平易な言葉で誤解がないように説明し、笑顔でわかりやすく接遇する職員として住民サービスに努めてまいりたいというふうに考えております。

つまり役場というのは、やはり能登町最大のサービス機関ということをもう一度職員の皆さんには考えていただいて、住民サービスに努めていただければというふうに思っております。

次に、私の出張に関してのお話であります。単純に出張の回数を申しますと、今年度が特別多いというわけでもなく、昨年とほぼ同程度ではありますが、ご存じのとおり平成の大合併前の県内の市町村数は41団体ありましたが、平成18年の2月1日の輪島市、門前町の合併によりまして19団体に半減しま

した。各種団体の役員に推挙されることが多くなったのも事実でありますし、今現在、石川縣市町村職員共済組合理事長を初め、石川県の漁港漁場協会会長あるいは石川県の道路整備促進協会の副会長などの役職を兼務しております。

私としましては、首都圏などへの出張の際は努めて能登空港を利用するなどして時間の有効活用を図っているほか、内部の会議等におきましては時間外やあるいは休日を利用するなどして極力町民の皆様にはご迷惑をかけないよう出張もしているつもりであります。

また、これら団体の職を引き受けるに当たりましては、石川県内の自治体を代表するという重責でもありますので、ひいては能登町のためになるんじゃないかなと思って引き受けたところもありますので、そういう点も含めてご理解いただきたいというふうに思います。

8番（志幸松栄）

町長、ちょっと待って。職員の管理体制。

町長（持木一茂）

言いましたけれども。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

条例の問題については、住民の目線に立って作成をしているということでございますので、それを聞いたかかったなと思って私はこの質問をしたわけであります。

それと同時に、条例というものは私たちが守らなきゃならん、また町民も守らなきゃならん。先ほど言ったとおり、発案者は議員並びに町長並びに町民の方もできます。そういう中で、ここにおられる私たちが前回の議会の中で発案した条例、条例というものは守らなきゃならない、また町民の方も協力しなきゃならない、やはり執行部もそれを遂行しなきゃならないということであります。

ここにおられる議長さんも私たち条例の問題について、私は今議長さんが私たち全員協議会で議長を拝命するときに言われた言葉をメモしておきましたので、今の議長さんは町民に対し公平、中立であるということ、それから町民の声の反映ということ、3つ目は議員倫理条例の実行、それから4つ目は議員定数の問題を実行する、検討するということを4つの項目を公約として今の現議

長が言われまして、これは私の思うとおりに思っておることができるんじゃないかなと思って私も選任したわけでございますので、議長またこの公約を、特に倫理条例の問題も考慮に入れながら実行してくださるようお願いしまして、これらの問題にひとつまた取り組んでいただきたいなと思います。

そういうことで、やはり町民も守らなきゃならん、私たちも議員も執行部も職員も全部守らなきゃならんものは条例だと私は思いますので、よろしく願いいたします。

それから、町民の目線に立って管理体制というものについては、私も先ほど町長の言ったとおり、ちょっと聞き漏らしたみたいな格好でございますけれども、全部同じような質問みたいな感じでございますけれども、町民の目線、住民の目線に立ってということを先ほども言われた。

それでは、最後に再質問させていただきますけれども、出張の問題。

出張はいろいろと石川県の重責が重なってきておるということで、私はそれは当たり前だと思いますけれども、ただし町長は出張が、皆さんどこへ回っても町長らは出張が多い、出張が多いと言われるものですから、それは今皆さんの前でそういう重責についておるというようなことで、皆さん町民の方も理解される人もおられるだろうと思いますけれども、一つはせっかく出張するんだから出張した行き先の中で、よくテレビ報道なんかでもありますけれども、ほかの知事さん、市長さん、能登町のセールスマンとして、またいろんなやっばり行けないところも行くんですから、そういうものを習得して能登町に参入してプラスになるような出張方法でやっていただきたいなと思いますけれども、町長、答弁願います。どう思われますか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当然、出張の際の時間がある場合にはいろんなところへ行ってパンフレットを配ったりもしますし、ただ、やはり飛び込みというのはなかなか難しい面もあるのかと思いますので、できるだけつてを伝えて、いろんな方に紹介していただきながらそういった方々にお会いして、能登町のPRも今後もしていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

11番 志幸松栄君。

1 1 番 (志幸松栄)

私の思いを述べて終わりたいと思います。

今、最後に質問しました、町長が言われたことをございます。ただし、もう少しやっぱり表現を豊かにし、トップセールスマンというあるところの知事さんがやっておられます。やっぱりプラスになる。そうすれば町民の方も納得いかれる。町長、毎日でも行ってらしまというようにこととなるんじゃないかなと思います。

それともう一つ、私はこうやって結構人のところを言葉をかけて回るんですけども、この前もあるところでお米の生産、今TPPがあれして農業の方もいろんな努力を個人的に生産者の方はしておられます。こういうところで米をこういうふうに作っておるとか、志幸さん食べてみてくださるとか、そういうようなこともありましたけれども、そういうふうにして皆さん地産地消というものに心がけておられます。

私たち漁業者も、やはりそういうものをこれから現場のほうでも皆さんの一人一人の努力がやっぱり町を豊かにする一つの問題かなと思っております。それに対しまして、より一層のトップセールスマンの努力をしまして、町長のこれからの仕事に期待しまして、私は今回の一般質問を終わりたいと思います。

どうもいろいろとありがとうございました。終わります。

議長 (久田良平)

それでは次に、2番 國盛孝昭君。

2 番 (國盛孝昭)

それでは質問に当たり、私がこうして質問できる機会、議席を与えていただいた、今回多くの支援をいただいた町民の皆さんに感謝を申し上げまして、私の質問に入らせていただきます。

私はまず、合併後の町行政の進捗状況と、それから今後の展望ということでひとつお尋ねをさせていただきます。

ご案内のとおり町村合併、平成17年の3月になったわけですがけれども、当時、平成の大合併ということでかなり全国的に話題になって合併が進められたわけですがけれども、当時、全国の市町村が財政状況、特に町村単独ではなかなか財政的には成り立たないという状況で、これは一つの国策でもあったのかなというふうに私は考えておりますけれども、合併そのものについては私は必ずしも賛成の立場ではなかったんですけれども、当時私も一職員としてこの合併に対していろいろと資料等の作成を行いました。

合併が進められたわけですがけれども、旧3町村で合併協議会が立ち上げられ

て、その中で有志による新町の建設計画が行われたわけですが、そういった新町の建設計画の中で主にはサービスの違いの是正ということがまず焦点になったのかなというふうに思っています。

そういった中で暫定行政といいますか、当時の内浦町長の田形さんが管理者として新しい町が発足したわけです。そんな中でいろいろな調整も行われたわけですが、4月には新しい持木町長が誕生されたということです。そういった新町長のもとで、合併協議会で作成された新町の建設計画をもとに第1次の能登町の総合計画、これですよね（資料提示）。この計画が作成されて今日に至っておるわけですが、当時の合併の状況と、それを進める中で5年たつわけですが、経済情勢、また政治情勢等がいろいろと移り変わってきております。

そういったことを踏まえて5年目の今日に至って、特に3町村間で進められてきたインフラの格差、これはサービスの違いの是正ということにもなるわけですが、特に生活基盤の整備が重点になってきたのかなというふうに思っております。さらに、道路網や情報通信基盤の整備、それから行財政運営の効率化ということで、特に行政組織の見直し、また公共施設の整理ということ、それからもう1点は事務事業の見直しということで取り組んでこられたというふうに考えております。

そういった中で5年たった今日の計画に基づいた進捗状況はどのようになっているか、この辺を町長にお聞きしたいというふうに思います。ただ、実務的なデータの物的なものについては担当課長でも結構でございます。よろしくお願ひします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

國盛議員の御質問の町村合併後の町行政の進捗状況あるいは今後の展望ということですが、議員がおっしゃるように合併協議会において策定されました能登町まちづくり計画、新町建設計画の理念を発展的に継承しつつ、施設の具体的な内容を示すために策定されたのが能登町の第1次総合計画であろうかと思っておりますし、やはりそれが町の最上位計画として長期的な視点からの町の将来ビジョンを描いて、今後の能登町の新しいまちづくりの指針になるかと思っております。そして、それを実現することによって、奥能登にひと・くらしが輝くふれあいのまちも実現できるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、総合計画の遂行に当たりましては、基本計画に掲げる諸施策を計画的に実施するために個別の事業を具体的に示した実施計画を作成しております。そして、毎年の予算編成の指針として予算化につなげることで確実な執行に結びつけてもおります。

総合計画の計画期間は平成18年度から平成20年度の10年間となっておりますが、やはりそれぞれの目標が設定されておりますので、目標と現在までの進捗状況を少し答弁させていただきたいと思いますが。

まず、道路網と情報通信基盤の整備につきましては、町道の改良率が目標値の74.6%に対しまして現在73.9%です。これは計画策定時には72.7%ということでしたので、1.2%ほど今進捗率が伸びたということでもあります。また、有線放送の事業の加入率に関しましては計画策定時が56%で目標値としては95%を掲げておりましたが、これは現在99.1%ということで目標を大きく上回ってきております。また、生活環境に関しましては可燃ごみ年間処理量が計画策定時の5,340トンから目標値は4,000トンでしたが、これは現在の進捗率は4,571トンということでもあります。そしてまた、下水道の普及整備率に関しましては計画策定時が61%、当然目標値は100%であります。現在の進捗率は75.4%であります。また、下水道の接続率に関しましては計画策定時が51%で目標値が80%ということでしたが、現在は66.4%ということでもあります。

行政運営の効率化に関しましては、組織再編に関しましては計画策定時が26課8室あったものが目標値としては14課1室であります。現在は13課4局8室ということになっております。

職員数に関しましては、計画策定時が577人から目標値の450人に対しまして、今現在は449人ということでもありますので、以上のようなことからクリアしたものもあり、いずれの数値もおおむね順調に来ているんじゃないかなと思っております。

また、今後の展望ということではありますが、やはり計画の遂行に当たっては国の政策やあるいは経済状況によりまして柔軟に対応していかねばならないということで、3カ年のローリング方式をとっております。3カ年の期間を絞ることによりまして、優先的、そして重点的事業の抽出を行うことが可能になるんじゃないかなと思っております。

また、今後は前期の計画、18年から22年度までの進捗状況も踏まえながら、23年度からの後期計画を調整を加えながら目標達成に向けてまちづくりを展開していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

2番 國盛孝昭君。

2番（國盛孝昭）

今の町長のご説明では、大体当初計画した中でそれなりに調整が図られてきておるのかなというふうに思います。

ところで、今町長言われた今後の展望も含めてお話あったわけですが、私は広い意味では大体町村間の生活基盤も整備されたのかなというふうには考えております。

ただ、基本的な足並みがそろった今日の段階で、これからが行政の難しいところ、これからが本当の意味で新しい将来に向けた能登町を築いていくための時間が必要なのかなというふうに考えております。特に行財政改革面でも私の聞いておるところでは、一時大変財政的に緊迫した状況もあったように思いますけれども、現在は危機的な状況からは少し脱したのかなというふうに考えております。

そういった中で今日、政治の変化、国内的にもそうですし、それから経済状況の悪化、雇用の問題もあります。それから、少子・高齢化の進展といえますか進んでおります。それから、環境の問題、現在見られるような気象の変化もございます。そういった点で、先ほど町長は3年間のローリング方式で事業を見直し、検討していくということだろうと思うんですけれども、そういった中で第1次総合計画についても相当今日的な状態に合ったような計画の見直しが必要ではないかなというふうに考えております。

それからもう1点、先ほど先輩の志幸議員のお話にもありました地域意識です。こういった地域意識の解消が必要かなというふうにも考えております。特に合併当時、町長は盛んに一体感ということを申されておりました。その一体感が今日感じられておるのか。私としてはいまいち一体感として、町民が感じている部分もあると思いますけれども、まだ少し差があるのかなという事もあります。そういった点を今後解消していくわけですが、ただ一概に、合併して5年ですからまだ短期的に一体感、すべての町民が一体感を持つというのはちょっと難しいのかなというふうに考えます。

例えば赤、青、黄といった、そういった3つのものに対して一つの色紙を張ったようにぴたっと一色になるということはかなり難しい、不可能だと思います。でも、そういった中で、例えば色で言えば濃淡が出る部分があると思うんですけれども、そういった濃淡の部分地域を地域の格差と見ていくのか、それとも地域の特性としてとらえて地域それぞれのこれから調整を進めていくのか、そういった点でまた違ってくるというふうに思います。

地域の格差の是正ということは大変大切なんですけれども、余りにも格差と

いうふうにとらえるということではなくて、地域の特性を生かした地域振興というふうに考えたほうが進めやすいのかなというふうに思います。地域にはそれぞれ、これだけ広い能登町ですから山もあり、また川もあり、そして畑、田んぼ、海もあります。海があれば当然市場もあるわけで、そういったそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりというのが大切になってくるのかなというふうに私は思っています。

地域で言えば、例えば今の時代で若い人にはちょっと想像がつかないと思うんですけども、以前は各地域に学校があり小学校があり、小学校を中心とした運動会も行われました。最近、少子化で学校の統合もなされてきたわけですけども、そういった地域に根差した集まりとか小イベント的なものに地域全体が参加してにぎわいを創出していくという、そういう機会が少なくなってきたように思います。

そういった地域の文化や伝統をどうして守っていくか。確かに時代が変わってきておりますので、変えていく部分は必要かと思えますけれども、守る部分もあっていいのかなというふうに私は考えております。今後のまちづくりで大切な点は、そういった地域の文化をどういうふうに取り、また育てていくかということを考えていただきたいなというふうに思っております。

それで、地域それぞれにはやはり住民のよりどころがありますので、一概に効率化とか無駄とかそういったことで解消すべく取り組んでいくんじゃなくて、少し無駄があってもいいのかなというふうに思います。今、国内的に、町政ですから国の施策とはまたちょっと離れますけれども、大体の社会の風潮としてどこかの政党がやっておるような事業仕分けとかやっていますけれども、必ずしもああいった事業仕分けがこの能登町において該当するのかなというふうに私は疑問に思っております。そういった点で、地道にこつこつとやっておいで、そういった地域の応援も必要かなというふうに思っています。

例えば今、宮地地区に行われております春蘭の里、ああいった取り組みは私はある面では評価できるのかなというふうに思います。ああいった面に対して町も側面から支援をしていくということも大切なのかなというふうに私は考えます。能登町である地域の特性を生かした取り組みを今後もひとつ町長に考えていただきたいというふうに思います。

地に足のついた、そういった町政というものを今後考えていただきたいわけですけども、ひとつ町長の忌憚のない、そういった夢を語り合う、そして地に足のついたそういった町政の執行に対して、もし町長何かいいお考えがあればひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど國盛議員がおっしゃったように、合併して6年目を迎えているわけなんですけど、やはりまだまだ一体感の醸成というのは完全にはできてないのかな。それぞれ各町村、長い歴史と伝統を持ってきた町村が合併したものですから、それぞれやはり地域への思いというのは当然あるかと思えます。しかしながら、やはり将来的には能登町として一つになっていかなきゃならないと思えますので、その辺は意識しながら今後も行政は進めていかなきゃならないと思っておりますし、また、そういった地域によっては第1次総合計画でも海のゾーンとか、あるいは山のゾーン、あるいは商業ゾーンというようなゾーン分けをして、それぞれの地域の特色を生かした町の政策をやっていかなきゃならないということで計画もありますし、また、そういった地域が伸びる地域力が結集することによって能登町の発展にもつながろうかと思えますので、やはりそういった地域を大事にしていかなきゃならないというのは國盛議員のおっしゃるとおりだと思います。

ただ、伝統というのはそのまま継承すればいいというものでも決してないと思えますし、伝統というのはある面、例えば3分の1はきちっと残していかなきゃならない、あるいは残りの3分の1はその時代に即応したふうに変えていかなきゃならない。そして、残りの3分の1は時代とは全くかけ離れているものですから切り捨てなきゃならない部分もあるかと思えます。そういった意味で、そういう見直しをしながら伝統というのでも継承していかなきゃならないと思えますし、そうしないことには継承もできないのかなという思いもあります。

ですから、そういった地域のことを大切にしながらも見直すべきところは見直しながら、決して無駄をすべて排除するということではありませんが、地域力を結集することによって町の発展があるということなので、地域を大切にしながらそれぞれの特色を生かしたまちづくりを今後もやっていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

2番 國盛孝昭君。

2番（國盛孝昭）

町長のお考えは私も同感なところがございますので、今後にもひとつ期待をしたいというふうに思っております。

まず、夢と希望の持てる町というものが、これはだれが見てもそういったことを目指していくのは当然であります。私は柳田で今生活しておるんですけれども、今後いつの日か、長坂街道や十八束街道が負担にならないような、そういう町政をひとつ頑張って目指していきたいというふうに私も思っております。

本当の意味で、町長が言われるような地域の住民がそれぞれ新しい町に出会って、一体感が持てる、そういった町政をひとつ私も望んでおります。

理念をしっかりと持って、そして夢のある暮らしが営める日をひとつ目指してお互い頑張っていきたいというふうに思っておりますけれども、そういった点は県政との連携といたしますか、どうしても県の指導も仰ぐ必要があるというふうに思いますので、そういった県との連携、パイプをひとつどうか町長、強化にして、今後の町長のリーダーシップに期待して、私の質問を終わりたいというふうに思います。

議長（久田良平）

答弁漏れはありませんか。よろしいですか。

2番（國盛孝昭）

はい。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時いたします。再開時間は11時10分といたしたいと思っております。
(午前10時55分)

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。(午前11時10分再開)
それでは次に、1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

おはようございます。全くの新人の金七祐太郎でございます。皆様にご迷惑をいっぱいおかけしとると思っておりますが、またご指導のほどよろしく願いたします。

それでは質問に入らせていただきます。

能登高校の支援事業についてお伺いしたいと思います。

今少子化でどこの高校も大変だと思いますが、地域に密着した能登高校が今後も存続してほしいと私は願っていますが、支援事業の中身、あと本年度の制服補助とか通学補助がどのように行われているのか。また、そのほかどんな補助をしているのかお伺いしたいのが1点。

これに関してですが、他校に通学する生徒の不公平感。不公平感といいますと、能登高校だけ補助が出て他校へ通っておるがはもらえないのかという声を多く聞きましたので、お伺いしたいと思います。町長の答弁お願いいたします。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

ただいまの金七議員の能登高校に対する助成の内容の件について先にご説明申し上げます。

まず、助成の内容といたしましては、制服に対します助成です。これにつきましては1人当たり購入価格の半額、上限を2万円ということにしております。今年の入学生は102人で、そのうち能登町の出身者が65名、町外から入学してくれた生徒が37名ございました。それで、これにつきましては新学期に204万円もう助成済みでございます。

また、通学費補助につきましては、大きく分けまして2つございます。まず、生徒が定期券を買った場合には年額10万円を超えた額の2分の1に相当する額を助成しております。そのほかに、学校の始業時に合わせて珠洲から能登高校の直通バスの助成ということで、金額に直しまして250万円を助成しております。

それと、定期券を買った場合の10万円を超えた金額の2分の1の助成金額については、年額10万円を超えたということで3学期に精算をさせていただく予定にしております。

それと、ほかの助成策ということではありますが、能登高校の部活動、いろんな部活動をやっておいでますが、それに対して100万円を助成しております。

以上が能登高校に対します支援の概要でございます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

金七議員のご質問の他高校に通学する生徒の不公平感ということですが、私の見解を申し上げますと、隣接の市が行っております通学補助にしましては子育て環境の整備等、経済負担の軽減を図ったものであろうかと思っております。能登高校への支援事業、最大の目的は能登高校の存続と活性化であり、今ほど総務課長が申したメニューの中の一つが通学補助であろうかと思っております。来年度からは能登町でたった一つの高等学校となる能登高校は、子供たちの教育環境、生活環境を守るため、何としてでも存続していただきたいというふうに考えております。

能登高校へ入学された方で、かつ要件を満たした方へは通学費を助成するという特典をつけることが能登高校の生徒を確保し、存続、発展につながるように期待もしているところでもあります。受験を控えた能登町の中学生の皆さんには、ぜひ進学先に能登高校を選んでいただきたいと思ひますし、この通学補助制度を活用していただきたいというふうに思っております。

能登町外の高校へ通う方には、確かに不公平感を感じる方もいらっしゃるかとは思いますが、あくまでも能登高校存続のための施策ということでご理解いただければというふうに思っております。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

考えはわかりました。

でも、やっぱり不公平感はどうしても出ると思うので、できればもっといい補助、個人的な補助じゃなく、魅力ある高校づくりのためとか、そういうふうな面で補助金を出すようにしていただければ不公平感がなくなると私は思っています。唯一の高校は残したいと私も思っていますので、そういうところをまた知恵を絞ってやっていただきたいと思ひます。

次に、もう一つ、これもまた学校教育関係なんですけど、小中学校の来年度から新学習指導要領が始まると聞いております。国語の授業で新聞を読むという学習方針が盛り込まれたと思ひますが、当町では合併してから経費削減で小中学校の新聞を町費では購読しないと聞いております。今後の取り組みについて教えていただければと思ひます。

議長（久田良平）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、議員の質問に答えたいと思います。

先ほど言われました新学習指導要領につきましては、来年度は小学校から、次の年度に中学からの実施がされるようになっております。その準備のために小学校でも中学校でも実施の準備をいたしているところでもあります。

先ほど議員の指摘のとおりですが、新学習指導要領の国語科の学習方針の中で新聞学習が入っております。言語活動例を説明いたしますと、小学校3、4年生では「疑問に思ったことを調べて、報告する文章を書いたり、学級新聞などに表したりすること」とあります。次に、小学校5、6年生では「編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読むこと」、中学校では「新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること」と明記されております。

なお、現在は議員ご指摘のありましたとおり、町内のすべての小中学校におきまして町費での新聞の購入はしておりません。町の小中学校では、新聞記事等を活用した授業が行われております。主な授業内容は、小学校では小見出しつけのつけ方や、それから写真の撮り方など、中学校の社会では国会や内閣の学習、理科では人工衛星「はやぶさ」の記事等を活用した学習が行われております。新しい学習指導要領に定められ、今後新聞から多数の情報を取り出す授業や複数の新聞の読み比べを通じて、各紙の論調の違いや多様な物の見方をする学習が必要かと思っております。

思考力や創造力及び言語活動を養い、日本語に対する関心を深め、尊重する態度を育てるために、来年度から町費で新聞購入を要望し設置したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎君。

1番（金七祐太郎）

じゃ、来年からは新聞購読ということで、またよろしく願いいたします。

先ほどの高校の補助のこともありますが、本来なら町立の小中学校にもっともっと手厚くしていくのが町の仕事だと私は思ってます。

最後の質問に移ります。

平成21年、去年、年間の自殺者が12年連続3万人を超えたと。今年も聞くところによるともう3万人。ということは13年連続です。能登町でも事例わかりませんが、国や県で対策やっていると思うんですけど、能登町で何か今まで取り組んできたこと、今後取り組んでいくようなことがありましたら、

町長の見解を伺いたいと思います。
よろしくお願ひします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまのご質問の当町の自殺対策と申しますか、自殺問題に関してであります。平成22年度は9月に老人保健ビジターと一緒に町の職員がアルプ前で街頭キャンペーンを実施しまして、自殺者が増えていることや早くに周囲が気づくことで予防できることなど、一般の方に対しまして普及啓発を行いました。また、孤立しやすい高齢者世帯などにも目が届くように、介護支援専門員や、あるいは民生委員の方を対象として、自殺予防をテーマとした学習会を計画的に実施もしております。さらに、見守りの目を拡大するために、2月には町のボランティア組織100名ほどの集まりに対しまして、自殺予防の実践活動をしている方をお呼びして講演会の実施も計画しております。そして、来年度は子供を通して自殺予防を家庭へ周知したり、あるいは子供たち自身が命を大切にすることを養い、子供たちの周囲からいじめなどによる自殺が決して起こらないように小中学校とタイアップして、学習や、あるいは普及啓発活動を行っていきたいというふうに考えております。

また、自殺の原因となるような経済的な問題の相談窓口であります心の相談窓口の周知や対応についても、今後さらに進めていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

1番 金七祐太郎。

1番（金七祐太郎）

これからも当町から自殺が出ないように、町長さんいつもおっしゃるとおり、明るく安心、安全なまちづくりを目指して今後も取り組んでいってほしいと思います。

それでは質問を終わります。

議長（久田良平）

それでは次に、3番 市濱等君。

3番（市濱等）

初めに、町の有権者の皆様から、町当局の皆様とともに町の将来について語り合えるチャンスをいただいたことに対しまして、心からお礼を申し上げたいと思います。今後4年間努力いたしますので、どうぞよろしくお願いします。

再びここに立つことができ、感激をいたしているところではございますが、現在立っているところが何か違和感がございまして、議員が職員に何か横やりを入れているように見えて仕方がございませぬ。特にテレビ画面にはそう映る感じがしますが、私だけでしょうか。できれば一般質問は壇上で発言できればと思います。この議場の広さがかなり問題なのではないかなというふうにも感じております。このことについての町長の答弁は不要でございますが。

さて、通告どおり1番から質問をさせていただきますが、質問も多岐にわたると思います。1問ずつお話をさせていただきます、答弁をお願いしたいと思います。しばらくの間、ご清聴をお願いいたします。

第1に、町財政の健全化と今後の見通しについてであります。

私は健全化についての考え方といたしまして、陰と陽、2つの方向から申し上げたい。この2つの方法とは、歳出の削減と税収の確保であります。町の合併から5年。町当局がたくましくたゆまぬ努力をなされ、心洗われる人員削減をされて、今改善されておると聞きますが、現状はどのようになっていますか。

先日の新聞紙上で、合併以来577名から128名の職員が削減されたと、このように報道しております。町民、住民に対してサービスの低下が心配されるところでございます。その点についてどうなのか。また、今後の職員の体制はどのように考えておられるのか。ちなみに、今年度の職員採用に当たっては事務職、専門職、どんな割合で採用されたのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

また、現体制の庁舎と名のつくところは4カ所ございますが、職員の集中化による経費の削減はお考えでしょうか。考えがございましたら、いつごろを想定されているのか、お聞きしたいと思います。

合併協議会でも新庁舎についていろいろ協議がなされました。職員の一極集中化によるメリットはかなり大きいと思いますが、あわせてお尋ねをいたします。

また、歳出の削減ということで話は飛びますが、宇出津病院の経営についてであります。

一般の企業では決して赤字を出したらいけないといいますが、お役所は税を集めて住民の一番大切な、住民が一番必要としているところに使うことが本分であるにしても、見聞きするところによりますとマイナスが余りにも大き過ぎないかと思うのであります。能登町の自主財源、二十二、三億の8%から1割

の持ち出しは町の経営を圧迫しているように見えます。担当の職員をほかの病院の環境など視察研修などの実施、研修を繰り返し、経営のノウハウを身につける計画などがありますか。経営の改善がぜひ必要と思います。

また、能登町出身の医師は病院におられるのか。地元の医師を育てる計画などありますか。特別委員会も設置されていると聞きます。当局の考え方、今後の見通しはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、大きな話になりますが、国、県の電力行政について私の思いを述べさせていただきます。

その前に、各庁舎、出先機関の電力基本料金の見直し、改定も当然なされていると思いますが、現状はどのようになっていますか。毎月かかる必要管理費は、特に電力の基本料金はおろそかにはできません。また、電力は一度契約すると事業を続けている間、同じ基本料金を支払わなくてはなりません。例えば家内工業、工務店などは電力使用料が1カ月に1,000円か2,000円ぐらいですが、基本料金は1万5,000円も支払います。設備によって違いますが、これが何十年も続くのです。電力会社は新しい電線も張りません。基本料金だけしっかりと徴収します。小さな企業にはかなりの負担となり、廃業ということにもなりかねません。最初に引き込み工事代金を支払えば、あとは電気料金のみを支払うシステムになればと思います。小さな企業が当町の税収源です。何とかシステム、条例、法律を変えてでも負担が軽減されるように働きかけることはできないか、お尋ねいたします。

また、最近では電力の自由化と言いますが、まだまだ大手電力会社の言いなりのように見えます。特に原子力エネルギー行政です。石川県でも志賀町にありますが、何と優遇されているか、大変に優遇されて見えます。工業団地は造成してもらわ、税収はあるわ、使用電力は安いわ、税金が安いで企業は進んで進出してきます。周辺の市町とは大変格差があります。国、県にも一考していただかなければなりません。

先日も新聞の折り込みチラシを見ていますと、石川県と財団法人石川県産業創出支援機構が主催し、能登地域の合同企業説明会と銘打って、のと就職フェアを開催していますが、参加企業21社のうち能登町からは金融機関が1社でございます。火力発電がある七尾市、原電のある志賀町が6社参加していました。これを見ると、やはり電力事情に有利な市町村がいかに優遇されているかがい知れます。

当能登町にも電力を多量に使用する電子部品製造の会社もございます。この工場も能登町から働く従業員は少なくなっていると聞きます。税金が安く、電気料金が安いのは企業にしても魅力だと思います。工場が移転する、たちまち税収に響いてきます。何とか国、県に働きかけて電力行政を見直して、能登町

はもとより能登半島の市町村にもエネルギーの恩恵が当たるように努力ができないか、町長の考え方をお尋ねいたします。私も最大限の努力は惜しみません。

次に、定例会の議案にもありましたが、93号でしたか、能登町の施設を管理するふれあい公社が重荷のところもあわせて安定的に経営していると聞き、少しは安堵をしているところでございます。しかし、全施設が自立できることがベストだと思います。

先日9日の議会で町長は、この施設、ポーレポーレについて、何か前向きな考え、思いがあるとお話をされました。少し具体的にお話をお聞かせ願えればと思います。

次に、陽としまして税金の確保であります。歳出の削減はもとより大切でございますが、それに増して税金を上げる施策が必要だと思います。町民の多くの方々とお話をさせていただきますが、皆さん口をそろえて、先ほども触れましたが、能登町には若い人が働く場所、企業が少ないと言います。能登町では近年、中小企業、零細企業、新たな企業が育っていないように見えますが、町長の見方を披露願えればと思います。

また、育ちにくい環境もあると思いますが、例えば能登町宇出津と言えば商店、家電の販売店が機械や機械工具を扱うお店が多くあります。この方々はまちなかですと手狭で大変苦勞されているように見えます。最近ですと、街なか再生事業もかなり進んで道路事情はよくなりました。当のお客さんが余り寄りつきません。事業の結果として店そのものが手狭になり、品物がそろいません。多くの事業者は藤波台地、また梅の木、長坂の山深いところに第二の倉庫、資材置き場などを構えています。お客も店も経費と時間がかかり、大変無駄になります。議案にあるような広場の整備も必要ではあるとしても、小さな企業、商店が集まれるような小さな工業団地を造成して、企業同士が連携できるような環境を整えて、起業家を増やして少しでも税金を上げることができないか、お伺いをいたします。やはり行政がリードすることも時には必要だと思います。

次に、建設的な公共事業、特に国、県直営の事業を町、議会が協力して誘致すればと思いますが、能登町は土木建設の企業が多くあります。皆さんこの不況のときもしっかり頑張っておられます。ここに働く方々が少しでも収入が増えるようになればと思います。

ここまで、1番目として町長に答弁をお願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員のご質問に答弁させていただきたいと思いますが、まず町財政の健全化と今後の見通しについて少しお話しさせていただきたいと思います。

当町の財政の健全化につきましては、合併当初の危機的だった財政状況は町民の皆さん、そして議会などの深甚なるご理解のもとで行いました3カ年の集中財政改革期間を経て、県下最下位であった実質公債費比率など財政指標は改善されつつあります。

町財政の今後の見通しであります。当町の歳入構造というのは依存財源の割合が大きく、国の施策の影響を受けやすい団体でもあります。現在、国では政権交代後、初めての本格的な予算編成が行われておりますが、昨今の我が国の経済状況はといいますと、世界経済の低迷により円高や、あるいはデフレの慢性化によりまして景気をめぐる環境の厳しさが増している状況でもあります。来年度の予算編成では国税収入が伸びない中、社会保障関係費の自然増を初め、政権公約事業に要する財源の確保のために、来年度においても引き続き厳しい財政状況が続くというふうに予想もされます。

今後の財政運営につきましては、財政指数が改善方向に向かっているとはいえ、公債費負担の抑制のために計画的な繰り上げ償還を実施するなど、今後も危機感を持って行財政改革を緩めることなく経費の削減に努め、簡素で効率的な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

その中で、職員の削減につきましては合併当初から本町は類似団体と比較して職員数が多い状況でありました。それで、職員数の適正管理をするため、定員適正化計画を策定しまして、その計画に基づきまして議員がおっしゃるように577人から449人に職員数を削減しております。また、今後の社会情勢の変化や、あるいは事業の状況等を勘案し、町民の方にできる限りサービスの低下にならないように人員配置を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、これからの庁舎の体制につきましては、議員の皆様、そして町民の皆様からご意見もいただきながら、庁舎のあり方も検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、宇出津病院の現状と今後のあり方ではありますが、まず現状につきましては6月定例会で申し上げましたが、大変厳しい経営を強いられている状況ではありますが、地域の基幹病院として必要な医療を安定的かつ継続的に提供もしているところでもあります。国では、平成21年度から地域の医師確保、救急医療確保などの地域における医療確保の解決を図るために、都道府県に地域医療再生基金を設置しており、石川県におきましても地域医療再生計画を策定し、医師、看護師確保対策等として県議会においてもその予算を計上している

ところでもあります。

能登北部医療圏では、金沢大学附属病院あるいは金沢医科大学附属病院の寄附講座で医師の支援を行っていただいておりますが、宇出津総合病院におきましてもこの8月から整形外科医が1名から2名となって、待合の患者さんの混雑解消が図られたところでもあります。また、県の看護師修学資金の募集枠につきましても拡大されまして、今年度は5名の方が申請され、貸与について決定しております。今後、3年から4年後に病院で働いていただけることになっております。

市濱議員の質問であります。職員担当者を他の病院の環境など視察研修の成果はということではありますが、これに関しましては特段行ってはおりませんが、院内施設の環境整備につきましては平成21年度に空調設備を全面改修させていただきましたし、院内環境の整備につきましては保健所等の指導により実施しているところでもあります。そして、患者さんとの接遇につきましても、接遇委員会を設けまして取り組んでいるところでもあります。

また、研修を繰り返し、経営のノウハウを身につける計画はということではありますが、公営企業会計セミナー、あるいは地方公営企業財務会計講習会等を受講しております。これらの研修を通じて経営ノウハウの充実に資するように経営改善に努力しているところでもあります。

そして、能登町出身の医師は全国で何名いるかについてであります。当院で情報収集しましたところ、全国ベースでは情報収集はなかなか難しいところではありますが、県内には12名の能登町出身の医師がいるということで把握しておりますので、今後も来ていただけるように個別に働きかけもしていきたいというふうに考えております。

また、地元医師を育てる計画はあるかについてであります。県の奨学資金制度を活用する等、啓発に努めてまいりたいと思っております。まずは町独自でもこの制度について研究、検討もしてまいらなければならないと思っておりますし、今後のあり方についてであります。やはり地域の基幹病院として必要な医療を提供するためになお一層医師、看護師の確保に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆様にもぜひご協力いただければというふうに思っております。

それで、電力基本料の見直しに関しましては総務課長のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、能登半島の市や町に電力エネルギーの恩恵が当たるように努力できないかということではありますが、ご承知のとおり発電所が設置されています自治体に対する支援措置、また設置自治体に隣接する自治体に対する支援措置がありますが、これが電源立地地域対策交付金ということでもあります。志賀町には

まさにこの交付金の対象地域であり、電気料金につきましても生活圏に原子力発電所があるということで、志賀町を中心にして電気料が低い価格に抑えられているようでありますし、またその周辺一帯が工場進出に有利に働いており、結果として工場団地が必要となる一つの要因にもなっているかと思っておりますが、なかなか離れている能登町では難しいのかなという気もしております。

また、指定管理者につきまして全施設が自立できないかということなんですが、町からの指定管理料をなくした上での施設管理ということだと思えます。それが自立ということだと思えますが、今現在、町が指定管理を行っております施設で、基本的には営業施設の管理につきましては一部を除きまして指定管理料を設定しておりません。すなわち自立できているということで判断していただければと思っておりますし、今後もお客様の立場に立ったサービス向上を心がけまして、利用者増に向けて頑張る施設管理をお願いしたいというふうに思っています。

また、ポーレに関しましても少しお話しさせていただきましたが、まだ決定したわけでもなく、ただ、大学等との交渉によっては大学の拠点ということでご利用いただける可能性があるということでご理解いただきたいと思えます。まだ何も決まっていないのでここで申し述べるわけにはいきませんので、よろしく願いいたします。

また、若い人が働く場所がないということではありますが、やはり平成20年秋のリーマンショック以降は日本中がその影響を受けたんじゃないかなと思っておりますし、当町でも決して例外ではなくて、事業をやめられる方や、あるいは縮小される方々を見てきておりますし、またここへ来ての円高ということも見逃せないのかなと思っております。なかなかそういった中小企業、零細企業、家内工業等が育っていないのが現状ではありますが、町としては雇用保険料の一部助成などを行って、できるだけ企業の方に頑張るいただきたいということで応援もしていることでご理解いただきたいというふうに思っています。

続きまして、能登町の小規模企業団地構想ということではありますが、企業団地と言われるものではありませんが、昨年には空き工場となっております施設に町外から事業者の方が入っていただきまして、現在操業を始めている例もあります。また、いわゆる企業が集積された場所でなくても、今現在はインターネットなどの情報環境を利用したサービスなどで新しい形態での仕事の方法が出てきているんじゃないかなというふうにも思っています。これらのことから、能登町には土地があるわけですから、企業に会社を置きたいと望む場所をまず見ていただきまして、町としては会社個々に対して個別に誘致施策を実施していくことが効率のよい方法だというふうに思っております。

また、当町には撤退した企業が有する用地もあり、企業側へは利活用につい

での提案も可能かと思っておりますので、そのような状況になれば町としても働きかけて、企業をできるだけ能登町に呼びたいというふうにも考えております。

議長（久田良平）

総務課長 下野信行君。

総務課長（下野信行）

それでは、ただいま市濱議員のほうで、各庁舎あるいは出先機関等の電力基本料金の見直しについてというご質問があったので、それについての現状を説明申し上げます。

平成19年度より見直しに取り組んでおります。対象の施設といたしましては、庁舎はもとより学校など高圧によって受電しておる施設の箇所41カ所、外灯、防犯灯あるいは低圧で受電しております施設1万1,525カ所、これについては動力受電の浄水場の布設、あるいは下水施設のポンプ施設等も含めております。それらの施設を見直しいたしまして、30アンペアのものが10アンペアへのブレーカーの交換によって得ました結果等々、あるいは動力受電の場合は力率改善コンデンサの取り付けのある施設等が基本料を値下げという形で、年間に直しまして約73万円の軽減をできました。

また、今年度より高圧受電をしております能都庁舎において、デマンド監視装置を設置いたしました。それで基本料金の軽減対策に取り組んでおり、現段階では年額に直しまして約50万円の経費の軽減を見込んでおります。こういったノウハウを生かしながら、各施設等々にも取り組んでいきたいと考えております。

基本料の軽減だけではなく、実際の電力の使用料についても、執務時間の前あるいは昼食時におけます消灯など、職員の意識改革なども徹底いたしまして無駄な電気の削減による経費の削減に努めていきたいと考えております。

それともう1点、職員が減っていく中で来年度、23年度の新規採用の予定者の数を申し上げますと、一般行政職は5名、保育職員が2名、管理栄養士1名、労務職員2名を現段階で内定をしております。

以上でございます。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

職員の採用に当たっては、一生涯、1人約1億5,000万から2億の投資でございますので、しっかりした人をひとつよろしく願ひいたします。

第2といたしまして、環境の整備についてでございますが、能登町では延々と延べ約42キロの海岸線がございますが、ほとんどが県道また町道に面しています。また、住民の生活の拠点であります住宅地が海岸先に軒を並べております。このところ、地球温暖化の影響か、大きな高波が打ち上げてきます。

平成20年2月の25日の高波は記憶に新しいものでございますが、三波街道また白丸、新保海岸にも多大な被害が及んでおります。これは日本海のしけたときに起きる寄り回り波だということは皆さん耳に新しい事柄だと思えます。日本海に発生したうねりが、富山湾の富山側に打ち寄せる位置によって能登半島の東側に打ち寄せる場所が異なるように聞きます。

先日12月の2日から3日にかけて日本海上に起きたしけで、4日の午後から遅くまで大きな波が打ち上げて地域住民は大変危険を感じております。特に三波街道、新保、白丸地区は危険な状態でした。

昨年21年4月の4日の地元新聞朝刊に、国土交通省が平成20年に発生した寄り回り波の被害を受けて、珠洲市の宝立・正院海岸の侵食が激しいということで緊急対策に乗り出すと指定をしたとあります。2013年度までに完了するようですが、能登町の場合は侵食という生ぬるいものではなくて、直接人家に被害が及びます。何とか早急に事業化をお願いし、対策ができないかお尋ねをいたします。

次に、町内の主要道路の整備計画でございますが、特に県道35号線、小木時長線の整備について、現在の状況、今後の事業スケジュールはどのようになっているかお伺いをいたします。

35号線の真脇トンネルは早急に改良をお願いしたいものです。真脇トンネル、このトンネルは皆さんもご存じのように、多くの雨が降りますとトンネルの中が川になります。危険きわまります。また、幅が狭くてトンネル内部で交差ができません。間違つて入ろうものならお互いに険悪になり、余りよい気持ちにはなれません。トンネルを出るときにおじぎをしなければ出られないところは全国でも珍しいと思えます。

小木時長線は、縄文真脇ポーレポーレのアクセス道路でもあります。経営上重荷のところを、さらに環境をよくして付加価値を上げる。そのためにも35号線時長線の早期改良が必要と思えますが。

次に、観光地の交流人口の極端な減少についてでございます。

縄文真脇、九十九湾、赤崎海岸、恋路海岸、この風光明媚な自然の観光地に秋風が吹いて観光客が激減をしております。観光事業に携わる人材も減少しているのかもわかりませんが、町の当初予算を見ても新たな項目は見当たりませ

ん。様々な原因、要素は考えられることではありますが、道路事情にも起因するところも少なくないと感じています。特に珠洲道路からのアクセスがわかりづらいと帰省客、観光客は口をそろえます。看板等も設置してありますが、わかりづらいと聞きます。カーナビメーカー、じゃらんなどの観光サイトに働きかけて画面に出るようにでもならないか。来年度の予算に検討、反映できないかお尋ねをいたします。

ここまです町長に答弁をお願いできればと思います。

議長（久田良平）

3番議員に通告しておきますけれども、質問の持ち時間は40分なので、これを含めて。

3番（市濱等）

はい。一生懸命に慌てております。

議長（久田良平）

お願いいたします。

3番（市濱等）

よろしく申し上げます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、市濱議員のご質問の海岸線の高波対策の現状についてであります。本町海岸線の総延長は約48.6キロにも及んでおります。海岸線は複雑に入り組んでおり、遠島山公園や九十九湾のような良好な自然景観もありますし、宇出津より東側の海岸線は能登半島国定公園にも指定されております。海岸線には漁港や港湾施設、道路や人家が接近しており、住民の生活上にも深くかかわっております。そのため、波浪の影響を受けやすく、それぞれの施設管理者によって高波対策を講じているところでもあります。

近年では、議員の言われるように特殊な気象条件の起因によって寄り回り波が富山湾で発生し、漁港施設や国県道に越波して、車両の通行並びに背後の家屋に被害が生じました。このことに対しまして国、県当局に要望しましたところ、国道249号藤波一波並間では護岸のかさ上げや消波ブロックの設置が行

われましたし、新保地内の宮崎海岸におきましても災害復旧事業により施設の復旧がなされております。今後も海岸保全対策の必要な箇所につきましては、機会あるごとも要望もしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にもぜひご協力をお願いしたいと思います。

次に、主要地方道能都内浦線及び一般県道小木時長線の整備についてであります。この2路線は石川県が管理及び整備を進めている道路であります。毎年、能登総合開発促進協議会並びに石川県議会建設委員会能登視察の折には整備促進の要望も行っております。

県の整備対応としましては、能都内浦線の小木一真脇間につきましては狭小で老朽化した真脇トンネルの改良を含め事業に着手いたしました。トンネルの取り付け道路部で一部用地買収が難航していることが、それに加え、トンネルの真脇側坑口付近に地すべりの兆候が見られたということで現在事業を中止しておりますが、事業再開につきましては多大な事業費を集中して投資する必要があることから、難航している用地問題の進捗状況も踏まえて検討していきたいとのことであります。

また、小木時長線につきましては真脇から羽生までの未改良区間1.5車線の道路整備で事業を実施していただいておりますが、整備箇所15カ所のうち現在11カ所が完了しております。残りの箇所につきましても整備促進に努めるとのことでしたので、ご理解いただきたいと思っております。

両路線とも、珠洲道路へのアクセス道路として利用されまして、産業、生活に欠かせない重要な路線でもありますので、今後も県当局に整備促進を要望してまいりたいと思っております。

また、カーナビにそういった観光地というお話でありましたが、載っている部分もあろうかと思えますし、また古いカーナビには載ってなくても新しいカーナビには載っているということもありますので、その辺もぜひ載せていただくように予算とは別にお願ひもしてまいりたいなというふうに考えております。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

最後の問題になりますが、交通問題といたしまして、夜、薄暮のとき、夜間の反射材、まちなかの照明など、道路を明るくするような施策の広報とか、町にお願いしたいというふうに思っております。

このたびの11月17日の交通事故の後に町は広報をよくしていただいて、大変努力されておるなというふうに見えます。また、1つあれば2つあると言

います。今後とも交通問題について努力されることをお願いしたいと思います。

3番目といたしまして、また町長、その思いを込めましてひとつ対処していただければなというふうに思います。

多岐にわたる質問で大変時間もかかりましたが、最後に町長、交通問題をひとつお答えいただいて、質問を終わりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今、議員のご質問であります、やはり先月、宇出津地内におきまして大変痛ましい交通死亡事故が発生したということで、そのことに関しては記憶に新しいところではあるかと思いますが、やっぱり悲惨な交通事故の撲滅を目指して行政も様々な対策をとっていかなきゃならないというふうに考えております。

夜光反射材あるいは照明設備につきましても交通安全対策の重要な一つであるというふうにも認識しておりますし、夜光反射材に関しましては、これをつけることによって120メートル離れても見えるということでもあります。夜光反射材を着用することによって交通事故の減少にもつながりますし、11日より実施されております年末の交通安全県民運動の中にも「守ろうね 反射タスキで 大事な命」という標語があるとおりに、とても効果もあろうかというふうにも思っています。

ですから、今後も反射材に関しましては町民の皆さんみんなにつけていただくような啓蒙啓発をしていきたいというふうに考えておりますし、また道路の照明設備に関しましては、単に道路を照らすということだけではなく、防犯上の点からも整備を進めていかなきゃならないと思っておりますので、新町通りや宇出津駅前道路に限らず、必要なところには今後もつけていきたいというふうにも考えております。

そういった日常のパトロールや、あるいは警察からの情報提供がありますし、地域の住民の皆さんからも要望もありますので、そういうところを一つずつ確認させていただきながら、危険あるいはそういった場所には進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

3番 市濱等君。

3番（市濱等）

久しぶりの質問で多岐にわたりましたが、町当局には真摯にこたえていただいていたありがとうございました。

ここで質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（久田良平）

答弁漏れはございませんか。よろしいですか。

3番（市濱等）

質問が漏れております。また、後で質問させていただきます。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は午後1時からといたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。（午後0時05分）

再 開

議長（久田良平）

休憩前に続き、会議を開きます。（午後1時00分再開）

それでは次に、12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

それでは、お許しを得ましたので質問をさせていただきたいと思ます。

タイトルには事業計画についてという非常に大きな形で書いてあるわけなんですけど、実は一、二点、私の、計画を立てるに当たってこういったことがなされておるのかな。そういうことをすることによって事業の見直しをしなければならぬ。例えば5カ年のものを3カ年のうちにしなければならぬとか、または1課において事業が他の課のほうからも話があってもいいのではないかなという事業も事業はたくさんありますので、そういうことがあり得るんじゃないかな。そういうことをなされておるのかな。ぜひそういったことを網羅するためにもこんなふうにやって欲しいなという思いがありまして、事業計画という大きなタイトルになってしまったんですが。

順番を変えまして、3番目に私、道路整備計画とその他の計画との関連とい

うことで挙げてありますが、こちらは私の思いを述べさせていただきたいなということで、先に建設課長に、建設課としての事業の計画、そういった中で例えば合併のときにも、地域の交通の利便性を図るために道路の整備も合併時の大きな一つの事業項目だったと思われまして、そういったことは別としまして、現在の建設課としての事業計画を大まかに、例えば新旧の計画であるとか、現在改良計画実施されておるところとか、例えば小さなもので補修の計画など述べていただきながら、その中でまたそういう事業をどういった形を主眼として優先の順位を決めておられるかなということを決める最後の最後のほうに町長の答弁を求めた後に、これらのことを参考にして私の気のついたことを述べさせていただきたいなということで、順序を変えて建設課長にお願いしたいわけですが。

例えば事業計画といいましても、ハードもあればソフトもあれば各課においてはいろんな事業があるわけがございますし、どちらの行政としましても、例えば公平、公正を期することも考えていかなきゃならないだろうと思うし、また行政として一番大事な安全と安心を与えるべきことも考えていかなきゃならないでしょうし、当然2万町民の公平、公正を期するというようなことも着眼点として置いていかなきゃならない。そういったことをすべて把握しながら事業というものは計画されていると思うんですけども、そういうことでまず建設課の課長のほうから、できれば先ほどの申しましたようなものをまずお聞きしてから町長にお伺いしたいと思っておりますので、できれば担当課長よろしく願いをいたしたいと思っております。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

道路整備計画から実施までの流れということでご説明をいたします。

道路は、地域の生活に欠くことのできない最も重要な社会資本であります。車に頼らざるを得ない当町のような地域では、すれ違い困難な箇所や急カーブなど見通しの悪い危険な箇所など、各地域から道路に関する要望が多く寄せられております。その中で、建設課としましてはそうした要望に対して道路の状況を確認し、緊急性、危険性、そして必要性など、それらとあわせて費用対効果も考慮しながら国の補助採択要件の適合や地権者の協力が担保された路線について事業計画に上げているところです。そして、その事業の執行については、事業計画に沿って路線の事業規模などを考慮して補助事業や単独の起債事業として順次実施をしております。

しかしながら、苦勞して事業化しても路線によっては用地買収が思うに任せず進まない路線も出てくるわけでございます。そうしたことも踏まえて、できれば用地のまとまった路線を要望していただければというふうに思いますし、そういったものから順次行っていくことにしております。

以上であります。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

建設課長にもう一度だけ、1点だけお聞かせ願いたいと思います。

建設課として事業計画が、当然建設課は建設課としての事業の計画をつくり上げていると思うんですが、最後に私も述べさせていただきたいということの参考のため、建設課との関連性のある、建設課というよりも道路の整備に関して建設課以外の担当課も考えていかなきゃならない点もあろうかと思うんですけれども、例えば上下水道課とか、例えば環境対策課とか、そういったところから、この路線はいつどんなふうに整備されるんですか、そういう計画はあるんですかというような話が届いたことがあるのでしょうか。それだけ聞かせていただければ、お願いしたいんですが。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

庁舎間の打ち合わせと申しますか、要望事項等については、例えば上下水道課さんのほうで下水、それから上水の例えば布設をするといったような場合には協議はございますが、そのほか改良等の要望等については特に私どものほうで決定させていただいております。

以上であります。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

どうもありがとうございました。

それでは町長、端的に答えていただければ結構です。難しく考えないで結構

なのですが、事業計画、確かに各課の事業というのはいろんなものがあるでしょう。たくさんあると思うんです。小さいものも大きいものもハードの面もソフトの面も。そういった中で、事業計画、次には計画がなされて、次には予算のヒアリング等々があるわけなんですけれども、事業計画がどんな例えば状況下でどんな順序を経て事業計画が策定されているのかなという、ちょっと漠然としていますけれども。それと、一番大事なまちづくりにおいて事業計画というものはどれほどの位置づけを持っておられるのかという思いをちょっと聞かせていただければありがたいんですが。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、事業計画ということですが、その基本となりますのが先ほど来申し上げております平成18年に策定しました能登町第1次総合計画をもとに実施しているということですが、そして、総合計画を遂行するために基本計画に諸施策を掲げて、各担当課で策定しました個別の事業に具体的に示す実施計画兼事業計画についてヒアリングを行っております。そして、毎年の予算編成の指針として予算化につなげることで確実な事業計画を執行していくということですが、実施計画、事業計画に関しましては例年8月ごろに各課担当に作成を依頼しまして、私と副町長、そして総務課長、企画財政課長が出席して5日間ほどかけて翌年度のヒアリング、あるいは後年度のヒアリングを行っているということですが、このヒアリングを通じまして、国の政策や、あるいは町の財政状況に対応した事業の優先順位を決定して来年度以降の事業計画を決定していくということですが。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

事業計画は担当課の課長もしくは担当課長、そして今町長がおっしゃられた面々の中でまず計画の打ち合わせをされておるわけなんです。そうしたときに、他の課とのすり合わせも必要不可欠な場合もあると思うんですけれども、計画、1課から計画が上がってきた。そして、課長、担当課長ですか含めながら今町長がおっしゃった面々の中で一応チェックすると。そういったものが必然的に各担当課から予算計上に入っていき、予算のヒアリングに入るわけな

んですけれども、それまでに例えば先ほど例に言いましたけれども、建設課の方以外の例えば全課長でも結構なんですけれども、1課の計画、事業計画のときに他の課の者がだれもいないわけなんですよね。私はそのあたりをまずこれからは考えていっていただくことが必要不可欠なんではないかなということをお願いわけなんです。先ほど言いましたように、他の課からも逆に町民の方々と同じで、ぜひあそこはいつごろに改良するのかなという話が上がってきても当然のことがあろうかと思うんです。

そういったことで、何かしら皆さんの事業計画、ヒアリング、予算ヒアリングに入るまでの流れを、言葉は悪いんですけれども、けちをつけるような、そんな意味ではないんですけれども、よりスピーディに、そしてより町民に効果的に、そしてまた他の課がぜひともというものがクリアするためにはそういうことがあっていいんじゃないかな。そうすることによって100%の事業が仕上がる。1課の事業を他の課が知らない。予算計上まで上がってきたときには皆さんわかると思うんですけれども、それ以前にもう少し煮詰めたヒアリング、事業計画のヒアリングがあってしかるべきではないのかな、そんなふう思うわけです。

そういうことで、私が建設課長にまずそういうことをお聞きしたのは、そういったことなので、事例を一つ申し上げます。ある路線なんですけれども、その路線を今早急に解決して欲しいということも当然あるんですが、そういったことが建設課じゃなくしてほかの課にも起き得ることなので、事例としてお話しします。

環境対策課ですね、ごみ収集を担当しているところ。パッカー車の運転手にも聞きましたし、地元地権者のほうからも要望がありました。先ほど建設課長がおっしゃった中で、地権者の話がうまくいかないで進捗してないよという、そういうところもありますし、私が言わんとするところはそういう路線なんです。そういうところはたくさんあると思うんですけれども、そこは例えば、私、なぜほかの課がそういった話を建設課に持っていかないのかなということも不可思議だったんですが、そこは参考のために申し上げます。

パッカー車が冬場には、夏場でも大変狭くて危険なんです、ましてや冬期になると除雪も担当している除雪の方々が困っている。なおかつ、雪がなくても非常にUターンもしにくい、待避所もない、危険性、幅員が狭いというところで、冬期間、パッカー車が週1回ぐらいの、月2回ぐらいにご勘弁を願っていると。そしてまた、それは行きどまりの道路じゃないんですが、そこのごみ、最後のごみ収集する箇所においてUターンするのもままならないと、そういった箇所がございます。

そんなことを考えたときに、例えば先ほど申した環境対策課の方々から、実

は現場の方はこんなことで泣いておると。そしてまた、町民の方々にこういうご無理を申し上げて我慢をしていただいておりますんだというようなことが、建設課の事業を見たときに、あそこの路線は今年も改良に入っていない、そういうことが分かってくると思うんです。

そんなことは一事例なんです、そういうことを考えたときに1課の事業計画のときに、少なくともやや関連してくるような担当の課長も同時にその計画に耳を傾けるような場所があつて当然であろうと思いますし、より効果のある事業計画がなされていくのではないのかな、そんなふうに思うわけです。

町長、このあたりどうでしょう。ちょっと簡単なことですので、今後の事業計画という流れの中でどうお思いでしょうか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど議員が例として挙げられた関係の近い路線というのは幾つかあるわけなんで、それは当然、建設課としても認識はしております。別に環境対策課から上がってこなくても、我々も環境対策課の話を聞いているわけですから、当然我々が建設課へ通したりしますし、あるいは総務課長、副町長から建設課に言ったりということもありますし、またお互いに担当課同士で協議等する場もありますので、ですから決してごみの収集に関してだけじゃなくて、いろんな事例の中で下水道もそうですし、上水もそうですし、そういったことで建設課の協議の場というのは当然設けて行っております。

変な話、道路を補修した後にそこにまた上水道の布設替えとかいうのがあつたら困りますので、ですから当然、関係する課同士での調整を行いながら事業計画を決定しているということでご理解いただきたいと思ひますし、当然先ほど議員が挙げられた例に関しても私自身も承知している箇所もありますので。ただ、やはり財政的に厳しい状況であるので先延ばしになっているのも事実であります、担当課が知らないということはないと思ひますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思ひます。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

環境対策課の話も例として挙げさせていただきましたが、福祉の点や救急の

点、そういったことを踏まえたときに1課の事業の計画に他の課の目がきっちり入ってくるような、そういう場を設けなくても、それは聞いておる場合もあるでしょうし、漏れる場合もあるでしょうから、そういった形で事業計画というものを打ち立て、そしてまた予算計上までに至るまでには縦割り行政というのをもう少し各課が1課のものに目を通し、また知恵を提供できるような、そんな事業計画でなかったらいけないのではないかな。そうすることが、100%というのは難しいんですが、それに近い事業計画を立てられると思いますし、言わなくてもご存じでしょうし、考えておられることだと思んですが、5カ年計画のもの1、2ヶ年繰り上げしてでもやらなきゃいかんということも発生すると思うわけでございます。

そういったところで、例えば地権者の問題があって大変難しいこともあろうかと思いますが、そういったときには当然全課挙げて町長みずからも汗をかいていただいて、すばらしい事業計画にさせていただきたいなど、かように思うわけでございます。

最後になりますけれども、最近、町長、出前講座というのは、これは地区住民から上がってくる要望なんです、町長自身、こういったことをすべて網羅していき、小さな事業であろうとも即座に町長みずからが事業計画を打ち立てるために、町長みずからが意見を吸い上げる場を各地に回ってつくっていく。そして、持木の事業計画というものを打ち立てるべく努力をなされたほうがいいのではないかな。それが先ほど来の皆さんの議員の方の中にもありましたけれども、持木カラーが生まれてくる事業計画というものができ上がるんじゃないかな。当然、大綱にもうたっているものが町長みずからの計画でしょうけれども、新たなものを発見し、新たなものに取り組んでいく、新たなものを解決することによって町民の信頼も得られるんじゃないかな、そんなふうに思います。

最後にもう一度、町長のほうからそういったものに対しての意気込みを聞かせていただきたいなと思います。公平、公正、安全、安心、そして生命と財産を守るべく、行政の大事な観点から今一度、町長の事業計画に当たっての熱い思いを聞かせていただければ終わりにしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

結局、事業計画に関しましては地域住民の立場に立って立てるのが一番だというふうに思いますし、やはり町民の方が喜んでいただけることが我々の喜び

でもあろうかと思っておりますので、ここ一、二年、例えば昔やっていた町長と語る会などできませんでしたが、そういった会を開くことによって逆に小さな皆さん方の要望を聞いて回れるのかなという思いもありますので、また再開もしていきたいと思っておりますし、やはり町民のためというのを第一義に考えながら、あるいは能登町のためということを第一義に考えながら事業計画は今後も立てていきたいというふうに思っております。

議長（久田良平）

12番 宮田勝三君。

12番（宮田勝三）

最後に一言お願いします。

その意気込みでやっていただきたいなと思っております。

何度も言います。公平、公正、住民の生命と財産、安全、安心、これは行政の仕事でございます。町長みずから汗をかかなきゃならない、担当課の知恵だけでは足りないところも多々あろうかと思っております。そういったことで住民の方が泣いておられる1事例を挙げましたけれども、そういったことの解決に向けてすばらしい事業計画を打ち立ててやっていただきたいなという思いを込めまして、ちょっと大きな観点でお話をしながら小さな話になりましたけれども、そういったことが日々の大事な役割でなかろうかなと思っておりますので、鋭意努力を願ひまして終わりにしたいと思います。

よろしくお願いします。

議長（久田良平）

それでは次に、7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

三たびこの場に立たせていただくことに、ご支援いただきました方々並びに町民の皆様方にこの場をおかりしまして感謝申し上げます。

それでは、発言の機会をいただきましたので、通告に従い質問したいと思います。

能登有料道路の無料化は2013年4月1日からと現在示されており、能登地域の経済活動はもとより、住民生活の向上に大きく貢献するものと期待するものであります。しかしながら、現在は白尾インターから柳田インターまでは4車線ですが、栗崎インターから白尾インターまでと柳田インターから穴水インターまでは2車線で、ところどころにゆずり車線と称して4車線または3車

線になっているだけであります。

無料化までに期間が短いことから、全線完全4車線化は実現するのか、県等の計画はどのようなものなのか、わかる範囲でお聞かせください。また、無料化になった後は一般道となるのか、県道扱いなのか、管理主体はどこがするのかお聞かせください。

まず、完全4車線化は期待できるのかできないのか、ひとつよろしく願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの河田議員の無料化前あるいは無料化後にも全線4車線化というお話であります。現在、越の原インターチェンジの金沢側で能登半島地震の災害復旧時に設置しました迂回路を利用して5カ所目となるゆずりレーンを整備を進めていただいております。これは平成23年度末の完成供用を目指して工事を促進しているところでありますが、また無料化後も引き続き高速サービスができるように、現在無料化後の安全対策やあるいは維持管理手法などについても検討を行っているとの県の回答でありました。

町としましても、他の奥能登の2市2町と連携をとりながら今後も県に対応をお願いしていかなければならないというふうに考えておりますし、またできるだけ早い時期の全線4車線化を目指して、今後は2市2町協力しながら県のほうに要望していきたいなというふうに考えております。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

完全4車線化に、多分奥能登の地域の方々には皆さんして欲しいなと絶対願っていると思うので、それに関しましてはなるまでずっと言って行って欲しいなと心からお願いする次第でございます。

また、無料化後の道路名とかは、例えば今まだ決まってないでしょうけれども、そういう面もありますし、主体はどこになるのかというがもまだ今検討中だと、町長、先ほどおっしゃられました。これらにしてもすべてにおいて皆様がスムーズに4車線化になってくれればなと多分だれもが思うことであろうと思いますので、力を入れてひとつよろしく願いいたします。

無料化になった場合には、今まで一般道を利用していた方々も流れてきてかなりの混雑が予想されますが、その辺の対応は考えておられるのか。また、奥能登の我々にとってはお金を払っても1時間程度で金沢へ行けたんですが、利用している方が多い中、渋滞になって2時間もかかっているのではせっかくの無料化も私は意味がないと思われます。渋滞になれば患者等の緊急搬送や運送業者の経済効果にもまたいろいろな支障を与えるおそれがあるため、その対応をしっかりとっていただき、どうか4車線化をめどにやってほしいと思います。

能登半島地震を経験している我々にとっては、道路や災害箇所が国の管理か県か市町村自治体管理かは全く関係ありません。速やかに補修して緊急車両や工事車両が通過できてこそ、災害住民の生命、財産は救われると思いますので、強く県に今後の管理体制やアクセス道路及びバイパス道路の建設も要望して欲しいと思います。

その件に関しまして、もう一度力強い町長のお答えをひとつよろしく願います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほどちょっと言葉が足らなかったかもしれませんが、無料化後の管理主体というのは石川県が全線の管理を引き継ぐということで、あくまでも県が管理していくことでご理解いただきたいと思います。

また、4車線化になって交通量が増えて緊急車両等の通行に支障を来すことのないような状況を県にもお願いしていかなきゃならないと思いますし、我々2市2町にとってはやはり金沢方面へ向かうためにはどうしてもあの道路を使わなきゃならないということなので、ぜひ議員の皆さんの力もかりながら全線4車線化に向けて頑張っていきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

そのように一生懸命また、私どももできる限り頑張りますので、また町長もひとつ何とぞよろしく願います。

次に、子育て支援についてですが、国の施策や町の事業や制度により安心し

て子供を産み育てる環境は整いつつあります。子育て支援として、町でも保育所の延長保育を実施していますし、新たに子供を持つ家庭を地域で支援する目的で急な残業時や保育、学校施設の終了後、保護者の病気や急用などに援助を受けることができるファミリー・サポート・センター事業を来年4月から実施すると11月号の「広報のと」で掲載されていたと思います。今のところ、子供を預けたい人、預かりたい人の希望者はどれくらいありますか。

議長（久田良平）

健康福祉課長 池上正博君。

健康福祉課長（池上正博）

それではお答えいたします。

現在のところ、ただいま募集中でありますけれども、そういった要望はまだ参っておりません。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

一人もいないということですが、せっきくの事業でありますので広く町民にその制度や目的を周知し、知らない方も多いためと思いますので、もっと宣伝やアピールをしていってほしいと思います。

どっちかという、ファミリー・サポート・センターは病後保育の役割が高いのかなと思われま。保護者にとっては子供の病気のときに保護者にかわって子供の世話をしてくれる施設が今後は必要かと思われま。宇出津総合病院の1室を病児保育施設として開設することはできないものか、お聞きします。

病気にかかっている子供にとって専門家集団、医師、看護師、保育士、栄養士によって保育と看護を行うことが一番望ましいと思われま。また、自治体が開設することで様々な制度の変更に素早く対応でき、行政と足並みをそろえてやっていけるなど多くの利点があり、雇用拡大にもつながると思われま。今後検討していただけるのか、またひとつお聞かせ願いたいと思われま。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの河田議員の病児保育ということなのですが、今おっしゃったように子供が病気になったりとか、あるいは回復が長引いたときなどに親が仕事で看病できないときなど、保育士とか、あるいは看護師によって保育、看護を行い、一時的に子供を預かったり保育することであるというふうに思っております。

病児保育というのは、やはり体調にも不安がある子供を預かるわけですから、万一の急変に備えることが必要でありますし、また職員の質を一定のレベルに維持する意味も含めて安定した経営母体を必要とするのじゃないかなと思っております。県内の公立病院でも職員配置、採算性、施設基準などの課題が多く、今現在、病児保育を行っている病院は少ないということではありますが、例えば金沢大学や金沢医科大学、県立中央病院、恵寿総合病院などで病児保育室を設けているということがあります。

現在の公立宇出津総合病院では、地域の基幹病院としての機能を果たすために改革プランによりまして今現在経営の健全化に取り組んでいる状況であります。院内で病児保育を行うということは病院単独では現時点では困難とは考えますが、今後、県の病児・病後児保育事業などの補助金の活用や、あるいはスタッフ、施設の整備など町全体として保育、医療にわたった研究、検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

病院が経営の今健全化を図ろうとしているときに難しいかと思うんですが、病気の子供を持つ親御さんのことを考えれば少しでも早く実現できればなと思いますので、また検討のほうをひとつよろしくお願いします。

国のほうでは子ども手当で現金を支給していますが、その使い道は貯金や生活費に充てるなど必ずしも子育て支援対策とは私は言えないと思います。町としては、施設の充実とソフト面でできる限りの支援を図り、すばらしい保育環境をつくることが重要かと思われれます。病児保育はあくまで行政サービスであるという観点からまた物事を進めていってほしいなと私は考えますので、またひとつよろしく願いいたします。

次にですが、今回、高齢者の方とお話しするきっかけがすごくありまして、高齢者の方々が僕みたいな若い者によく言ってくれたなと思ったものでこの質問をさせていただくんですが、高齢者の医療保険並びにまた介護保険料は高齢者の世帯にとって大変な負担になっていると申ししていました。私もそうかなと

は思うんですが、国や県の指導により保険料は決められていると思いますが、町として軽減対策は考えられないのか、また何か考えていることがあればお聞かせ願いたいなと思います。

議長（久田良平）

健康福祉課長 池上正博君。

健康福祉課長（池上正博）

それではお答えいたします。

現在、75歳以上の方が加入していらっしゃる後期高齢者医療制度の保険料ですけれども、均等割と所得割で算出して納めていただいております。

低所得者につきましては、年金収入が153万円までの場合は所得割はかかりませんし、均等割におきましても年金収入のみで80万円以下の場合、9割軽減が適用されます。年額保険料が4,524円となっております。また介護保険料は、住民税非課税世帯で年金を含めた所得が80万円以下の場合、保険料は月額換算で2,200円、年額で2万6,400円となっております。

どちらの保険料におきましても減免制度はございますけれども、災害により住宅、家財等に著しい損害を受けた場合や、失業等により著しく収入が減少したとき等に認められるものであり、通常では該当いたしません。いずれの保険料も法令等に基づき算定されたものでありますし、高齢者人口の増加に伴い、医療費が年々増加し、若者からの高齢者医療に対する支援もおのずと増加している状況であります。相互扶助であります保険制度の運用にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

すみません、課長。対策を考えているのか考えていないのか、ちょっとお願いいたします。

議長（久田良平）

健康福祉課長 池上正博君。

健康福祉課長（池上正博）

対策でございますけれども、現状ではなかなかそういったことを行うことが

できない状況でありますので、よろしく申し上げます。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

対策は考えられないとの今お答えでしたんですが、100円でも50円でも高齢者にとっては大きなお金だと思います。先ほど80万円とか何か課長言っておられましたけど、80万円ぐらいで年間生きていかれるかといったらなかなか生きていかれないんじゃないかなと私なりにちょっと思うので、できればまた行政のほうで対策を少しでもできるような格好をとっていただいて、またいろんな課長会議でも諮っていただきながら、少しでも10円でも50円でも安くしていただければ、せっかくこういうふうに話しさせていただいて、私が高齢者の方々に少しでもちゃんと言ったんだよというふうなことさえわかっていたらいいなと思うので、課長、もう一度何とかひとつ。そういう対策に一度相談を課でしていただくことは可能じゃないんですかね。もう一度お答え願いたいなと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに河田議員おっしゃるように、高齢者の方にとっては非常に負担が大きい部分もあろうかと思えます。後期高齢者に関しましても今後見直しが検討されておりますし、保険料に関しましても、例えば所得の多い人に高く、低い人に安くというような、今後の高齢者の医療保険も検討されているみたいでありますし、また今現在は先ほど課長が言いましたように9割軽減という措置がとられているわけですが、介護保険料に関しましても4年に一度介護保険料の見直しを行っておりますが、これに関しましてもやはり介護給付費が年々増えてきているということで介護保険料が上がってきているのも現実ではありますが、やはり低所得者に対する負担の軽減というのを町独自でも今後は検討していかなくちゃならないのかなというふうには考えております。

議長（久田良平）

7番 河田信彰君。

7番（河田信彰）

今、町長の口から検討していかなければならないのかなということなので、またひとつ検討していただいて、高齢者の方々にも優しい町、この町でよかつたなど、そのまま老後を楽しんでいただくような町にしていって欲しいと思います。

ありがとうございました。

議長（久田良平）

河田議員、答弁漏れはございませんか。それでよろしいですか。

7番（河田信彰）

はい。

議長（久田良平）

それでは次に、6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

今年もあと半月で終わろうとしております。今年1年間を振り返ってみますと、ことしの夏は大変暑い夏ではなかったかと思えます。毎年、その年の世相を漢字一文字であらわすことしの漢字が暑いという漢字の「暑」に決まり、日本漢字能力検定協会が発表し、この間、京都の清水寺の森貫主が特大の筆で書かれておりましたのが報道されました。石川県内でも8月の平均気温が金沢で29.3度、輪島で28.2度といずれも観測史上最高であったようでございます。

それでは、通告してあります質問事項の全国自治体首長アンケートについてお聞きをいたします。

去る9月から11月にかけて共同通信社が加盟新聞社と協力して全国の首長1,798人のうち1,794人の99.8%から答えが得られたそうですが、その中でアンケートの項目についてはたくさんあったようでございますけれども、主に昨年、政権交代しました民主党政権に対する項目が主なものではないかと思えます。

そこでお聞きしたいんですが、民主党政権への評価についてお聞きいたします。

まず初めに、政権交代当時の期待感とその実績についてはどのように思われるかということでございます。

それから、個別的には子ども手当は推進か中止か。高校授業料の無償化はど

うか。高速道路の無料化はどうか。農家の戸別所得補償はどうか。また、大型公共事業の全面見直しはどうか。これは個別的でございますが、アンケートについて、以上の点について町長はどのように答えられ、またどのような考えを持っておられるか、お聞きをいたしたいと思えます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど議員からお話がありました2010年全国自治体トップアンケートにつきましては、私も10月に回答を行っております。まず、お尋ねの民主党政権交代時の期待感とその後の実績についてであります。各報道機関が不定期に出している世論調査が示すとおりではないかと思っております。民主党のマニフェストでは、子ども手当の支給を初め高校授業料の無料化、農家の戸別所得補償など巨額な支出や負担減を実施するため、国の総予算の全面的な組み替えにより実現することが骨格であったかと思えます。しかしながら、財源捻出の困難から1年目から大幅なマニフェストの修正にも追い込まれるなど、十分な実績が上がっていないように思えます。

そして、個別の項目に関しましては、現政権与党に対する回答ということで個々の回答は差し控えさせていただきたいと思えますが、いずれの項目に関しましても、どちらかといえば推進あるいは中止といった表現で回答を行ったということでご理解いただければと思っております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

個別項目については差し控えるということでございますが、全般的に不十分であるというふうな全国の首長は答えておるようであります。

次に、これは民主党政権ではございませんけれども、消費税の増税についてお聞きをいたしたいと思えます。

この件については、全国の知事や市町村長の87%が引き上げが必要と考え、多くが10%程度を望ましい税率とし、地方配分の増額も含めている結果となっております。ただ、新聞紙上によると、これは地方新聞ですが、石川県内では持木町長ら2人は税率15%、地方消費税5%と回答されていると掲載してありました。これはちょっと一般の方よりか高いということでございますので、

その理由をお聞きしたいということでございます。

また、2014年には北陸新幹線開業を控え、市町として独自政策が必要と考える首長が県内で19人中16人だったようですが、町長はどのような考えかお聞きしたいと思います。

それから、厚生労働省は75歳以上が加入する後期高齢者医療制度を2013年度に廃止し、国民健康保険を都道府県単位での運営に広域化した上で、後期医療制度に加入している8割強の約1,200万人を国民健康保険に移す新制度案を示しております。この新制度案についてもアンケートが行われ、新制度案に賛成と、それからどちらかといえば賛成を合わせれば賛成派は69%の1,230人だったようでございます。石川県内では新制度案の賛成派は14人で、うち11人が広域化の必要性を指摘したとなっております。

町長はこの件についてどのように答え、お考えはどうか、お聞きいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、ご質問の消費税率15%の理由であります。平成22年度の国の予算の特例公債金、いわゆる赤字国債の発行額が37.95兆円ということでありました。ことしは景気対策等で財源不足額が大きく膨らんだものと思えますが、例年は約20兆円から30兆円というふうに言われております。事業仕分け等で歳出削減による財源確保を実施しても、今後の社会保障費の伸び率を考慮しますと25兆円程度の財源不足が国のほうでは発生するんじゃないかなというふうに予想されます。その財源不足をすべて消費税で賄うとすれば、消費税率に換算しますと1%で2.5兆円ですので10%に相当するというものでありまして、現行の5%にその財源不足分の10%を加えた15%ということで回答させていただきました。

また、地方消費税5%につきましても、平成22年度地方財政計画によると財源不足額が約10兆円ということでありまして。これも消費税率に換算すると4%に当たりますので、現行の1%に4%を加えると5%ということで回答させていただきましたが、これはあくまでも財源不足を消費税ですべて補うと仮定した場合の数字であるということでご理解いただきたいというふうに思います。

次に、北陸新幹線開業に向けた独自政策についてであります。新幹線駅を起点とする鉄道あるいはバスなどの公共交通網の整備やレンタカー拠点の拡充

など、二次交通網の一段の整備充実が必要であると思っておりますし、そして滞在型の観光地をめぐるストーリー性、あるいは回遊性を意識した観光ルートの整備が重要と考えております。特に地域資源を活用しました観光誘客拡大のための施策など、各地域の強みであります自然、歴史、文化遺産、温泉等を生かしながらハード面、ソフト面双方の対策が必要だというふうに考えております。

また、後期高齢者医療制度についてであります。この制度は2013年度に廃止し、国民健康保険を都道府県単位での広域化する新制度案につきましては、どちらかといえば賛成というふうに回答させていただきました。これから増え続けるであろう医療費に対しまして、医療費適正化計画との一体的な取り組みができるメリットがあるかと思っておりますが、ただ、国保は全国的に見ましても財政面で大変厳しい状況であり、やはり国の財政責任を明確にしていたかなければ広域化しても何も変わらないということで、やはり国の責任というのは大事なんじゃないかなというふうに思っております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

消費税の15%の意味がよくわかりました。ただ、この15%を掲げると選挙すれば負けるなというふうなことでございますので、余り大きい声で言わんでもいいと思うけれども、町長はなるほど、国の財政も勉強しておいでるなということを理解いたしましたので、わかりました。

それでは最後に、政権交代で民主党政権が打ち出した地域主権改革の中で、ひもつき補助金の一括交付金についてお聞きをいたしたいと思っております。

去る6月に示した地域主権戦略大綱では、ひもつき補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金にするため、各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲でデザインするとなっております。2011年度から投資的補助金に導入するけれども、10月の地域主権戦略会議では総務政務官が2009年度補正予算で計上された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を参考にできるとの考えを明らかにしたようでございます。しかし、関係府省は依然、一括交付金に消極的であると聞いており、菅総理のリーダーシップが発揮できていないのが気になるところでございます。

11月の民主党・地域主権調査会の団体ヒアリングで、地方団体の知事や市町村長は一括交付金を税源捻出の手段としないことや、対象補助金と同額以上の総額を確保すべきと訴えております。配分では町村にマイナスを生じさせないことなどを訴えておまして、三位一体改革の二の舞の懸念があるためだと

思います。

民主党の玄葉政策調査会長は、一括交付金化に伴い、1割から2割は削れるのではないかとの発言を繰り返しており、一括交付金に具体化がされる年末の予算編成段階まで予断を許さない状況が続くと思います。この件については町長はどのような見解を持っておられるか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今、議員御質問の補助金の一括交付金化であります。地方主権改革の推進の一つに国のひもつき補助金を基本的に地方が自由に使える交付金に改めるといふようにしております。一括交付金化のうち、投資的経費の制度設計や地域の実情に応じて、例えば道路整備のための補助金を福祉目的に使えるようにするなど、弾力的な運用をねらいとするのが一括交付金化ということでもあります。各省庁は、議員おっしゃるように後ろ向きの姿勢が目立つということもありますし、また地方が基本的に自由に使えるようにするかわりに、マニフェストで約束した子ども手当増額などの財源を捻出するために、現行の国庫補助負担額の総額より議員おっしゃるように大幅に削るがごとの主張が出てきたことから非常に警戒いたしております。

平成21年度予算では総額約21兆円に上る国庫補助負担金がありますが、そのうち社会保障関係や文教・科学振興費関係予算では17兆円と約8割を占めているわけで、義務的な経費が多いことや、あるいは継続事業がほとんどあるということで、効率よく使えるように改めましても総額の大幅な削減は望めない状況ではないかなと思っております。

本来、社会保障や教育という分野は国民に著しく保護された最低水準をしつかり確保する分野であり、地域主権の名のもとに一括交付金化で減額することはやはり国の責任放棄と言わざるを得ないというふうに思います。一括交付金化を財源確保に使うと、議員御指摘のとおり三位一体改革の二の舞になり、地域経済あるいは地方自治体にとっては壊滅的な打撃を受けるものと思われま。また、一括交付金化の新たな制度設計する上で大切なこととして、地方の自主性の尊重、自治体財政の効率性、税源の偏り等、地域間の公平性が反映されたものになっているかどうか、今後注視していかなければならないというふうに考えております。

議長（久田良平）

6番 椿原安弘君。

6番（椿原安弘）

菅政権は、今月4日で発足から半年が経過いたしました。6月の政権発足当初は、内閣支持率が60%台を記録して長期政権との予測もありました。今や危険水域と言われる23.6%にまで低落し、政権は剣が峰に立たされておるといような状況ではないかと思えます。この原因は首相の政治理念や目指す国の形が見えないどころか、政策や主張がぶれていると。そういうことで野党どころか与党内でも不信感が増大していると思えます。

新聞紙上によると、財務省は2011年度予算編成で総務省が要求している地方交付税の別枠加算1兆4,850億円について廃止方針を固めたと出ておりました。これが廃止になると、我が能登町にとっては大変厳しい財源の減少につながるのではないかと思えます。どちらにいたしましても、地方財政に少しでも影響がないよう、町長も町長会等を通じて財源の確保に尽力していただくことを進言して、この質問を終わりたいと思えます。答弁は要りません。

ありがとうございました。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は2時10分からといたしたいと思います。（午後2時00分）

再 開

議長（久田良平）

休憩以前に続き、会議を開きます。（午後2時10分再開）

それでは次に、8番 南正晴君。

8番（南正晴）

それでは、発言の機会を許されましたので質問させていただきますが、まずその前に先ほどの河田議員と同様、私も三度目にこの場に立たせていただくことになりました。支援して下さった町民の皆様や支援者の方々に深く感謝を申し上げます。

それでは、通告してあります鳥獣害対策についてという質問をいたします。

これは6月に私が一度聞き、それから9月にも河田議員が聞いたということ

で非常にしつこいと思われるかもしれませんが、しばし耳を傾けていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、鳥獣害対策といっても主にイノシシのことを聞きたいんですが、6月に私が申しましたように、イノシシによる農作物の被害というのは石川県においては平成11年に旧山中町で初めて被害が確認されたと。それから10年余りの間にどんどんイノシシが北上してきて、昨年までたしか輪島市で姿が見られたという情報でした。それがことしの8月31日の新聞ですか、それによりますといよいよ珠洲にまでイノシシが生息していることがわかってきたというか、県の調べによると珠洲の仁江、それから上戸の水田でイノシシの足跡と稲を荒らした痕跡が初めて確認されたとあります。

これを受けて、隣の珠洲市は県などとの支援を受けて必要な対策を検討するとなっておりますが、当町において、私実はこの選挙の前に旧柳田村のある方から田んぼにどうもイノシシが入ったようだと。稲を食われているようだという話を聞きましたので、まずこの辺で、この秋、当町においてイノシシの目撃情報や被害というのは実際あったのかどうか、町はどれくらいまで把握されているのか、その辺をまずお聞かせ願います。

議長（久田良平）

農林水産課長 坂東裕君。

農林水産課長（坂東裕）

それではお答えいたします。

まず、鳥獣によるイノシシ被害につきましては、農協やそれから共済組合に問い合わせましても出荷をしていないということで、そういう個人の農家が多いために状況は把握できておりません。また、目撃情報に関しましてはこの9月以降、担当課が聞いておるのは5回聞いております。

以上でございます。

議長（久田良平）

8番 南正晴君。

8番（南正晴）

町としては5回目撃情報があるということでございましたが、私も実際見たわけではありませぬので。ただ、うちの集落の方でも目撃はしてないんだけど、どうも畑にひづめというか、イノシシらしい足跡が残っていたという情報がありますので、間違いなく当町にも入り込んでいんだなということで、本格的

に対策を考えていかなきゃいけないなと思いますので。

6月に聞いたときには、鳥獣被害対策の協議会といったものを立ち上げるというふうに申ししておりましたが、そちらはまずもう組織されたのかどうか。それと、それに伴いましてこの12月補正予算にたしか捕獲用のわなとか、かごの購入費が盛り込まれておったように記憶しておりますが、このかごの取り扱いについては、これは貸し出しする方向なのか、それとも例えば対策協議会にお預けをして、それで協議会の中でどこか候補地を決めて捕獲を予定しているのか、その辺ひとつお聞かせ願います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、能登町の鳥獣被害対策協議会ではありますが、この12月の3日に町会、区長会、猟友会、農業協同組合、森林組合、農業共済、石川県、そして能登町で構成して設立をいたしております。そして、その会議ではいろんな構成員の皆様から鳥獣害の対策の取り組みについていろいろご意見もいただいたりしておりますし、こういった貴重なご意見をもとに侵入防止に対する支援策とか捕獲の実行など協議を行っていきたいと思いますし、また遅くとも来年4月上旬までには事業計画や支援制度の決定を行いたいということで、23年度の補助事業の予算関係が整い次第、実行に移せるよう準備を進めている段階でありますので、捕獲おりに関しましてもまだ決定ではありませんが、今後の協議の中で考えていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

農林水産課長 坂東裕君。

農林水産課長（坂東裕）

かごの取り扱いにつきましては、とりあえずはまず協議会に置いて、そこで職員がそのかごを設置するというような段取りになっております。

議長（久田良平）

8番 南正晴君。

8番（南正晴）

まだ設置したばかりで協議会も具体的なことはまだ決められないのかなと思

うんですけれども、現にこれから本当に被害が予測されますので、先進地と申しますか、いろんな被害のところへ行って、これからそういったことの協議をしていただきたいなと思うんですが。

いよいよイノシシなり、それからタヌキとかそういったものもこれからアライグマなども有害鳥獣として私ら認識しているわけですが、これは9月14日の富山新聞の記事なんですけれども、七尾市議会9月定例会において、七尾では武元市長がイノシシによる農地被害が確認されたことにより、要するにイノシシの被害を防ぐために電気の柵とかそういったものを設置するんですが、それだけでは被害拡大を封じ込めるのは困難だということで、狩猟用免許ですか、捕まえるには免許が要するというふうに私も聞いたんですが、免許を希望する住民に手数料費用などを1人1万円を支給する助成金制度10万円を計上したというんですが、当町においてもこれからただやみくもに捕まえるというか、捕まえるにはそれなりのプロというか専任の者がいるわけで、そういったこれから、狩猟用の免許を取ろうという方々に対して幾ばくか補助なりをしていこうというふうに考えているのか。また、町としてそういったことの講習会なりを開くような、そういった手だてを考えているのか。

それともう一つ、捕まえても結局イノシシなら結構大きい体ですけれども、そのイノシシの後の処理、そういったものに対してどのように取り組んでいくのか、そのあたりをお聞かせ願います。

議長（久田良平）

農林水産課長 坂東裕君。

農林水産課長（坂東裕）

お答えいたします。

まず、第1点目の講習会につきましてですが、当然新しい協議会ができた時点で講習会を派遣するような補助は考えております。金額的にはまだはつきりしません。

講習会というのは年3回、石川県庁で開かれておりまして、実は先般の協議会の中で県の方もおいでたんですが、能登町でそういう講習会を開けないかというような要望もあったんですが、現時点では無理だということでございます。

後始末についてですが、よく新聞等では食用にしたりとかいろいろなことを考えて、いろいろな事例が出ておるんですが、一応当町においては射殺した後、燃やすといいますか焼却というようなことを考えております。

以上です。

議長（久田良平）

8番 南正晴君。

8番（南正晴）

焼却というのは何か非常にもったいないような気はするんですけども、残酷なことです。ですからこれ以上は余り言わないほうがいいのかなと思いますが、来年度以降、真剣に考えていかないと、実は私も一度研修に行ってきたんですけども、特に水田において、イノシシが一度水田に稲を食べに入ると、そこにしつこく何度もやってきて、イノシシ自身の体臭というか、臭いがついた米はとてもしゃないが炊飯というか炊いて食われないようになるというふうに聞きましたもので、やはり田んぼに入らないようにするのが一番なんですけれども、そういったことのこれからの専門知識をやっぱり習得した方々にリーダーになっていただいて、それぞれが集落等にそういったことの周知をしていただきたいなと思いますので、そういったリーダー養成も6月に言いましたが、そういったことの思いを込めて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは次に、町道の管理といいますか整備の計画についてですが、先ほども何人かの議員さんお聞きになっていますが、私実は平成20年のたしか6月の議会ですよね、当時の山本一朗議員が災害時の行きどまり地域の対策ということで一度質問されておりますので、それと関連してよく似た内容になります。

町内の民家がある土地というのは、大概庭先なり敷地までは舗装なり、それからコンクリートで今は整備が進んでいるんだろうなと思います。ただ、集落の事情によって、要するにその民家で道路が行きどまりになっているとか、またはそれより奥にはまだ道路があって隣の集落なりほかの道路へはつながっているんだけど、要するに交通量が余りないということで未整備で、雑草が生い茂っていて普通乗用車などではとてもしゃないが通行できない、そういった道路があると思います。

結局、行きどまり状態ですと、確かに大雨とか地震などで道路がふさがったりすると民家が孤立する。今は携帯電話とかいろんな情報が得やすい状態ですけども、いざそういったところで道路がふさがってしまったために一、二日そこ行き来ができなくなるといったような状態が考えられないこともないのではないかと思いますので、そういったときの緊急時の避難方法とか救助に対して町は何らかの体制を考えていると思いますが、そういったことに該当する地区が今、町にはどれぐらいあるのかということと、その辺の道路整備の計画なりというか、整備をしていこうという計画があるらしたらお聞かせ願いたいなと思います。

よろしく申し上げます。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、南議員のそういった行きどまり的に迂回路がない集落に関してであります。上地区の水滝、それから小木地区の三ツ矢、姫地区の向浜、瑞穂地区の山田、中斉地区の谷内村などがそういった環境にあるというふうに思っております。

また、そういった地域で今後の予定なんです。具体的には今小木地区の三ツ矢、中斉地区の谷内村で地域に通じる道路の拡幅整備あるいは迂回路の新設を今年度から実施しているところでもあります。その他の地域におきましても地域内で議論していただきまして、用地提供等のめどがついた路線から事業化してまいりたいというふうに考えておりますが、やはりこれによって不安も解消して安全、安心な生活を送っていただくためにも早急に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

議長（久田良平）

8番 南正晴君。

8番（南正晴）

今の町長の答弁で、6カ所ほど考えられるということですね。そのうち2カ所は計画があるということなんです。残り4カ所についてもやはり地域の住民の方にとってはそういった不安がつきまとっているというか、そういった面も考えられますし、現に私どもも非常に申しわけないんですが、4年に一度の選挙ということで地域回りますと、やはりそういった方々の声というのは切々と聞く機会がありましたのでこの質問をさせていただいたんですが、やはり道路、せつかくある道路です。行きどまりじゃなくても抜けていける道路があっても、そこから先、要するに未舗装であるということによってやはり不自由に感じてられる方がおいでますので、地域の方々の、私どもも当然地域の方々の声は聞かなきゃいけないんですが、町長もこれからいろんな状態で地域に出かけられていって、そういった要望を聞いて皆さんの声を吸い上げていただきたいなということをお願いいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

議長（久田良平）

それでは次に、17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

私も議長から今許可を得ましたので質問をさせていただきます。

私自身もこういう立場に立たせていただいた町民の皆様に感謝を申し上げ、そしてまた、私も能登町の交通安全協会を預かっている立場として質問内容をさせていただきますことでもありますので、ご了承をお願いしたいと思います。

また、各戸にいろいろとご支援、ご協力をいただいていることをこの場をかりまして厚くお礼を申し上げます。

さて、私、質問の内容につきましては、高齢者のドライバーの事故防止の方策についてということでお尋ねをいたします。

私自身も仕事柄お客さんからのお話もありますが、高齢者の方からの足が不自由でなかなか自分の車を運転しにくくなってきたというご意見を賜っていて、そしてまた高齢者であるということもありまして、自分の車で事故を起こしてしまったという不安を聞かされた中での質問でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

石川県内において、11月以降、交通事故が多発しており、今年死亡事故は本日で62名と聞いております。特に主要幹線道路交差点付近を含めて多く、また夜間に約半数が発生しており、さらには死者の約6割が高齢者で38人、同年同期比では21人増と大変増加率が全国の中でも最悪の状況が続いております。特に夜間の歩行中にはねられる事故が多いため、石川県警においてもより一層交通事故の全体の主要な原因であります前方不注意や安全不確認などのちょっとした不注意によるものが多く、基本的な交通ルール無視や交通マナーの欠如によるものが多いということでもあります。

高齢化社会を迎えて、特に能登町におきましては広範囲な中で車を運転しなきゃならない地域の方がたくさんおいでます。特に病院等あるいはお買い物に対する心構えとして車を利用することは当然のことであり、その約4割方が約8,000の方が高齢者ということでもあり、そのうち免許人口が65歳以上が2,914名、主に75歳以上の方が1,018人と今後さらに高齢者ドライバーが増えるんじゃないかと心配をしているところであり、今後の対策としてどのように図ればいいのかということも踏まえ、ご質問をさせていただきます。

運転に不安を持った高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを支援し、交通事故の未然防止を推進できると思われ、自主返納した65歳以上の町民を対象に写真つきの住民基本台帳カードの無料交付ができないのか、

町にお伺いをいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの議員のご質問のように、県内で62名の方が今年は尊い命が交通事故により亡くなっておるということであります。また、70歳以上の高齢者の割合が非常に高いということでもありますし、これはあくまでも被害者の数字ではありますが、運転者を含めても高齢者の占める割合は高いものがあり、早急な対策が必要かと思っております。

そこで、新平議員からのお話のありました高齢者の運転免許証の自主返納というのも交通事故抑止対策の一つであろうかと思っております。なお、ことし自主返納された方は11月末現在で県内では468人いらっしゃるそうです。そのうち能登町住民の方が3名ということで、この3名の方はいずれも65歳以上であるというふうに聞いております。

能登町は、公共交通が金沢近郊と比べると余りよいほうでは決してありませんので、自家用車の重要度が高いということから運転免許証返納者も少ないと判断されますが、交通安全の観点からも自主返納しやすい環境づくりがやはり必要ではないかなと思っております。その環境づくりの一つであるのが新平議員のご提案のとおり、住基カードの無料交付につながろうかと思っておりますので、町としましても平成23年4月に住基カードを無料で交付に向けて、返納者に対してですけど、運転免許証の返納者に対しては住基カードの無料交付に向けて今現在準備を進めていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

ありがとうございます。特に金融機関あるいは役場の窓口等に行く場合においては、必ず提示されるのが免許証あるいは健康保険証があればスムーズな受け付けができるということでもありますので、できるだけ早急な形で、特に顔写真つきというのは一番本人の目安になりますので、出しやすい環境になるかと思っておりますので、その辺も了解をいただき、できるだけ早い時期にさせていただければと思います。特に全国におきましては、徳島市が免許証返納、住基カードを発行されております。全国でもまれなほうなんですけれども、やはりその点

も踏まえまして、しかも国庫補助になる対象というところも言われておるということでもありますので、町に経費がかからないということも一つのいい提案ではないかという思いをしておりますので、ぜひ実現に向けていただきたいと思っております。

もう1点ですが、能登町が9月議会におきまして反射材着用推進の町宣言をさせていただき、大変子どもは喜んでおるところであり、またその周知徹底に呼びかけをしていただいていることに心強く思っております。特に先般、11月17日に非常に悲惨な交通事故が宇出津新町地内に起きました。だれも事故は起こしたくないし、遭いたくない、これはもう当然のことでもありますので、特に死亡事故となれば本人あるいは家族、被疑者、加害者も含めましてどん底に落とされるような感じがいたしますので、そういう悲惨な事故がないような地域をつくるためにもぜひこの反射材を着用していただき、町の広報としていただければという思いがあります。

ただ、交通安全協会といたしましても、各戸約8,000世帯ありますが、8,000世帯はほとんど出回っていると思いますが、今高校生、小学生を対象にして配布を目的として約300ほど提供しているところでもありますけれども、どうも母体がちょっと小さいせいかな不足がちになっているということもありまして、町からの提供が幾らかできないか。今一番簡単なのが1本105円ということで、消費税を含めてですけれども、そういうところの足りない分を子供たちからお父さん、お母さんはもちろんのこと、おじやいちゃん、おばあちゃんにまで行き渡るように、また反射材をつけなきゃ家から出れないよというくらいに子供たちからおじいちゃんたちにも話しかけていただくためにも、不足な分を何とか町でも提供していただけないか、それをちょっとお尋ねしたいと思っております。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今ほど新平議員の夜光反射材につきましても、夜間において運転者から歩行者が見える距離というのが黒っぽい服装ですと30メートル、明るいつばい服装ですと50メートルということで、反射材をつけますと、先ほど市濱議員にも答えましたように120メートルの距離で確認できるということで、非常に交通事故防止には効果があるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ今までは警察あるいは安全協会のほうでやっていただいた部分も、反射材を着用する町と宣言した以上は町としても何らかの協力はしていかなきゃならないのか

なという思いがありますので、検討させていただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

17番 新平悠紀夫君。

17番（新平悠紀夫）

ありがとうございます。

先般、トラック協会のほうから100本いただきました。ぜひ町も備えということで100ぐらいはしていただければ、また地域の窓口へ、老人ホームまでいかななくても憩いの家あたりでも配布できるような形もとられれば、あるいは保育所等においてでもそういう手だてができれば、またぜひ実現の方向に向けていただきたいと思います。

年末年始交通安全県民運動がこの11日から20日まで展開されております。議員はもちろんのこと、町民の皆さんにもぜひ事故防止に努めていただきますようお願いをいたしたいと思っておりますし、私どもも一層の協力をしながら能登町、警察署の交通課の皆さんとともに、また推進隊、各種団体の皆さんとともに、ことしはぜひ後の事故がないように、また来年に向けて死亡事故ゼロを継続していきたいという思いでおりますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。

安全で住みよい交通社会の実現を目指して一句だけ。はなむけでないんですけども、「ウオーキング つけて安心 反射材」。どうぞご協力のほどお願いしたいと思います。

ありがとうございました。以上で終わります。

議長（久田良平）

よろしいですか。

以上で本日の一般質問を終わります。

散 会

議長（久田良平）

次回は、明日12月14日午前10時から本議場で開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦勞さまでした。

散 会（午後2時40分）

開 議 (午前10時02分)

開 議

議長 (久田良平)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長 (久田良平)

日程第1 一般質問を行います。

5番 酒元法子君。

5番 (酒元法子)

それでは初めに当たりまして、このたび再度このような機会を与えてくださいましたすべての皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは告知いたしております件につきましてお尋ねいたします。

災害時における対応につきまして。

地震や台風、昨今ではゲリラ豪雨など自然災害により住民の生命、財産に甚大な被害を与えている状況が報道されているところであります。また、平成19年3月の能登半島地震や平成9年の台風8号と梅雨前線豪雨による山田地区の地すべり、下浜地区の土砂崩れなど身近なところでも災害が発生し、住民に被害が出ていました。以上のようなことから、今後の災害等に対する町としての情報収集を初めとした体制整備や住民への連絡方法の構築についてお伺いいたします。

それに関連し、町で指定している災害時の避難場所について、また避難所について、地域住民が避難時にわかりやすく、かつ速やかに移動するためにも避難場所を明示した見やすい標識等の設置が必要と思われます。現在設置してあるのかもわかりませんが、地域の方々ばかりではなく通りすがりの人々に対しても行き届いた配慮と思えますし、安心して通れるのではないかと思います。

どこの地区でも高齢者の方々が多く、だんだん目も不自由、足も不自由、耳も不自由となり、防災無線、テレビやマップもすべて立派な状況にあるわけで

ございますが、道路も電気も使用できなくなることも想定し、さまざまな観点から心配されることも多く、改めて避難という取り組みについてハード面及びソフト面からの進捗状況についてお伺いいたしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、ただいまの酒元議員のご質問に答弁させていただきたいと思っておりますが、従来、合併前も含めまして、能登町の防災体制は豪雨、台風、豪雪といった北陸地方によく見られる自然災害を想定していたと言ってもよいと思っております。しかしながら近年は、酒元議員おっしゃるように平成19年3月に発生した能登半島地震や、あるいは平成20年2月の寄り回り波による高潮被害といった余り見られない災害が発生しております。また、局地的なゲリラ豪雨や過去の記録を更新する雨量、そして季節外れの大型台風といった規模も時期も想定を上回るような災害が全国的に発生しているのが現状ではないかと思っております。

このような多様な災害に対応できるよう町民の生命と財産を守るため、さまざまな対策を推進しております。まず、災害時の町民への情報伝達並びに避難体制につきましては、今年度中にJ-ALERT、これは全国瞬時警報システムを整備する予定であります。この設備は、消防庁より発信される情報を専用アンテナで受信し、自動起動により将来、管内一斉放送にて町民に情報提供を行うものであり、気象情報だけではなく弾道ミサイルなど飛翔体の緊急情報も受信できまして、さまざまな緊急時に円滑な情報提供を実現できる。そして早急な避難活動にもつながるものと期待もしております。

また、避難時におきましては、高齢者を初めとする支援を要する方々の避難対策も課題となっておりますが、災害時要援護者支援のプラン策定作業も現在進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、昨年度より能登町地域防災計画の見直しも進めておりまして、今年度中には県との事前協議も終了し、見直し作業が終了する予定であります。今回の見直しは、能登半島地震や気象警報の発令基準の改正等を踏まえた見直しが主な内容であります。また、町村合併以降、新たな公共施設等も建設されておりますので、あわせて指定避難所の見直しも進めております。

現在の能登町の指定避難所は合併前の旧町村の指定避難場所となっておりますが、標識等の設置状況につきましても合併前の旧町村の整備した標識等を利

用しているのが現状であります。整備状況もすべての避難場所に設置してあるものではありませんし、しかしながら酒元議員のご指摘のとおり緊急時に町民の皆様が速やかに避難できるよう、指定避難場所につきましては町民に改めて認識してもらうことが重要であると考えておりますので、標識等の設置がよいのか、あるいは防災マップ等の配布がよいのか検討させていただきたいというふうに考えております。

また、防災に関連した施設整備につきましては、能登町地域防災計画に具体的な記載等はありませんが、先ほど申しましたJ-ALERTや災害時において避難所の拠点となる学校施設の耐震化も今現在進めておりまして、今後も防災上の必要な施設や重要な施設につきましては整備、改修を進めていきたいというふうに考えております。

近年の防災行政は多様化が進んで、難しい対策が求められておりますが、町民が安全、安心して暮らせるようさまざまな対策を推進していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほどをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（久田良平）

5番 酒元法子君。

5番（酒元法子）

災害はいつ起きても不思議ではありませんし、そのためふだんの取り組みも含めて、例えば町民に対する災害関連の用語の持つ意味を周知していただくなど、あらゆる機会伝える努力、これをぜひしていただきたいと思います。

今ほども標識のお話ししていただきましたが、どこの町でしたか、車の運転の目線で避難所、そういう看板が目に入りました。ここは大変すばらしい町だなど思いました。安心して通れるというその配慮といいますか、そういうことも見受けましたものですから、あえてお話をさせていただきました。

不幸にも災害等があった場合、被災等があった場合、その地域はもちろんです、町民に対して担当職員が出向き説明会を行うなど、きちっとしたフォローが大切ではないかと思っておりますので、ぜひその点、強く要望いたして、私の質問を終わらせていただきます。

どうぞ今ほど町長おっしゃられたとおり早急にやっていただきたいと思いません。

ありがとうございます。

議長（久田良平）

それでは次に、9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

それでは、議長より一般質問のお許しがありましたので、通告してある3点について町長にお伺いいたします。

最近は何かと少子・高齢化などと騒がれています。能登町も2万2,000から3,000おった人口も2万というような状況になっております。その中で、能登町の町営住宅たくさんあると認識していますが、現在その入居率はどのようになっているかということと、また住宅に入居するに際しての審査基準はどういう方法でなされているのか。また、入居後の各団地の実態についてもどのような状況か、まずお答えいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの向峠議員の町営住宅に関しましては、まず公営住宅として242戸、そして特定公共賃貸住宅として84戸、町単独住宅として18戸、全体としましては123棟344戸の能登町では町営住宅を管理を行っております。

その内訳につきましては、285戸に入居世帯があり、老朽化に伴う59戸が入居不能となっております。ご質問にあります入居率につきましては、入居可能な住宅に100%入居済みということであります。

また、入居審査基準の方法につきましては、空き家が出た場合に町広報あるいは有線テレビなどにより公募を行いまして、おのおのの公営住宅の入居基準の審査の上、選考しており、複数の応募があった場合には抽せんにより入居者を選考、決定しております。

また、入居者の実態につきましては、定住化や高齢化などのさまざまな課題がありますが、そのような中で良好な居住環境の保全に努めるとともに、公営住宅が担っております地域コミュニティが維持できるように今後とも各年代層に応じた住宅政策を展開していきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今ほど町長の説明で大体的実態がわかりました。まず中でも私は時折耳にす

るんですが、どこの団地とかは申しませんが、入居後いろいろなトラブルというか、ようなことも起きているように聞きます。その中で、担当課長にちょっとお伺いいたしますが、現在いろいろな私の言ったようなトラブル的なとかそういう問題が執行部のほうへ耳に入っているのか入っていないか。入居後の実態について何か把握されるものがあると思います。

そこでひとつ私、二、三点ちょっとかいつまんで聞きますと、まず入居後の実態といたしまして所得制限がたしかあるはずですね。住民であればだれでも可能というわけではないと思います。まずいろいろな何人かの人がどういう基準があるのかなと、分かっておいでる人もいるし、又聞きでどういう基準になっているかという人もお尋ねがあります。そういうわけで、まず所得制限についてどのような基準があるのか、まず1点目。

2点目としては、入居したにもかかわらず入居契約に違反した行為などないのか。また、入居後の実態をどのように把握されているのか。

3点目は、町営住宅の設備でございます。最近の町営住宅につきましては備えつけの設備が増加させております。入居、退去に際し、経過年数に伴う損傷等もあろうと思いますが、新たに入居していただく入居者に対しては良好な設備により町営住宅を提供していただきたいと思いますが、まずどのような対応をしているのか。

この3点についてお尋ねいたします。

議長（久田良平）

建設課長 大門康博君。

建設課長（大門康博）

今ほどの質問にお答えをいたします。

まず、所得制限についてでありますけれども、公営住宅につきましては月額収入が15万8,000円以下の住宅に困窮している方向けということで、これは低所得者向けということであります。その中では年金の受給者なども対象になっておまして、その収入に応じまして家賃を算出して決定をさせていただきます。

また、収入が月額15万8,000円を超える所得者の方々には、特定公共賃貸住宅が入居可能ということになっております。

次に、入居後の実態どのように把握をしているかということでございますが、町としては年に1回、収入申告を実施して、入居者の方々の収入並びに世帯構成など入居の状況を報告していただいております。それによって入居基準の適正な運用に努めているところでございます。

次に、入退去時の住宅設備の修繕等の区分についてでありますけれども、入居者が住宅を明け渡し退去する場合、原状復旧を原則としております。このため入居者本人が残された損傷に対しては速やかに修繕をしていただいております。また、入居している間の設備に対する消耗品的な部材の取りかえや修繕費については入居者のご本人の負担としておりまして、それ以外の設備本体の破損等の修繕については町の対応ということになっております。

以上であります。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今課長の説明で大体的な内容がわかりました。今回の私の質問の趣旨は、これもよく聞くんです。これは原則、公募は公開抽せんですね。それは何度も抽せんに申し込みするんですけれども、運がないのか漏れるわけですね。そうした場合、やはりIターン、Uターンの方が希望者が能登町へ来たいと。そうした場合、抽せんに何回も漏れると、もう2回も漏れたらもういいわとって、実際に若い夫婦がこっちへ申し込んでいるんですけれども、抽せんに何回も漏れると嫌気差して他町におるわけです。

そうした場合、Iターン、Uターンの希望者に対して町営住宅を活用し優先的に入居させることで定住人口の増加に鑑み、地域の活性化や地域経済に大きな効果が生まれるのではないかと私は考えます。そこで、公営住宅は法に規定されていて難しいようであれば、単独住宅でこういう施策ができないのか、町長はどうお考えかお尋ねいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ただいまの向峠議員の定住人口拡大に向けた一つの政策としてU I ターン希望者に対する町営住宅への優先入居等提案されておりますが、やはり公営住宅は住宅に困窮した等の保護を目的としておりまして、あくまでも公募が原則だというふうに思っております。またその対応策として、議員がおっしゃるように単独住宅の建設というのはちょっと難しいのかなという気もしておりますが、例えば空き家とか、あるいは古民家、そういったものが施設を改築しまして定住拡大に向けた取り組みも可能というふうに考えますので、今後の検討課題と

させていただきたいと思いますが、できるだけそういった方にもこちらのほうに住んでいただきたいという思いはありますので、検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

町長は今後検討課題ということで申されましたけれども、特にお役人の答弁は、とにかく検討するとかいろいろ。これはできたら明確な、いつごろまでとか、そういう明確な数字を挙げていただかないと、すべて検討しますじゃ何からちがあかんような気がします。もし町長が何らかの期間を想定されているなら、この場での検討の期間を提示していただけますか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

住宅の改修とか古民家なんかの改修となりますと、やはり卵が先か鶏が先かという話になりますが、どれぐらいの需要があるのかということも調べなきゃいけないというふうに考えておりますので、これは早急にそういった調査もしながら住宅の改修を行っていきたいというふうに考えておりますので、これが2年先、3年先という話では決してないというふうに私は思っております。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

2年先、3年先じゃないと言われましたけれども、できるだけ。これは町長は交流人口を図るといっても常々申されていますけれども、やはり仕事は町外であってもこの能登町に定住されるということは、先ほど申したとおりいろいろな経済効果も生まれるし、また、そこにはいろんなプラス効果が波及すると思いますので、ぜひ早急というか、二、三年で難しいと言われましたけれども、できるだけ短時間にそういう処置がなされるよう、またご一考くださればと思います。

町長の答弁に、空き家とか古民家を利用してという答弁でしたが、空き家情

報の実態は現在どのようになっているのか。また、何人かのそういう情報によつての利用者が何人かおいでたのか。ひとつご答弁いただきたいと思います。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。

昨年12月から当町では空き家情報というのをホームページで公開しております。約1年たちましたけれども、その間、申請件数が30件ございました。要は賃貸あるいは売買ということで公開しているわけですけれども、成約がなったのはこの1年で10件ございます。一応町内の方が7件、町外の方が3件ということでありまして。1年たちまして現在もホームページ上では11件の空き家情報が公開されているという状況になっております。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

町内で10件、町外で3件という課長の報告でございましたけれども、ふるさと振興課がこの空き家情報を始めてからのこの件数なら、まあまあではないかなと私は思います。

そこで、この間も個人的に課長に申しましたけれども、私の住んでいる当目地内においても大きな屋敷で、山つきで、幾らに、だれか買い手がないかという情報がありましたけれども、後ほどまた場所と資料を提供しますので、それもまた情報の中に取り組んでいただければと思います。

そこで、町長もご存じのとおりと思いますが、この町営住宅において、特に上町地内のわすみ団地は、大変立地条件がよく入居希望者が多いと聞いています。わすみ団地は近隣の能登町の各地域のほか、珠洲市、輪島市、穴水町に通勤の利便性が高く、今後も需要が多いと思うが、わすみ団地を増設し、ITターン、Uターンの希望者に提供し、若者の定住を促進する考えはないか。

これは先ほどの質問と若干ダブるような気もしますが、できることならば、私の単純な考えですけれども、今建っている団地の道路を挟んでこっち、もちろん地権者もおいでるから難しい面があると思いますが、まずあの地域は近くにコンビニもあるし遊戯場もあるし、ちょうど町長もご存じのとおり上町地区は奥能登のハブですから、どっちへ向かうにしても大変利便性があ

と思います。そういうわけで、先ほどの質問と若干重なりますが、わすみ団地の増設ということも今後、若者の定住を図る場合にぜひ私は必要かなと思います。そういう点で、重ね重ねの質問になるけれども、わすみ団地の増設に対しての考えを聞きたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の議員のご質問ですが、わすみ団地の増設、あるいは特定公共賃貸住宅のたなぎ団地、あそこも土地は確保してありますので、そういった住宅の増設というのは可能な部分はあるかと思っておりますので、住宅事情の需要を考慮しながらやっていかなければならないと思っておりますが、ただ、今、町営住宅でもかなり老朽化した住宅が幾つかありますので、そういった老朽化した住宅を先に建てかえるなり整備するのが入居者にとってはいいのかなという気もしておりますので、そういった老朽化の住宅の改修も見据えながら新築あるいは増設というのをやっていかなければならないというふうに考えております。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

新しい住宅の増設も大事ですけれども、古いところを直すことも大事ではないかと思っておりますので、両方兼ね合いを見ながら、できたらぜひ、わすみ団地の増設などを図ってほしいなと思っております。

それでは次の赤崎イチゴ団地の今後ということで、ちょっとお尋ねします。

私も先般、赤崎イチゴについては私も子供が小さいころ家族で何回か足を運んだ記憶がございます。だけど、このルーツというか前身はどのようになったのかというのはちょっと私も把握していなかったもので、先般、赤崎いちご組合のある一人の方と断片的な話でしたけれどもちょっと聞いてきました。

現状ということは、まず40年ぐらい前にまず食べるだけで栽培していた。ところがだんだん味がよくなってくるので、だんだん面積を増やし、家庭で食べ切れないものは、流通がなされていなかったけれども近くの地元とか地元のケーキ屋みたいところに販売していた。以前は20人以上の農家戸数で3ヘクタール以上の栽培面積でしたが、現在は約10人ほどで半分以下の1.3ヘクタールほどに減少してしまいました。現在は10人ほどおいでる農家の中に、担

い手と言われる農家は3戸、4戸ぐらいしかない。大変先行きを案じられておりました。また収穫時期が短く、経営がなかなか難しい。そういうことで、この人も担い手がいないということで頭を悩めていました。

町長もあの近辺通られたかしらんけれども、私も前回、10月の選挙に通ったことあるんです。結構セイタカアワダチソウですか、かなりそういう荒廃した畑がたくさんありました。そういうことで、あの地域は皆さんも認識されているとおり、能登町の赤崎地方といえれば大変おいしいし、ほかのイチゴと比べても。また、能登町の観光資源であるかと私も認識しているところでございます。

そこで、いちご組合の人たちは今後、あこに担い手がいないので、だれかイチゴ生産に意欲のある人がおいでれば畑地を貸与したり、また技術指導もすると、そう言うておいでました。

そういうことで、町長もどれだけの赤崎イチゴ団地に認識を持たれているかわかりませんが、現在の町長の認識度で大変担い手が少なく、このままでは恐らく赤崎団地が消滅するんじゃないかなという私はそういう感を受けました。町長は今後、赤崎団地をどのような方向づけで守っていこうと現在考えておいでなのか、赤崎団地の今後の対処をお聞かせいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ご質問の議員の担い手不足、後継者不足につきましては、第1次産業である農業、林業、水産業すべての分野において高齢化が著しく、担い手の育成というのが急務だというふうに思っております。

赤崎いちご生産組合の農家数につきましても、今ほど議員もおっしゃいましたが平成21年度には12戸の経営農家がありまして、約1.7ヘクタールの面積を耕作しておりました。それが平成22年度では10戸で1.3ヘクタールということになっております。減少することにつきましては、連作による障害が大きな原因ということもありますし、高齢化が進むにつれそういった障害への対処が厳しく、また後継者がいないということでイチゴ園からの撤退というような状況が進んでいるものと思っております。

ただ、イチゴ園からの撤退と同時に耕作を放棄するというのではなくて、石川県奥能登農林総合事務所の指導、支援のもと、8戸の農家が山菜畑への転換を進めておまして、来年の春にはワラビ園を開園する予定になっております。極端に耕作放棄地が増大するようなこともないとは思いますが、しかしながら

長年にわたって観光農園として取り組まれて多くの方から親しまれてきたイチゴ園でありますので、引き続き赤崎いちごの名前を全国に発信していただきたいというふうに思っております。

農業振興はもとよりであります。議員もおっしゃるように貴重な観光資源でもありますので、農園の貸し出しや、あるいは担い手となる農業人材の発掘などについて、例えばホームページから情報を発信したり、いしかわ農業人材機構が行う研修事業に参加するやる気のある研修生の受け入れ、そしてまた最近では建設業者の皆さんが農業への参入という話もありますので、関係機関とも協議しながら支援を行っていききたいというふうに考えております。

また、生産者の皆さんには、さらなる技術向上のための研修等には町としても支援をしていききたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

今、町長の申されたことも大事ですね。ほかの野菜への転換ということも申されましたけれども、できることならやはりあそこでイチゴを植えてほしいなと。やっぱり海風に当たることによって甘味が出るんじゃないかなと。連作障害のことも言っています。それもわかります。だけど、それはまた創意工夫すればどれだけでも解決できる問題じゃないかと思っています。

そういうことで、ぜひインターネットなどに掲載して、やる気のある人たちをこっちへ呼んで、ぜひ赤崎いちごを盛り上げていくのも町政の一つの責任かなと思います。

それと、昨日南議員も申しましたけれども、鳥獣、イチゴというか、タヌキが多いんでね。それも言っていました。とにかくこれを何とかしてくれと。これも言っていましたので。昨日の南議員の質問と重なりますけれども、ぜひ鳥獣対策もひとつよろしくということでした。

それと、時間も少ないんですけども、地産地消ということでもよく最近使われますけれども、これは単に地元の生産物を地元の人を買う、それだけでは何も意味ないんで、私ちょっと考えますには、消費者も若干価格が少し高くても地元の産品を購入することによって、地域内にお金が循環することで地域の経済が潤う。また、常に地域の生産者に目を向けながら購買活動を進めていくことが大事ではないかと、私はそう考えます。そのことが結果的に地域の安定需要を高めて、価格を下げることにもなり、また足腰の強い地域経済をつくり上げる一端にもなろうかと思っております。

そういうことで地産地消、こういった取り組みが消費者も生産者も行政も一緒になって地産地消を盛り上げていかなければならないのではないかなど。そういう取り組みが必要ではないかと思います。生産者と消費者、生産者同士、消費者同士の協働関係をつくって、地域の信頼関係が生まれて地産地消が盛り上がっていくんじゃないかと思います。

そこで、消費者が何でもかんでも安かろうよかろうというのはわかりますけれども、地元の産品を、農業生産物に限らずいろんなものがありますから、そういう面は地域の人がリスクは背負ってでも地元のものを育てる意味からして、こういうことも考えていかなければならないのではないかと思います。

時間も来ましたので次の質問に入ります。

町長も行革の一たんかもしれませんが、今年の春、合併後初めて女性の管理職を登用されました。これは職場内の一つの活性化にもなるし、また女性職員のやる気も起こさせる面で良かったのではないかと思います。

そこで、現在は町民課長一人ですが、今後こういった第2の第3の登用を現在考えておいでなのか。町長の考えをいただきたいと思います。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

女性の公務員の登用につきましては、政府全体の管理職の女性割合を5%程度とするというふうな数値目標も示されています。一般行政職における女性公務員の課長職以上の登用状況であります。平成21年3月31日現在における全国の女性比率は平均6.2%に対しまして、石川県の19市町は課長職1,063人のうち女性は59人ということで5.6%となっております。能登町においては課長職が16人のうち女性は1人ということで、女性の比率は6.25%ということで、全国平均並みとなっている現状であります。

豊かで安心できる社会を築いていくためには、やはり男女が社会的、文化的に形成された性別の概念にとらわれずに、その個性を、そしてまた能力を十分に発揮して、あらゆる分野で対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要であると思っております。

子育てを応援する環境づくりのために、今定例会には職員の勤務時間、休憩等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正を提案しております。急速な少子化の進行の中で、仕事と家庭の両立は重要な課題であろうかと思っておりますし、男女を問わずに職員が能力を発揮しやすい環境づくりをしていかなければならないと思っておりますし、人事管理に関しましては能力本

位、公平、公正、こうした点を十分把握した上で、能力と実績のある女性職員の積極的な登用を今後もしていきたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

能登町は一人でも全国平均を上回っているという町長のお話でした。そこで一人で上回っている町民課長、ひとつあなたも春からもう約10カ月近くたちましたけれども、町民課長という職の職責の思いの一たんをひとつここで述べていただきたいと思います。

議長（久田良平）

町民課長 道下富美子君。

町民課長（道下富美子）

ただいまの質問にお答えいたします。

4月に町民課長を拝命いたしました。町民課は窓口の接遇が多い課ですので、職員には町民の皆様の視点に立った親切で丁寧な対応、そしてみんなで思いやりのある明るい職場づくりに努めております。男女共同参画社会は、男性、女性お互いの持ち味を出し合い、協力し合って築く社会だと思っています。4月から今まで、たくさんの方々にご指導、ご協力をいただきました。また職員もしっかりとした職業意識を持って業務に取り組んでおります。

この8カ月間を終えて、管理職とは確かに責任もありますが、人を育てること、そして、ともに自分も成長することと感じております。今後もやる気のある職員は男性であれ女性であれ登用していただければと思っています。

現在の私の思いの一たんをお話しさせていただきました。

議長（久田良平）

9番 向峠茂人君。

9番（向峠茂人）

急にふってごめんなさい。そういうことで、一人のパーセンテージで平均を上回るか知らんけれども、今課長が申されたとおりに別に女性にかかわらず実力のある人をどんどん登用していただきたいと思います。

それと、せっかく紅一点の課長ですから、私はひな段の順序はわかりません

けれども、大きい人順で前に並んでおるのか知らんけれども、できたらもうちょっと前のほうに町長、座らせたほうがいいんじゃないかね。そういう意味で、ひとつまた。町民も全然カメラ映りが悪いからわからんのですよ。教育長と局長はセットだから、稲井課長で悪いけれどもちよっと。これは冗談です。

それと町長、また来春、春の統一選挙になりますね。いろいろなことが起こってこようかと思えます。町長も新たな決断をされるような場面も出てこようかと思えますので、ひとつまた新年に向かって臍下丹田に力を入れて、能登町町民のために適正な判断をひとつよろしく願います。

質問を終わります。

議長（久田良平）

9番、答弁漏れはございませんか。よろしいですか。

9番（向峠茂人）

ありません。

休 憩

議長（久田良平）

ここで暫時休憩いたします。再開時間は10時55分からとします。

（午前10時45分）

再 開

議長（久田良平）

休憩以前に続き、会議を開きます。

（午前10時55分再開）

それでは次に、15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

皆さん、おはようございます。選挙を通しまして多くの町民の皆様方からお声を聞く機会がございまして、さまざまな要望、ご意見あるいはご批判といろんなことを承りました。やはり選挙こそ民主主義の大道であるということを変えて自覚するとともに、皆様方からお伺いいたしましたご要望、ご意見、そういうものをできる限り全力で解消、解決していかねばならんと、こう自覚しておる次第でございます。

そのさまざまなご意見の中で、特に私がこれは大変な問題であると常に感じ

て、町民の皆様から叱咤激励を受けた問題の一つに、これは非常に難しい問題でもございますけれども、町長にひとつ尻を叩いてやっていただく以外にないと、こう思った問題がございます。

それは、今この町には、先にもございましたけれども、先の方もありましたけれども、やはり働く場所がないんだと。ここに残りたくても、あるいは帰ってきたくても働くところがない。何とかそういう場所をつくってもらえないかという非常に困難な難しい、私一人では到底解決できない問題を投げかけられました。多くの皆さんから投げかけられまして、これはひとつ町長にしっかりと伺いして、その決意と覚悟をいただく以外にないということで、今日はこの場に立たせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

小泉改革以来、行政のスリム化、あるいは効率化、無駄の削減ということが強調されるようになりまして、その結果、地方に大きなしわ寄せが参ったというわけがございますが、とりわけ私たち能登のようなところでは、本当に過疎に拍車がかかったのではないかなというふうに感じているわけがございます。もちろん行政の無駄を排することは、これは大切なことではありますが、効率化を急ぐ余り、リストラに走り過ぎることは果たしてどうだったのかなということも考えてしまいます。合併してから、昨日もお話ございましたが町職員では120名、公社職員でも70名以上のリストラ、削減があったと聞いておりますが、おかげで財政的に随分楽になった、それでよかったという評価もあります。その反面、行政関係だけでも200人近くの人が職を失ったんだと。そのために町にはやはり活力がなくなってきたのではないかなと、こういうとらえ方もあるようであります。

こうした背景をいろいろ考えるにつけ、町の活力を回復するにはやはり若者の職場があるということが非常に大事であるし、それが非常に町の活性化に大きく関係しているなということを感じざるを得ないのでございます。こういう点、町長はどうお考えでしょうか。

それも企業誘致ということ言うのは簡単ですけれども、これはやはり来てくれる企業というのは非常に限定されて難しいというのもまた長年の経験上そうだと思います。ましてこれからはなお難しくなってくる、なっている。そういう意味で、町が企業をつくり出していく以外にないのではないかな。そして町民に働く場所を提供していく。そういう姿勢が非常に大事ではないかなというふうに思います。こういうことがこの今の時代、そしてこの地域にとってはやはりベストの選択肢ではないかなと私は思いますが、町長はいかがでございますか。

ことしは就職氷河期と言われ、就職できない学生、若者がたくさんいると報道されておりますが、これはある意味では人材獲得のチャンスであるというこ

とも言えると思います。例えばこの町に定住して商品開発事業や農業、あるいは漁業などに従事したいという意欲のある若者に対して、全国的にネット募集してはどうか。そのためには少なくとも2年ほどの助成期間、助成をする、補助をする期間は必要かもしれませんが、こうした町の将来を担う青年に投資をするといった考え方も必要ではないかと私はと思いますが、この点も町長いかがお考えでしょうか。

そしてもう1点、町長は現在この時点で、町おこしの、あるいは企業おこしの事業として何か構想していらっしゃるかが腹の中で温めているというか、そういう構想がおありですか。あるとしたらどういうことなのでしょう。それもお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、町が事業を起こすべきじゃないかと議員はおっしゃっておりますが、そのとおりだと思っておりますし、やはり企業が生まれるということは雇用の場ができるわけですから、人口の減少にも歯どめもかかりますし、町の活性化にもつながるんじゃないかなというふうには思っております。

また、そういった企業、公共投資ということではありますが、特別人に対する投資じゃなくて、例えば能登町の企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例を設けまして、当町に進出する企業あるいは新規に起こそうとする企業に対しての助成制度も今現在、町では設けております。

また、若者を都会から呼んではどうかというお話なんです、こちらのほうに来ようとしている人にとってはそれなりのメリットなり魅力がなければ能登町のほうへは来てくれないのかなという思いもありますし、そういった情報発信は現在行っております。先ほども申し上げましたように空き家情報とか、あるいは地域で生活していくための就業情報などを発信もしておりますし、また現在、平成20年度から町の雇用創出連絡協議会が行っている就業のための各種研修によりまして、町外から当町に定住された方もいらっしゃいますので、そういった情報発信も今後も積極的に進めていかなければならないというふうに考えております。

また、新商品開発等のチャレンジ精神というのは非常に大事なかなと思いますし、そういった企業に対する支援も町としては行っていかなきゃならないというふうに考えております。町が起こす事業としては、ある意味、クロマルハナ

バチもその一環かなというふうに思っておりますし、また企業誘致というのは難しいですので、大学との連携を強めまして教育機関の誘致ということもある意味、企業誘致につながって、雇用なり定住人口の増にもつながろうかと思えますので、企業誘致は難しい反面、教育機関の誘致ということに今後も努めていきたいなというふうに考えています。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町で雇用を創出する、あるいは企業を起こす、こういう問題につきましては企業誘致も含めまして、今までから従来からそれなりの対応、対策というものをとられてきているということはある程度承知しておりますけれども、今回私が特にやってみたらいかがかなと、こう思ったのは、前回も多少触れましたけれども、今水産高校でイワガキ養殖あるいはコブの養殖、あるいはウニの養殖とかいろいろ手がけておりますが、こういった商品を企業化していくといえますか。もちろん商品としてはできているんですが、これを都会へ持っていくための企業化をしていくためのもう少し大がかりな加工も含めて販売のそういうノウハウを身につけないと、ただある程度のものをつくったというだけでは商売にならないんですね。

大きな商売として全国に発信していくときには、売り出していくときには、もう少し大がかりな対処をしないとだめではないかなと思いますので、そういう人材、これはある程度は学校で生徒ができるんですが、それをもって加工して商品にして全国へ出していくときには、そういうノウハウは残念ながらまだ生徒にはない。そういう人材をやはり養成しなければいけないんじゃないかなというふうに思って、全国に発信してそういう人材を募って集めて、そして面接して、これという人を選んで、ある程度の投資をして、物になるまで。桃栗3年といいますように、やはり最低でも2年やそこらは投資をして見ていくということで、そういう人材育成というものを考えられないかなと。そういうふうに思いまして、町長またその辺をどうか。それこそ検討していただきたいなというふうに思います。どうでしょうか。

人に対する投資はやっていないとさっきおっしゃった。これからそういうあえて人材に対する投資ですね。人は商品じゃありませんから。消耗品じゃありませんから。資産、財産ですので。そういう人という財産に投資をするという考え方。これはいかがでしょうか。間違っていますか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今の議員のおっしゃるようなすばらしい人間というのは、そう簡単に見つかるものではないと思っております。ですから先ほど申し上げましたように、例えば今現在、学習院大学の経済学部の先生方のゼミをこちらのほうに来ていただいて、いろんな学生のアイデア等もいただいておりますし、また東海大学の海洋学部もありますので、そういったところと連携しながら水産関係の、あるいは経済活動の何かヒントもいただければなというふうに思っています。

当然、将来的には議員おっしゃるような人材の育成といえますか、そういうことも必要かと思いますが、そう簡単に見つからないうちはそういった大学の先生方、あるいは学生の皆さんのお力をかりて今のところはやっていきたいなというふうに考えています。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

わかりました。これは非常に難しいと最初冒頭申し上げました。難しい問題を投げかけておりますので、すぐ結論が出たりするとは思っておりませんので。やはり長期的にこの問題、またあんまり時間がないというのも事実でございますけれども、考えていただきたい。こういうことで終わらせていただきます。

次に、クロマルハナバチに関してです。

いよいよ2年間の試験飼育段階が終わるということで、いよいよ本格的な営業段階に入ってくる。こういう一つの区切りとして、今現在区切りとして現状、そして今後の対応について質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

当町がクロマルハナバチの飼育事業に取り組んだ理由といたしましては、環境問題、セイヨウミツバチなど外来種の輸入が禁止されるのではないかと、されたということで、セイヨウミツバチに頼っていたハウス野菜農家の需要が今度はクロマルハナバチなどに切り替えて、そして全国的に見込まれるのではないかとという予測のもとで、このクロマルハナバチの飼育に取り組むことにしたということがおおよその理由であると思っております。

そこで、この2年間は実験段階といえますか試験段階であったということで、一昨年ですか三波小学校の跡地を改造し、そして飼育に取りかかってまいった

わけでありますが、そこで、まず何項目か並びますが、2年間の事業に取りかかるために必要としたハードも含めて概略の事業費というものをお聞かせいただきたい。

それから、つくったコロニーというんですね、1ケース。どれだけのコロニーが売れて、どれだけが残って廃棄処分としたのか。つまり成功率というものは何%ぐらいに今なっているのかなということですね。

それから、ハチの一番肝心の販売先、顧客先は十分現在でも見込めるのかどうか。市場規模は十分あるのかどうか。あると考えていらっしゃるのかどうか。この点ですね。

そして、この2年間の収支状況。そして、ずばり今後採算が見込めるのかどうか。

こういった問題について概略、概算でももちろん結構でございますが、お話をいただきたいというふうに思います。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それでは、ご説明いたします。

まず2年間、2年間というのは20年度、21年度というふうに理解させていただきます。2年間のかかった費用と申しますか。まず旧三波小学校を飼育施設に改修するための工事等の費用は約1億2,600万ばかりでございます。それから、この2年間に試験飼育業務として委託料を計上したわけですが、これは約5,500万ばかりでございます。

それから、女王バチを商品となるコロニーとして、いわゆる成功率とおっしゃいましたが、私どもでは商品化率と言っておりますけれども、商品化率はこの2年間ではいかほどかということでございますけれども、当初は大体20%くらいでしたけれども、ここへ来てそれが大体40%くらいにまで先が見えてきております。これは大変難しいので、当初から現段階としての商品化率というふうに報告させていただきます。

それから、収支状況ですけれども、現在の商品化率では収支状況というのは大変きついというのが現状でございます。具体的な数値では、女王バチというのは買まして製品となるのに3カ月くらいかかりますので、現段階で収支状況というのは報告はちょっと難しいかなと思うので、ご容赦願いたいと思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

私はあんまり重箱を突つくようなことはもちろん言いたくない。事業をしようということで事業化して、その意気込みは買わなきゃいけないんですが、ただ2年間かかって商品化率。商品化率というのは、いわゆる女王バチを買って、そしてこれを飼育するわけですが、それが当初2割であったと。当初2割ということは10匹買って2匹しか物にならない、こういう意味ですね。それが今4割ぐらい来た。としても10匹かって4匹しかになっていない。あと6匹は物にならない。こういう意味だと思うんです。そうですね、課長。

非常にどうしてこういう率が悪いのかなと不思議でならないんです。幾ら実験段階。実験は多分もとのほうでなされているわけで、ここへ来てまた実験というのは、田舎に適応するかせんかという問題なのかどうか知りませんが、ハチなんて田舎のものでしょうけれども。なぜこれだけ低い。低いのがわかっておってやったのか。それから、やってみたら低くなったのか。この点ちょっとお聞きしておきます。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

それではご説明いたします。

まず、クロマルハナバチというのは1年生の昆虫です。自然界にいる間は春に生まれまして、卵を産み、働きバチを育て、そして秋には死亡していく、こういう流れになっております。これを日本の全ハウス農家に供給するためには1年中この働きバチを供給しなくてははいけない。

そういうところから女王バチの休眠処理という特殊な技術が特許として認められました。これはどういうことかといいますと、要は冬でも産卵し働きバチをつくる。こういったことを自然に生きているものを人工的にある種の刺激を与えてそういうものができるようにした、こういう特殊な技術なんですけれども。それによつてのリスクといいますか、その辺がまだまだ未確定な部分であったということがまず一つあります。

それから、必ずしも女王バチが100%受精した、要は妊娠しているかという結論なんですけれども、その辺の確定もしたであろうということしかわからないということですから、中には未産卵のものもいるという状況です。

それからもう一つには、東京で現在、女王バチは生まれているんですけども、東京から能登までの輸送に係るリスク、これによってストレス等がたまって産卵しないとか死亡するとか、こういった例もございます。

それからあとは女王バチを育てるに於いての温度、湿度管理。

いわゆる今まで言いましたことを試験的にこの2年間かけて改善していくということで現在やっているということで、これは日本でも今ここでやっているだけですので、これで改善される点があれば商品化率も上がっていくということで現在実験しているということでございます。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

現在実験しているということなのですが、2年間は何だったのかなと、こう言いたくもなりますけれども。

商品化率が40でも20でもいいんですが、問題は仮に40だとしたら100匹買ってきて40匹しか物にならなかった。あとは60匹は返すんですか。それともこちらでそれはリスクは背負うんですか。返せば問題ないんですね。どっちなんですか。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

今、死亡した女王バチは返すのかということですが、返してはおりません。じゃそのリスクはだれが背負うのかということですが、現在のところは町が背負っているということです。これは2年前のときに三者、いわゆる女王バチを供給する会社、それからできたコロニーを販売する会社、そして当町、この三者で協定書を結んでおりまして、その協定書の中身ではそういうふうな契約になっておりますので、そういう状況となります。

15番（鶴野幸一郎）

もう一つ、これは1コロニー幾らで売るものなんですか。今現在、若干でも売れている値段。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

あくまでも試験飼育期間の協定事項で定めた金額でございます。要は普及を図るための一般の今までのセイヨウハナバチよりも安く設定しているということで、現在は1万5,750円で売っております。

あくまでも試験飼育期間ということで、販売に関しても、あるいはコロニーの先ほど言いましたリスクに関しましても、試験飼育期間でいろんなことを試すという大前提でやっておりますので、その辺ご理解願いたいと思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

1コロニー1万5,750円、現在の販売価格である。仕入れ価格は1匹7,000円というふうに聞いております。そうでしたね。それが成功、商品化率が半分以上死ぬということになれば、7,000円じゃないですね。恐らく1万5,000円ほどの値段になってしまうんですね。そうすると原価よかりも安い値で販売しているというような、私はそうとれるんですけども、間違っていますか。

早い話が7,000円のを半分死んじゃうわけですから。半分以上ですね。そうすると7,000円じゃなくて、原価は1万4,000円以上になるわけですね。正確に計算できませんが、1万6,000円ほどになりますね。もっとなるかな。

議長（久田良平）

ふるさと振興課長 佐野勝二君。

ふるさと振興課長（佐野勝二）

ご説明します。

これは事業化に向けては、例えば女王バチの購入を現在7,350円で買っているものを仮に4,500円で買えないかとか、それからコロニーの販売を現在1万5,750円を2万5,000円にできないかとか、事業化に向けては今後そういった詰めを三者会議で行っていく予定にしております。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

うまくいかないもので、これから負けしてくれと、もっと高く売ってくれと、こういう話なんです。高く売るといのはまず難しいでしょうね。現在のセイヨウミツバチの販売価格が大体1万五、六千円。農家も商売ですから安くて効率のいい安いものを当然欲しがります。高いものをあえて買うことはない。そういう問題があります。それから、仕入れ価格4,500円にせいと、こういう話。これも仮定の話で、できるかどうかわからんわけですね。

こういう状態のまま、いつまで行くんですか。もう試験飼育終わった。いよいよ本格段階へ入るわけですね。この春から。それに対して今どういう手を打とうとされているんですか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今いろいろ課長のほうからも説明ありましたけれども、国のほうの輸入禁止措置、これを早くやっていたらいいことには、クロマルハナバチはなかなか浮上できないのかなという思いがあります。ただ、セイヨウマルハナバチに関しましても非常に生態系を壊すということで、それをもし放した場合の罰則なんかも出てきていますので、できるだけ早く輸入禁止をしていただいて、そしてクロマルハナバチに転換していただくことがこの事業を進めていくんじゃないかなというふうに思います。

最初の議員のご質問の企業創出が大きいというお話がありました。我々は今試行錯誤しながら企業の創出を行っている段階であります。ですから人への投資も大事かもしれませんが、こういった企業への投資の時期だというふうに考えておりますので、ぜひ温かい目で見ただけであればというふうに思っています。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

だから最初に申し上げました。重箱を突つくつもりはありません。しかし、当初の町長、2年間という猶予があったわけで、それ自体が温かい話であって、いよいよ本格となったわけですから、やはり厳しくこれからやっつけていかないと、年間5,000万近くの委託料、公社に対して委託するわけで、それは町民の税金でございまして、当初、三波小学校を改造した。1億二千何百万使った。多額の投資をしているわけで、そして2年間の猶予を、町長の執行のほうから

申し出て2年間待ってくださいと。そのうちにちゃんとしますと、こういう話だったので、一言も言わず待っていたわけで、いよいよ2年経ちまして、これからの覚悟と決意、しっかりやっついていかないと、どういう段階になったらこれは見通しが立つのか。やはりしっかりと決めておいていただかないと、ずるずるずるずると1年2年と物にならないものを引っ張っていくというわけにはいかないわけで、限られた町民の税金でございますので、その点、町長、もう一度覚悟と決意と見通しと、これをお話しただいて。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに毎年委託料を払っておりますし、三波小学校の改修に関しましては国交省の補助をいただいて改修したものですから、それほど町の持ち出しはなかったわけなんです、やはり委託料に関しては町が持ち出しているということなので、できるだけ早く事業化へ向けて、そして採算性がとれるように職員も一生懸命頑張っておりますし、品質というのか商品化率も徐々にではありますが上がってきているということなので、来年度へ向けてのさらなる調査研究を職員も一生懸命やってくれると思いますので、見守っていただければというふうに思います。

議長（久田良平）

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

町のサイドから見ますと、委託料として5,000万近くの金が出ている。それしかわからないわけで、公社へ委託して、内容等については私どもの手元へ回ってきておりませんので、どうなっておるのかなという感じで時々小耳に挟むというような感じしかわかりません。これではまずいので、それだけの税金を投入しておりますので、しっかりと議会にもその都度報告をしながら、そして足りないところは補い合いながらともに頑張っていく、そういう以外にないというふうには思っておりますので、ひとつ包み隠さないようにやっていただきたいなというふうに思います。

それでは、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（久田良平）

それでは次に、4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

それでは、ただいま議長の発言の許可をいただきましたので一般質問いたします。

今定例会より私は再度この場に立つことになり、改めて町民の皆様に感謝申し上げます。今はとても感激と緊張でいっぱいです。この思いをいつまでも忘れず、町のため、町民のために何ができるかを日々考え、取り組んでいきたいと思っております。時には厳しい課題については町長さんにはぶつかるかもしれませんが、町のことを思えばということでご容赦願います。町長初め執行部の方々、また議長さん初め議員各位とも協力し、町政発展のため粉骨砕身取り組みたいと考えておりますので、よろしく願います。

最後の質問者として、私のほうから能登町の水産業の振興策について質問させていただきます。

町長は、2日間にわたり長時間答弁されておられるわけでお疲れと思いますが、私は通告した1点だけということで質問したいと思っておりますので、よろしく願います。

日ごろ町長におかれては町の基幹産業である水産農林業に関し、日々奮闘されていることに敬意をあらわすものです。とりわけ農業分野では、「あえのこと」など文化伝承に至る奥能登の観光を含めた多面的な産業振興に努力されていますが、近年の水産業分野ではどうでしょうか。これからの時期、宇出津港を拠点とした寒ブリの水揚げも大変期待されるところでありますが、また小木港を拠点とするイカ釣り漁については、今年は特に夏場でイカ釣り船団の入港が少ないと聞いておりました。1隻の水揚げは多いときで数千万を見込み、再出港するときは船の船積みなど地域に及ぼす経済効果が大きいと思っております。今後この水産業の振興策について、漁業の町小木、地域振興の貢献のてこ入れの何か施策があるのか、それともどういう姿勢で向かわれるのか、質したいと思っております。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

まず、能登町の水産業の振興につきましては、ソフト面、ハード面におきまして国の政策に対応して、町民の皆様の協力のもと県とも連携をとりながら進めてまいりました。今後も漁業者の皆さんのご要望には引き続き積極的に対応

するよう努めたいと考えております。

今議員のお話の中型イカ釣り漁業におきましても、現在24隻が操業しているほか、町外の6隻がJFいしかわ小木支所を利用しております。ことしのイカ釣り漁業の水揚げにつきましては、11月末で前年比99%と例年並みということでしたが、その約5割が他港水揚げで、小木港への寄港回数が非常に少ないとのことでした。その要因としましては、8月から9月にかけて漁場が日本海北部にあったことや、あるいはロシア海域の入漁に際しましては入り口が指定されており、その入り口が北のほうにあったために函館港に水揚げが多くなったというふうに聞いております。

寄港が少ないため、議員がおっしゃるとおり燃油や食料等の需要が減り、地域経済への影響は大きいと思っておりますので、地元での荷揚げ促進のためどういう方策がよいのか、あるいは今後は漁業関係者とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

漁業関係者と協議しながら現状を把握するというところで、イカ釣りのその辺の町長さんの認識は。それからもう一つは、荷さばきというか水揚げの風景は見たことありますか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当然、能登町の大事な基幹産業でありますので、荷揚げの場面を見たことはあります。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

それでは、日本海全域で漁をするイカ釣り漁業に関しては、当町でできることは限られていると思いますが、同じようにほかの自治体では入港を促進するような事例が、北海道の函館港なんかは市長を初め町の幹部、しかるべき役職

の人たちが歓迎というのかそういう形をとるようなところもあるもので、町自体でどういうことができるのか。やっぱりそれは現場の責任者というか船頭さんと懇談会並びに何かそういう情報収集の話を聞くとか対策を講じるとか、そういう観点、考えはありますか。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

今、議員が函館市長のお話をされましたが、やはり自分としては地元ということで甘えがあったのかなという気がしておりますので反省したいと思っております。

今ほど議員がおっしゃった情報収集あるいはどういうふうにイカ釣り船団の支援ができるかということは、やはり漁業者の皆さんとの話し合いの中でヒントも見つかりたいと思いますので、ぜひそういう機会があれば臨みたいというふうに思っています。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

ありがとうございます。

水産業だけに限らず、現場の認識というかその辺を早急に把握し、何が不足しているのか、何が余っているのかをちゃんとして正確な情報のもとで今後の施策の柱にさせていただきたいかなということと、あとは先ほども鶴野議員さんがおっしゃっているような関係で、人材育成、技術の継承その他、伝統技法の継承など、これは時間がかかるもので、その辺を早急に何とか、どういう取り組みになればいいのかわかりませんが。

小木地域のほうは区長会初めいろいろな協議会、また公民館、いろいろな分野で、商店連盟も含めながら地域で。一番能登町でも小木は特にその辺が、過疎化、人が。今の荷揚げのときでも、今では人手不足で、ほかの業種の方からそのとき集めているような状況なので、その辺を正確に把握しながら。地区のほうも一生懸命やっているけれども、その辺をこれから能登町として取り組んでいきたいと思っておりますので、その辺をまたひとつ伺います。どうぞ。

議長（久田良平）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

当然、議員がおっしゃるように伝統的なイカ釣りの技法といいますかそういうのは継承していかなきゃならないと思っていますし、今現在、乗組員に関しましてもインドネシア人が100人以上乗っている状況で、非常に日本人の後継者といいますか少ないと思いますし、また船頭さんに関しましても後継者がなかなかいないというようなお話も聞いておりますので、そういった船頭さんの育成、あるいは乗組員の育成というのも町も何らかの形で支援していかなきゃならないと思っていますし、また荷揚げに関しましてもかなり重労働ということもありまして、建設業界の方がお手伝いするというような話も聞いておりますので、そういった人員の確保ということも漁協としては難しい面もあろうかと思っておりますので、町としてもできる限りの支援はしていきたいというふうに考えてます。

議長（久田良平）

4番 小路政敏君。

4番（小路政敏）

どうもありがとうございます。

そうしたら、あとは私は初回なもんで。この部分は。細部というのか細かいところは委員会なり、それからまた課長さんなり、いろいろ聞きながら進めていきたいと思っていますので。

今日はどうもありがとうございました。

議長（久田良平）

4番、答弁漏れはございませんか。よろしいですか。

4番（小路政敏）

今日はあいさつ。

議長（久田良平）

以上で一般質問を終わります。

散 会

議長（久田良平）

本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす12月15日午前10時から本議場で開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

散 会（午前11時46分）

開議（午前10：00）

開 議

議長（久田良平）

ただいまの、出席議員数は18人で、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

委員長報告

議長（久田良平）

日程第1 議案第66号「平成22年度能登町一般会計補正予算」から、日程第12 議案第77号「平成22年度能登町病院事業会計補正予算」までの12件、及び日程第13 議案78号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第30 議案第95号「財産の取得について」までの18件、並びに日程第31 請願第2号「TPP 交渉に関する請願について」及び日程第32 請願第3号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択について」の2件、併せて32件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 向峠茂人君。

総務常任委員長（向峠茂人）

総務常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第66号「平成22年度能登町一般会計補正予算（第5号）歳入及び所管歳出」

議案第67号「平成22年度能登町有線放送事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第78号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第79号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第80号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される能登町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第81号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」

議案第 82 号「公の施設の指定管理者の指定について（各集会所）」

以上 7 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に、教育民生常任委員長 南正晴君。

教育民生常任委員長（南正晴）

教育民生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 66 号「平成 22 年度能登町一般会計補正予算（第 5 号）所管歳出」

議案第 68 号「平成 22 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 69 号「平成 22 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 70 号「平成 22 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 77 号「平成 22 年度能登町病院事業会計補正予算（第 1 号）」

議案第 83 号「公の施設の指定管理者の指定について（能登町高齢者等活動施設）」

議案第 84 号「公の施設の指定管理者の指定について（うしつ障害者支援センター）」

以上 7 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第 3 号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択について」以上 1 件は、採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（久田良平）

次に、産業建設常任委員長 酒元法子君。

産業建設常任委員長（酒元法子）

産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第 66 号「平成 22 年度能登町一般会計補正予算（第 5 号）所管歳出」

議案第 71 号「平成 22 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 72 号「平成 22 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 73 号「平成 22 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第74号「平成22年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）」

議案第75号「平成22年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」

議案第76号「平成22年度能登町水道事業会計補正予算（第2号）」

議案第85号「公の施設の指定管理者の指定について（宮地宿泊交流所こぶし）」

議案第86号「公の施設の指定管理者の指定について（福光堆肥センター）」

議案第87号「公の施設の指定管理者の指定について（秋吉緑地健康広場）」

議案第88号「公の施設の指定管理者の指定について（能登町農林産物処理加工施設）」

議案第89号「公の施設の指定管理者の指定について（程谷緑地健康広場）」

議案第90号「公の施設の指定管理者の指定について（能登町農林産物総合センター）」

議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について（ふれあいの里施設）」

議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（セミナーハウスやまびこ他）」

議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（国民宿舎うしつ荘他）」

議案第94号「小字の区域の廃止について」

議案第95号「財産の取得について」

以上18件は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号「TPP交渉に関する請願について」

以上1件は、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

質 疑

議長（久田良平）

以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

ただいま産業建設常任委員長より報告のありましたとおり、私も委員会に所属しておりますけれど、公の施設の指定管理につきまして、第91号でございますが、ふれあいの里施設この件につきまして私は反対ということで異議を唱えさせていただきました。他は全て良とするわけですが、反対としたこの案件

につきまして、反対討論をしたいと思っておりますのでよろしくお取扱お願いします。

議長（久田良平）

15番鶴野幸一郎君。委員長報告に対する質疑等は議員間の申し合わせ事項第30により自己の所属する委員会に質疑を行わないとなっておりますのでご了承願います。

15番（鶴野幸一郎）

質疑ではなくて、その後の採決において討論したいということです。

休 憩

議長（久田良平）

しばらく休憩いたします。

(午前10時15分)

再 開

議長（久田良平）

休憩以前に引き続き会議を開きます。質疑はありますか。

(午前10時50分)

(「質疑なし」の声)

議長（久田良平）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討 論

議長（久田良平）

これより討論を行います。討論はありますか。

15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

議案第91号に対する討論よろしいですか議長。

議長（久田良平）

はい。これより討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。15番 鶴野幸一郎君。

15番（鶴野幸一郎）

私の不手際で、進行を遅らせたことをまずお詫びを申し上げたい。

それでは議案91号「公の施設植物公園ふれあいの里施設の指定管理委託」という件に関しまして、わたしの反対討論を行います。その理由としまして3点ございます。

第1に公の施設とは何か。地方自治法によれば住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であるとあります。これは、住民の住民による住民福祉のための施設ということでございます。そういった意義から鑑みるにこの施設において、イベントを乱発して県内外から多くの人を集めて云々というのは履き違えではないかと。イベントに使う経費というのは無駄ではないかと私は考える。

第2点として、今回指定管理者として指定される議案が11件提出されておりますが、「セミナーハウス」や「こぶし」のように施設を管理費なしで使って、そして営業しているという施設もあれば、障害者福祉やあるいは地区の集会所のように、逆に集落で経費を負担して使うところもあるなど、こういう施設につきましても町の負担がまったく伴わないという意味では、指定管理制度の本来の趣旨には合致しているというふうに私は思いますので、この件に関しては賛同する訳です。ただ植物公園の場合につきましても、やはり年間5900万円からの大金が出ていると、管理をお願いしているという立場でございます。その数字をはじいた算出根拠というのは一体どういうことなのか。19年の12月当時、職員数は植物公園において正規職員が10名、非正規職員が5名合わせて15名いた。これが大きな算出根拠となっていた訳ですが、3年経ったいま果たしてどうなっているでありましょうか。ある聞こえてくるところによりますと正規職員は半減しているのではないかという話もあります。そういったことにつきましても、一度民間にわたった施設につきましてもまったく私どもが感知できない立場にあります。従いましてそういった意味からいって数字の算出根拠、これが見極めることが出来ない。こういうのが今の実態です。従って非常に内容的には不透明であるといわざるを得ません。

それから3点目としましては、3年前に提案公募型プロポーザル方式をもって公募したわけで、その時に2社集まりました。ふれあい公社と今の朝日建物でございます。そして審査をした結果、朝日建物にうつったと。委託したとい

う経緯がありました。やはり今回もそういった方式をとるべきであったと私は考えます。随意契約という形でそのまま今後3年間いってしまう。しかも金額にして1億7千万もの金が3年間無条件に渡るわけです。こうしたことを見逃しては、議会としてあるいは議員としてこれは申し訳ないと、町民に対して申し訳ないとわたくしは思います。こうしたプロポーザル公募まではいかなくても、やはり外部審査委員を交えた審査会を開いて、そして審議して決定していくという民主的なプロセスといえますか、そういう期間を設けなかった。これはやはりまずいのではないかと私は考える次第でございます。

以上の3つの理由から私は今回の指定管理につきましては、もう一度振り出しに戻して、そしてそういう形をとっていただきたい。こういうふうをお願いする次第です。今回もしこのままいくとしたら、それこそ透明性を議会に対して示していただきたい。審査の管理算出根拠を示す資料を議会に提出していただきたい。これを執行部並びに議長を通してお願いをして私の反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（久田良平）

次に原案に賛成者の発言を許します。

8番 南正晴君。

8番（南正晴）

私は議案第91号に賛成する立場として討論させていただきます。

先ほど鶴野議員が言われましたが、まずこのふれあいの里公社に年間支払われる金額5900万円が町民の税金であり、無駄に使われているのではないかといわれましたが、この経費のほとんどはこちらに働く職員の方々の給与であり、また当施設の維持管理に使われているものだと私は思っています。3年前はこちらの施設を民間に任せましたが、ここでまた再び公社の運営なり町の直接の管理に戻すということは、この方々の、従業員の身分が3年ごとに変わるということで雇用の確保や安心して働ける職場づくりという観点からも、職員の方々に不安を抱かせることになるのではないかと一つは思うことであります。また3年間安心して働けるような形をしっかりと作ってあげることが私たちの責務ではないでしょうか。それからこの議案上程されてから様々な方々に意見を聞きましたところ、公社が管理していた時代よりは様々な事業計画がやりやすくなったと聞いています。先ほどイベントの経費が無駄だとも言われましたが、このイベントの経費も当然こちらの運営会社が負担する面もあり、現在町のPRにもこれが使われているように聞いています。また柳田スターファイターズといったグラウンドゴルフのチームを作り、この方々が各種試合をすることによ

って、このふれあいの里施設の PR にもなっていると。これは果たして公社の時代にこういったことが組織されることがあったでしょうか。また、イベントにかかわる様々な人たちに聞きますと、各種の企画に自分達の意見が反映され、小回りが非常に利くようになってきたということで、是非このまま続けていたいただきたいという意見も数多くあります。一度このようにお任せした施設に対してまたわずか3年で切り替えるという観点からも、我々の姿勢としていかなものかと考えるところもありますので、民間活力をいれて活性化図るという観点から考えましても、また3年間お任せするのも良いのではないかとという観点で私は賛成とさせていただきます。

議長（久田良平）

他に討論はありますか。11番 志幸松栄君。

11番（志幸松栄）

前回の3年前も賛成討論させていただきましたけれど、鶴野さんの反対討論に対しての反対でございます。一つ言われましたけど、南君の言葉に、やっぱり大きな意味の中で、外部の人が入っていただけないか、この能登町も中々繁栄できない議論も議会の方でも色々と皆さん執行部からも提出されていますけど、この三セクターについては町でも議会でもいつももんでおりましたけど、ずっとこの三セクターの問題、前回も朝日建物さん色々と実際に3年かやられて私は大成功だと思っています。そういうことで、全国の方々がこの能登町に産業の振興のためにきていただくことは、おおいに賛成です。そういうことで鶴野さんの金の問題についてもこの3年間のうちにフォローされたとは思っております。それと同時に民主的行動というものについても、職員の方執行部の方々が色々と前回はプロポーザルだとかなんとか騒ぎましたけど、今回も同じような行動をしたのではないかと。私はこれについて所管でありましたけど、賛成いたしました。民主的行動で朝日建物さんとの協定を結ぶ前提を作られたということでございます。それを理解していただきたいなと鶴野さんに理解してもらいたいなと思います。それから透明性ということについては、私も前回透明性ということに対して、協定書というものを私は前回も勉強しましたが、これも全部協定書、執行部ならびに朝日建物さん協定書は隅から隅まで読みましたけど、これについては鶴野さんの福祉の問題とか色々言われましたけど、それについて全部フォローされております。本当に私は朝日建物、指定管理をうけられる人に対して本当に私たち能登町はお願いしますという方向に行くべきではないかなということで私は賛成討論しました。そういうことでひとつ執行部の方々がこういう能登町の財政も悪化しております。そういう中で三セクタ

一に今まで、予算の中で難儀なことで頭を痛めてこられましたけど、こういうもう一方ではふれあい公社の方々が委託されておりますけど、そういうことで私はこれから大いに歓迎してこの能登町に人が入ってくることを望んで賛成討論をいたします。そういうことで失礼いたしました。ちゃんと協定書の中に書いてあります。

議長（久田良平）

他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

採 決

議案第 66 号から議案第 95 号

議長（久田良平）

これより、採決を行います。

お諮りします。

議案第 66 号「平成 22 年度能登町一般会計補正予算」

議案第 67 号「平成 22 年度能登町有線放送事業特別会計補正予算」

議案第 68 号「平成 22 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算」

議案第 69 号「平成 22 年度能登町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議案第 70 号「平成 22 年度能登町介護保険特別会計補正予算」

議案第 71 号「平成 22 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算」

議案第 72 号「平成 22 年度能登町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 73 号「平成 22 年度能登町漁業集落排水事業特別会計補正予算」

議案第 74 号「平成 22 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算」

議案第 75 号「平成 22 年度能登町簡易水道事業特別会計補正予算」

議案第 76 号「平成 22 年度能登町水道事業会計補正予算」

議案第 77 号「平成 22 年度能登町病院事業会計補正予算」

議案第 78 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 79 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 80 号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される能登町職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第 81 号「能登町消防団条例の一部を改正する条例について」

の以上 16 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、議案第66号から、議案第81号までの以上16件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号「公の施設の指定管理者の指定について」(各集会所)

及び議案第83号「公の施設の指定管理者の指定について」(能登町高齢者等活動施設)の以上2件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 (久田良平)

挙手全員であります。

よって、議案第82号、及び議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「公の施設の指定管理者の指定について」(うしつ障害者支援センター)を採決します。

ここで、14番 鍛冶谷眞一君は、しばらく退場していただきたいと思いません。

(鍛冶谷眞一議員 退場)

議長 (久田良平)

議案第84号「公の施設の指定管理者の指定について」(うしつ障害者支援センター)に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、鍛冶谷眞一君の入場を許します。

(鍛冶谷眞一議員 入場)

議長 (久田良平)

次に、議案第 85 号「公の施設の指定管理者の指定について」(宮地宿泊交流所こぶし)

議案第 86 号「公の施設の指定管理者の指定について」(福光堆肥センター)

議案第 87 号「公の施設の指定管理者の指定について」(秋吉緑地健康広場)

議案第 88 号「公の施設の指定管理者の指定について」(能登町農林産物処理加工施設)

議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について」(程谷緑地健康広場)

議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について」(能登町農林産物総合センター) の以上 6 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、議案第 85 号から、議案第 90 号までの以上 6 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について」(ふれあいの里施設)

の 1 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立多数であります。

よって、議案第 91 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について」(セミナーハウスやまびこ他)

議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について」(国民宿舍うしつ荘他) の以上 2 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、議案第92号、及び議案第93号の以上2件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号「小字の区域の廃止について」及び議案第95号「財産の取得について」の以上2件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (久田良平)

起立全員であります。

よって、議案第94号、及び議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

採 択

請願第2号・請願第3号

議長 (久田良平)

次に、請願第2号「TPP交渉に関する請願について」及び

請願第3号「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択について」

の以上2件に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり採択することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 (久田良平)

挙手多数であります。

よって、請願第2号、及び請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

閉会中の継続審査の件

議長（久田良平）

日程第 3 3 「常任委員会及び特別委員会並びに議会運営委員会の閉会中の継続審査の件」を議題とします。

総務常任委員会をはじめとする、3 常任委員長、及び特別委員長から目下、各委員会で調査・審査中の事項について、又、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、会議規則第 7 5 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（久田良平）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された議件は全部終了いたしました。

町 長 挨拶

議長（久田良平）

ここで、持木町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは平成 22 年能登町議会第 4 回定例会を閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

12 月 9 日から開会されました今定例会では、平成 22 年度一般会計補正予算はじめ、条例の改正、指定管理者の指定、小字の区域の廃止、財産の取得など、多数の重要案件につきまして、熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきましたことを、改めて御礼を申し上げます。

なお、今会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても慎重を期してまいり所存であります。

さて、先日の国の補正予算成立にともないまして、地方公共団体が地域の実情に応じ、地域の目線に立ったきめ細かな事業等に活用できる「地域活性化交

付金制度」の概要が一部示されましたので、少しご紹介いたします。

まず、観光地における電線地中化等、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行う「きめ細かな交付金事業」に約 2 億 1,000 万円。

また、ソフト事業ではありますが、地方の消費者行政、DV 対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援など、地域づくりに対する地方への取り組みを支援する「住民生活に光をそそぐ交付金事業」に約 3,000 万円が本町に割り当てられる見込みと聞いております。

町としましては、あくまでも概要の段階なので具体的な事業内容は示されておりませんが、早急に各課とのヒアリング等を実施し、予算計上に向けた準備を行って参りたいと考えておりますので、議員各位には、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年もいよいよ押し迫り、日々厳寒に向かいます折から、皆様には切に御自愛くださいますとともに、御多幸な新春をお迎えくださいますようお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

閉議・閉会

議長（久田良平）

これをもちまして、平成 22 年第 4 回能登町議会定例会を閉会いたします。
皆様、7 日間にわたり大変ご苦勞様でした。

（午前 11 時 20 分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 12 月 15 日

能登町議会議長 久 田 良 平

署 名 議 員 酒 元 法 子

署 名 議 員 椿 原 安 弘